

官報

号外

平成十四年十二月十日

○第百五十五回国 衆議院會議録 第十七号

平成十四年十二月十日(火曜日)

議事日程 第十四号

平成十四年十二月十日

午後一時開議

- 第一 戸籍法の一部を改正する法律案(法務委員長提出)
- 第二 裁判所法の一部を改正する法律案(第百五十四回国会、平岡秀夫君外五名提出)
- 第三 検察庁法の一部を改正する法律案(第百五十四回国会、平岡秀夫君外五名提出)
- 第四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案(第百五十四回国会、水島広子君外五名提出)
- 第五 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案(第百五十四回国会、内閣提出)
- 第六 平成十二年度一般会計歳入歳出決算
平成十二年度特別会計歳入歳出決算
平成十二年度国税収納金整理資金受払計算書
- 第七 平成十二年度政府関係機関決算書
平成十二年度国有財産増減及び現在額総計算書
- 第八 平成十二年度国有財産無償貸付状況総計算書

○今日の会議に付した案件
総合科学技術会議議員任命につき同意を求めるの件

平成十四年十二月十日 衆議院會議録第十七号

電波監理審議会委員任命につき同意を求めるの件

日本放送協会経営委員会委員任命につき同意を求めるの件

中央更生保護審査会委員任命につき同意を求めるの件

公安審査委員会委員任命につき同意を求めるの件

労働保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

社会保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

運輸審議会委員任命につき同意を求めるの件

公害健康被害補償不服審査会委員任命につき同意を求めるの件

戸籍法の一部を改正する法律案(法務委員長提出)

裁判所法の一部を改正する法律案(第百五十四回国会、平岡秀夫君外五名提出)

検察庁法の一部を改正する法律案(第百五十四回国会、平岡秀夫君外五名提出)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案(第百五十四回国会、水島広子君外五名提出)

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案(第百五十四回国会、内閣提出)

平成十二年度一般会計歳入歳出決算
平成十二年度特別会計歳入歳出決算

平成十二年度政府関係機関決算
平成十二年度国有財産増減及び現在額総計算書

平成十二年度国税収納金整理資金受払計算書

平成十二年度政府関係機関決算書

平成十二年度国有財産増減及び現在額総計算書

総計算書

午後一時三分開議

○議長(綿貫民輔君) これより会議を開きます。

総合科学技術会議議員任命につき同意を求めるの件

電波監理審議会委員任命につき同意を求めるの件

日本放送協会経営委員会委員任命につき同意を求めるの件

中央更生保護審査会委員任命につき同意を求めるの件

公安審査委員会委員任命につき同意を求めるの件

労働保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

社会保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

運輸審議会委員任命につき同意を求めるの件

公害健康被害補償不服審査会委員任命につき同意を求めるの件

○議長(綿貫民輔君) お諮りいたします。
内閣から、

総合科学技術会議議員

電波監理審議会委員

日本放送協会経営委員会委員

中央更生保護審査会委員

公安審査委員会委員

労働保険審査会委員

社会保険審査会委員

運輸審議会委員
及び
公害健康被害補償不服審査会委員に
次の諸君を任命することについて、それぞれ本院
の同意を得たいとの申し出があります。
内閣からの申し出中、
ます、
総合科学技術会議議員に栗師寺泰蔵君を

平成十四年十二月十日 衆議院會議録第十七号

総合科学技術会議議員任命につき同意を求めるの件等九件 戸籍法の一部を改正する法律案外四案

任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、同意を与えることに決まりました。

次に、

総合科学技術会議議員に大山昌伸君を、公安審査委員会委員に大川隆康君及び藤村輝子君を

任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、いずれも同意を与えることに決まりました。

次に、総合科学技術会議議員に阿部博之君及び黒田玲子君を、

電波監理審議会委員に安田靖彦君及び井口武雄君を、

日本放送協会経営委員会委員に石原邦夫君、高崎ゆかり君、菅原明子君及び堀部政男君を、

中央更生保護審査委員会委員に川崎道子君及び福井厚子君を、

労働保険審査委員会委員に来本笑子君及び井上和子君を、

社会保険審査委員会委員に加茂紀久男君を、運輸審議会委員に田島優子君を、

公害健康被害補償不服審査委員会委員に近藤健文君及び浅野椿悦君を

任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、いずれも同意を与えることに決まりました。

次に、

労働保険審査委員会委員に渡辺貞好君及び白井国男君を、

社会保険審査委員会委員に沼田輝夫君を

任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、いずれも同意を与えることに決まりました。

次に、

労働保険審査委員会委員に金平隆弘君を任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、同意を与えることに決まりました。

○議長(綿貫民輔君) 日程第一は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。

日程第一 戸籍法の一部を改正する法律案

(法務委員長提出)

日程第二 裁判所法の一部を改正する法律案

(第百五十四回国会、平岡秀夫君外五名提出)

日程第三 検察庁法の一部を改正する法律案

(第百五十四回国会、平岡秀夫君外五名提出)

日程第四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案(第百五十四回国会、水島広子君外五名提出)

日程第五 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案(第百五十四回国会、内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第一、戸籍法の一部を改正する法律案、日程第二、平岡秀夫君外五名提出、裁判所法の一部を改正する法律案、日程第三、平岡秀夫君外五名提出、検察庁法の一部を改正

正する法律案、日程第四、水島広子君外五名提出、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案、日程第五、内閣提出、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案、右五案を一括して議題といたします。

委員長の趣旨弁明及び報告を求めます。法務委員長山本有二君。

戸籍法の一部を改正する法律案

裁判所法の一部を改正する法律案及び同報告書

検察庁法の一部を改正する法律案及び同報告書

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案及び同報告書

○山本有二君 ただいま議題となりました各法律案のうち、まず、戸籍法の一部を改正する法律案について、提案の趣旨及び概要を御説明申し上げます。

本案は、虚偽の届け出等によって不実の記載がされ、かつ、その記載につき訂正がされた戸籍等について、戸籍における身分関係の登録及び公証の機能をより十全なものとするとともに、不実の記載等の痕跡のない戸籍の再製を求める国民の要請にこたえるため、申し出による戸籍の再製の制度を創設しようとするもので、去る六日の法務委員会において全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

次に、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案外三法律案について、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行

った者の医療及び観察等に関する法律案は、右の他害行為を行った者に対し、継続的かつ適切な医療を行うこと等により、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進するため、一定の対象者について、検察官等からの申し立てにより、地方裁判所が審判を行い、対象者の処遇の可否及び内容を決定し、厚生労働大臣の指定する医療機関が医療を実施することとする手続等を定めようとするものであります。

次に、裁判所法の一部を改正する法律案は、刑事事件における被告人の精神鑑定に資するため、最高裁判所に司法精神鑑定センターを置くこととするものであります。

次に、検察庁法の一部を改正する法律案は、検察庁に、検察官等の職務の遂行に資するために必要な機関を附置することができるとするものであります。

最後に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案は、措置入院制度の適正な実施を確保するため、判定委員会及び精神保健福祉調査員の設置並びに精神科集中治療センターの指定等を行うこととするものであります。

四法律案は、さきの第百五十四回国会にそれぞれ提出され、今国会まで継続審査となっていたものであります。

委員会においては、去る十一月二十七日塩崎恭久君外二名から、自由民主党及び公明党の共同提案による内閣提出法律案に対する修正案が提出され、同日趣旨の説明を聴取いたしました。二十九日から質疑に入り、十二月三日には厚生労働委員会との連合審査会において参考人から意見を聴取するなど慎重に審査を行い、去る六日質疑を終局し、討論、採決の結果、裁判所法の一部を改正する法律案、検察庁法の一部を改正する法律案並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案の各案は賛成少数をもって否決すべきものと決し、心神喪失等の状態で重大な

他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案は賛成多数をもって修正議決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) これより採決に入ります。まず、日程第一につき採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

次に、日程第二、平岡秀夫君外五名提出、裁判所法の一部を改正する法律案、日程第三、平岡秀夫君外五名提出、検察庁法の一部を改正する法律案及び日程第四、水島広子君外五名提出、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案の三案を一括して採決いたします。

三案の委員長の報告はいずれも否決であります。この際、三案の原案について採決いたします。

三案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 起立少数。よって、三案とも否決されました。

次に、日程第五、内閣提出、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

日程第六 平成十二年一般会計歳入歳出決算

算
平成十二年特別会計歳入歳出決算

算

平成十二年国税収納金整理資金受払計算書

平成十二年政府関係機関決算書
在額総計算書

日程第七 平成十二年国国有財産増減及び現在額総計算書

日程第八 平成十二年国国有財産無償貸付状況総計算書

○議長(綿貫民輔君) 日程第六、平成十二年一般会計歳入歳出決算、平成十二年特別会計歳入歳出決算、平成十二年国税収納金整理資金受払計算書、平成十二年政府関係機関決算書、日程第七、平成十二年国国有財産増減及び現在額総計算書、日程第八、平成十二年国国有財産無償貸付状況総計算書、右各件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。決算行政監視委員長山口俊一君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○山口俊一君(登壇) たいだいま議題となりました平成十二年度決算外二件につきまして、決算行政監視委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、決算等の概要を申し上げます。

一般会計決算額は、歳入九十三兆三千六百十億円余、歳出八十九兆三千二百十億円余であります。

特別会計決算総額は、歳入三百四十一兆一千四百六十三億円余、歳出三百五十七兆七百五十九億円余であります。

国税収納金整理資金の収納額額は、五十九兆八千三百三十一億円余であります。

平成十二年度決算外二件

政府関係機関決算総額は、収入七兆九百九十四億円余、支出六兆九千八百七十七億円余であります。

国国有財産増減及び現在額総計算書の年度末現在額は、百七兆九百四十四億円余であります。

国国有財産無償貸付状況総計算書の年度末現在額は、一兆四百五十七億円余であります。

本委員会におきましては、第五百五十四回国会において概要説明を聴取し、総括質疑を一日間、四分科会審査を二日間行いました。今国会においては、全般的審査を一日間行い、去る十二月六日小泉内閣総理大臣出席のもとに締めくくりに総括質疑を行い、質疑終了後、決算について、委員長より議決案を提出いたしました。

以下、議決案の内容を申し上げます。

一 予算の執行状況などからみて、所期の目的が十分達成されるよう、なお一層の努力を要する事項などが見受けられる。

次の事項がその主なものであるが、政府は、これらについて特に留意して適切な措置を執り、その結果を次の常会に本院に報告すべきである。

1 公共事業は国民の貴重な税金によって執行されているにもかかわらず、入札等において、政治家等の関与や談合、業務妨害等がたびたび指摘されている。

政府は、このような不祥事が起こらぬよう、公共事業の入札や随意契約等の執行に当たっては、自由競争、公開、公正の原則により、透明性、公共性等の適正化措置を図るとともに、不正行為排除の徹底を強力に推進すべきである。

2 住民基本台帳ネットワークシステムの稼働については、附帯決議(平成十一年六月十一日 衆議院地方行政委員会)の指摘にあるように安易な拡大利用を図らず、個人情報保護のための法制度を確立するために必要な措置及びセキュリティ対策を十分に講じ、地方公共団体との緊密な連携のもとに適切な運用に努めるべきである。

3 今後の道路建設に当たっては、その役割及び必要性についてより一層の検討を行い、費用対効果に配慮し、効率的に行うことが必要である。なお、有料道路については利用者の負担軽減に努めるべきである。

また、京都議定書の発効により環境保全の重要性が求められていることから、積極的な鉄道利用を推進することが課題であり、均衡ある交通網の整備のために地方鉄道の経営悪化問題に早急に取り組むべきである。

4 一部の公益法人については、設立本来の公益性、中立性がないがしろにされ、国民に疑念を抱かせるような形で過度な政治活動を行っているものがあると指摘されている。政府は、公益法人の設立の趣旨にかんがみ、設立目的に沿った適正な業務運営が行われるよう適切に指導監督を行うべきである。

5 食物は人命の基であるが、食品安全行政に対する国民の不安・不信任は増大している。政府は、食の安全を確保するための総合的かつ長期的な施策の確立のため、行政機構の改革や関係法令の整備を速やかに行

い、新たな「食品安全保障システム」の構築を図るべきである。

6 政府は、国産材の品質向上や安定供給を図るとともに一層の構造改革を進め、外材に対抗し得る国産材の供給体制を構築するとともに、木材輸出についても、その環境整備を図るべきである。

二 会計検査院が検査報告で指摘した不当事項については、本院もこれを不当と認める。

政府は、これらの指摘事項について、それぞれ是正の措置を講ずるとともに、綱紀を厳正して、今後再びこのような不当事項が発生することのないよう万全を期すべきである。

三 決算のうち、前記以外の事項については異議がない。

政府は、今後予算の作成及び執行に当たっては、本院の決算審議の経過と結果を十分考慮して、行財政改革を強力に推進し、財政運営の健全化、行政の活性化・効率化を図るとともに、政策評価等の実施を通じた効果的かつ効率的な行政を推進し、もって国民の信託にこたえるべきである。

以上が議決案の内容であります。

次いで、討論を行い、採決の結果、決算は多数をもって議決案のとおり議決すべきものと決しました。

次に、国有財産増減及び現在額総計算書及び国有財産無償貸付状況総計算書は、いずれも多数をもって是認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) これより採決に入ります。まず、日程第六の各件を一括して採決いたします。各件を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、各件と

も委員長報告のとおり議決いたしました。次に、日程第七につき採決いたします。

本件の委員長の報告は是認すべきものと決したものであります。本件を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり議決いたしました。

○議長(綿貫民輔君) 本日は、これにて散会いたします。
午後一時二十二分散会

出席閣僚大臣

総務大臣 片山虎之助君
法務大臣 森山 眞弓君
財務大臣 塩川正二郎君
厚生労働大臣 坂口 力君
国土交通大臣 扇 千景君
環境大臣 鈴木 俊一君
国務大臣 細田 博之君

○議長(綿貫民輔君) 法律の報告

(法律公布案上及び通知)

一、去る六日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律

(通知書受領)

一、去る六日、参議院議長から、次の法律の公布

を奏上した旨の通知書を受領した。

公職選挙法の一部を改正する法律
地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

放送大学学術法

日本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律

独立行政法人日本スポーツ振興センター法

独立行政法人日本芸術文化振興会法

独立行政法人科学技術振興機構法

独立行政法人日本学術振興会法

独立行政法人宇宙航空研究開発機構法

独立行政法人宇宙航空研究開発機構法

会社更生法

会社更生法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

独立行政法人労働者健康福祉機構法

独立行政法人福祉医療機構法

独立行政法人労働政策研究・研修機構法

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律

独立行政法人雇用・能力開発機構法

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法

社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律

(報告書受領)

一、去る六日、内閣から、議員鈴木宗男君について勾留期間が更新された旨の通知書を受領した。

(報告書受領)

一、去る六日、内閣から次の報告書を受領した。

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律

第五条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容及び関係する報告

一、去る六日、内閣を経由して日本銀行総裁速水優君から、次の報告書を受領した。

日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書

(理事補欠選任)
一、去る六日、外務委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 藤島 正之君(理事藤島正之君去る六日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

松島みどり君

仙谷 由人君

日野 市朗君

藤島 正之君

不破 哲三君

中川 昭一君

柳本 卓治君

金田 誠一君

山内 功君

土田 龍司君

石井 郁子君

植田 至紀君

岩倉 博文君

山井 和則君

阿部 知子君

増原 義剛君

吉田 幸弘君

津川 祥吾君

手塚 仁雄君

黄川田 徹君

中林よし子君

外務委員

辞任

中本 太衛君

藤島 正之君

松浪健四郎君

谷田 武彦君

土田 龍司君

小池百合子君

中本 太衛君

藤島 正之君

補欠

岩倉 博文君

金田 誠一君

山井 和則君

土田 龍司君

石井 郁子君

吉田 幸弘君

増原 義剛君

手塚 仁雄君

津川 祥吾君

黄川田 徹君

中林よし子君

阿部 知子君

松島みどり君

日野 市朗君

植田 至紀君

柳本 卓治君

中川 昭一君

山内 功君

仙谷 由人君

藤島 正之君

不破 哲三君

小池百合子君
文部科学委員
松浪健四郎君
補欠

松浪健四郎君
小池百合子君
松浪健四郎君
補欠

中井 治君
東 祥三君
中井 治君
補欠

江藤 隆美君
谷 洋一君
後藤田正純君
補欠

武藤 嘉文君
金子善次郎君
山田 敏雅君
補欠

山谷えり子君
後藤田正純君
西川 京子君
補欠

林 省之介君
水野 賢一君
江藤 隆美君
補欠

小淵 優子君
手塚 仁雄君
児玉 健次君
補欠

日森 文尋君
竹下 巨君
永田 寿康君
補欠

佐々木憲昭君
重野 安正君
日森 文尋君
補欠

平成十四年十二月十日 衆議院會議録第十七号

決算行政監視委員

辭任 穀田 恵二君 補欠 塩川 鉄也君

(議案提出)
一、去る六日、委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。

戸籍法の一部を改正する法律案(法務委員長提出)
成年年齢の引下げ等に関する法律案(島聡君外二名提出)

(議案受領)
一、昨九日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

裁判所法の一部を改正する法律案
検察庁法の一部を改正する法律案
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案

(議案送付)
一、去る六日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案
一、去る六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

戸籍法の一部を改正する法律案(法務委員長提出)
成年年齢の引下げ等に関する法律案(島聡君外二名提出)

(議案通知)
一、去る六日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案(第百五十四回国会内閣提出、参議院継続審査)
行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案(第百五十四回国会内閣提出、参議院継続審査)

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律案(第百五十四回国会内閣提出、参議院継続審査)

る法律案(第百五十四回国会内閣提出、参議院継続審査)
(議案通知書受領)

一、去る六日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

公職選挙法の一部を改正する法律案
地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

放送大学学園法案
独立行政法人日本スポーツ振興センター法案
独立行政法人日本芸術文化振興会法案

独立行政法人理化学研究所法案
日本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律案
独立行政法人科学技術振興機構法案

独立行政法人日本学術振興会法案
独立行政法人宇宙航空研究開発機構法案
会社更生法案

会社更生法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案
独立行政法人労働者健康福祉機構法案
独立行政法人福祉医療機構法案

独立行政法人国立重慶知的障害者総合施設のぞみの園法案
中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案
独立行政法人雇用・能力開発機構法案

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案
独立行政法人労働政策研究・研修機構法案
社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案

(質問書提出)
一、去る六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

テロ特措法にもとづく自衛隊海外派遣に関わる民間人派遣に関する質問主意書(川田悦子君提出)
一、昨九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

牛海綿状脳症の疫学調査及び病原体に係る報道に関する質問主意書(川田悦子君提出)
(答弁書受領)

一、去る六日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員川田悦子君提出不当労働行為に対する労働委員会の救済命令不履行の違法性に関する質問に対する答弁書

衆議院議員川田悦子君提出請願法による請願の処理に関する質問に対する答弁書
衆議院議員長妻昭君提出国税OB税理士に対しであつてせんした顧問先企業での勤務実態に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭君提出高齢者の天下りに関する質問に対する答弁書
衆議院議員長妻昭君提出「国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範」の違反に関する質問に対する答弁書

平成十四年十一月二十八日提出
質問 第一一六号
不当労働行為に対する労働委員会の救済命令不履行の違法性に関する質問主意書
提出者 川田 悦子

不当労働行為に対する労働委員会の救済命令不履行の違法性に関する質問主意書
労働委員会の救済命令を使用者が履行しない場合に使用者に対する直接の罰則規定は存在しない。従って、労働委員会の救済命令については、地方労働委員会の命令の場合は使用者は中央労働委員会に再審査の申立をし、又は地方労働委員会・中央労働委員会の救済命令の取消しの訴えが提起されて、当該命令が確定しない間は、裁判所がいわゆる緊急命令を発した場合を除き、使用者は刑罰又は行政罰により、当該救済命令の履行を強制されることはない。

しかし、労働委員会命令は行政処分としていわゆる公定力を有する。その効力に関しては、次の

五

ような現行法令の明文規定及び裁判例もある。

① 労働委員会の救済命令は、その命令書の「交付の日から効力を生ずる」(労働組合法二七条四項)

② 使用者は、「遅滞なくその命令を履行しなければならぬ」(労働委員会規則四五条一項)

③ 中央労働委員会への再審査の「申立は、当該命令の効力を停止せず、その命令は、中央労働委員会が第二五条の規定により再審査の結果、これを取り消し、又は変更したときに限り、その効力を失う」(労働組合法二七条五項)

④ 裁判所への「処分取消しの訴えの提起は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない」(行政事件訴訟法二五一条一項)

⑤ 東京地裁昭和四四年九月二六日判決(行政事件裁判例集二〇巻八・九号二二四頁)は次のように述べている。

「行政処分はその適法性について争いがあっても、権限ある行政庁によって取り消され、あるいは固有の司法作用による確定的法律判断によつてその違法であることが確定されるまでは、一応適法なものとして取扱われる、いわゆる公定力を有する。(一一五九頁)

同事件における被告国の答弁でも、「行政処分は適法、違法について争いがあっても、司法審査によつて終局的に違法と確定されて効力を失うまでは一応適法なものとして扱われ、自力執行力を有するものである」と認めている。(一一五二頁)

従つて、たとえ地方労働委員会の救済命令に対し中央労働委員会への再審査申立、あるいは取消請求の行政訴訟中であっても、再審査の結果、地方労働委員会の命令が取り消されるか、あるいは地方労働委員会や中央労働委員会の命令を取り消す判決が終局的に確定するまでは、救済命令は一応適法なものとして有効であり、使用者は救済命令に従わなければならない。

従つて、次の事項について質問する。

一 使用者の救済命令不履行は違法である(命令に従いつつ、取消を求めなければならない)と考えるが、政府の見解はどうか。この点については、本質問主意書と同旨の質問に対して、政府は、平成十二年九月十二日において、「いわゆる緊急命令を発した場合を除き、使用者は刑罰又は行政罰により当該救済命令の履行を強制されることはない」と答弁するのみで、救済命令の違法性については答弁をしていないので、明確に答弁されたい。

二 現在、例えばJR各社は、中央労働委員会への再審査申立、あるいは命令取消請求の行政訴訟の継続中だからということと理由に、数多くの労働委員会の命令不履行を続けている。こうした有効な行政処分違反という違法行為に対して、行政は強制手段は取れないが、監督官庁として、行政指導等の方法によりその是正を図るべきだと考えるが、政府の見解はどうか。右質問する。

内閣衆質一五五第一六号
平成十四年十二月六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員川田悦子君提出不当労働行為に対する労働委員会の救済命令不履行の違法性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員川田悦子君提出不当労働行為に対する労働委員会の救済命令不履行の違法性に関する質問に対する答弁書

一 について
労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第二十七条第四項に基づく地方労働委員会の救済命令については、その交付の日から効力を生

ずることされるとともに、同条第九項の規定に基づき救済命令が確定した場合に使用者がこれを履行しなければ、同法第三十二条に基づき過料に処せられ、また、確定判決によつて救済命令が支持された場合に使用者がこれを履行しなければ、同法第二十八条に基づき禁じ又は罰金の刑に処せられる。

このように、救済命令を命ぜられた使用者は、その確定に至る前においてもその命令を履行しなければならない行政上の義務を負うことになるが、他方、救済命令については、使用者は中央労働委員会に再審査の申立てをし、又は救済命令の取消しの訴えを裁判所に提起することができ、こうした再審査の申立てがなされ、又は救済命令の取消しの訴えが提起されて、当該救済命令が確定しない間は、同法第二十七条第八項の規定により裁判所が当該救済命令の取消しの訴えを提起した使用者に対し当該救済命令の全部又は一部に従うべき旨を命ずるいわゆる緊急命令を発した場合を除き、使用者は刑罰又は行政罰により当該救済命令の履行を強制されることはない。

二 について

労働委員会は、労働組合法第二十七条の規定により、使用者が同法第七条の規定に違反した旨の申立てを受けたときは、調査及び審問を行い、認定した事実に基づいて命令を発出する権限を有している。また、労働委員会は、労働組合法施行令(昭和二十四年政令第二百三十一号)第十六条の規定により同法に規定する権限を独立して行うものとされている。

このため、不当労働行為審査制度を所管する厚生労働省は、同法第七条に規定する個別の不当労働行為事件について、使用者に対し、行政指導する立場にはない。

平成十四年十一月二十八日提出
質問 第一七号

請願法による請願の処理に関する質問主意書

提出者 川田 悦子

請願法による請願の処理に関する質問主意書

憲法十六條は請願権を保障し、それを受けて請願法が定められている。同法は、「請願は、官公署において、これを受理し誠実に処理しなければならない」(五條)と規定している。この「誠実な処理」には、請願内容に対する誠実な処理とともに、少なくとも請願者に対し、その処理の経過・結果を告知することも含まれると解されるが、政府の見解はどうか。右質問する。

内閣衆質一五五第一七号
平成十四年十二月六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員川田悦子君提出請願法による請願の処理に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員川田悦子君提出請願法による請願の処理に関する質問に対する答弁書

請願法(昭和二十二年法律第十三号)による請願を受理した官公署は、請願者に対し、その処理の経過や結果を告知する義務までを負うものではない。

平成十四年十一月二十九日提出
質問 第二一七号

国税OB税理士に対してあつせんした顧問先企業での勤務実態に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

国税OB税理士に対してあつせんした顧問先企業での勤務実態に関する質問主意書
 一 国税OB税理士に対して顧問先企業をあつせんする実態は今も続いているか。
 二 あつせんされた顧問先企業における勤務実態についてお尋ねする。

1 契約期間二、三年のうち、ひとつの顧問先企業に訪問するのは、総計一、二回と聞くが、本当か。
 2 平均一年間に、ひとつの企業を何回、訪問指導するか。
 3 就任時に顧問先企業を訪問しないことも多いのか。

4 ある企業は、税務当局から、契約の挨拶に訪れた後、一度も訪問指導していない国税OB税理士に毎月五万円の報酬を支払っていることに對して、税務上疑義があると指摘されたが、税務当局がなぜ税務上問題のあるあつせんを続けるのか。
 5 先の事例では、月額五万円は、税務上どのように処理するのが適正なのか。

右質問する。

内閣衆質一五五第二号

平成十四年十二月六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員長妻昭君提出国税OB税理士に対してあつせんした顧問先企業での勤務実態に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員長妻昭君提出国税OB税理士に対してあつせんした顧問先企業での勤務実態に関する質問に対する答弁書

一について

税理士資格を有する職員に対する退職後の顧問先企業のあつせんは、現在も行っている。

これは、職員の在職中の職務の適正な執行を確保する等の観点から、必要に応じ行っているものであり、民間の需要に対する的確な対応等の面でも有益であるので、今後とも必要であると考えている。

なお、このようなあつせんは違法ではないとしても、誤解や疑念を招きかねないとの指摘があることを踏まえ、そのような誤解等を避ける観点から、これまで行ってきた税務署の副署長、国税局の調査管理課長等によるあつせんの補助は廃止し、国税局の人事課職員のみで対応しているところである。

二の1及び2について

税理士となった退職職員があつせんを受けた顧問先企業を訪問した回数については、把握していない。

二の3について

一般に、退職職員自らが企業を訪問の上、顧問契約を締結しているものと承知している。

二の4及び5について

一般に、税理士、弁護士等との顧問契約は、役務提供の内容が具体的に定められている場合を除き、その顧問契約期間において、企業がその税理士、弁護士等に対していつでも必要に応じて相談等を行うことができるというものである。結果として、仮にその顧問契約期間中に企業がその税理士、弁護士等に相談等を行うことがなかったとしても、その顧問料等は、その事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入される。御指摘のように企業への訪問指導が行われていないことのみをもって税務上疑義があるとは言えない。

税理士資格を有する職員に対する退職後の顧問先企業のあつせんは、職員の在職中の職務の適正な執行を確保する等の観点から、必要に応

じ行っているものであり、民間の需要に対する的確な対応等の面でも有益であるので、今後とも必要であると考えている。

平成十四年十一月二十九日提出
 質問 第二三三 号

高齢者の天下りに関する質問主意書

提出者 長妻 昭

高齢者の天下りに関する質問主意書

いわゆる検査も含むキャリア官僚(国家公務員上級職試験合格者、技官も含む)の、①特殊法人、②独立行政法人、③財団法人・社団法人、④認可法人、⑤政府出資会社、⑥自治体出資会社、⑦公共事業受注企業、以上いずれかに現時点で天下りをしている者についてお尋ねする。

一 右条件に合致するすべての方の現時点での①年齢、②所属組織名、③役職名、④年間報酬支給額、⑤送り迎えの車の有無、⑥なぜ高齢にもかかわらず現在の役職に採用されたのか理由、⑦官庁退職時の年月日、⑧官庁退職時の官庁名と最終役職名を明らかにされたい。

二 以上質問に回答できない項目が存在する場合は、回答不能の項目ごとに、その理由を詳細にお示し願いたい。

内閣衆質一五五第二三三号

平成十四年十二月六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員長妻昭君提出高齢者の天下りに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
 衆議院議員長妻昭君提出高齢者の天下りに関する質問に対する答弁書

一及び二について

国家公務員の退職後における再就職の状況は、公務を離れた個人に関する情報であり、一般に政府が把握すべき立場にはないことから、お尋ねの事項のすべてについてお答えすることは困難である。

なお、特殊法人及び独立行政法人(以下「特殊法人等」という)の役員については、「行政改革の推進について」(昭和五十二年十二月二十三日閣議決定)及び「特殊法人等の役員の給与・退職金等について」(平成十四年三月十五日閣議決定)において、役員の在任は原則として六十五歳に達するまで、総裁又は理事長、副総裁又は副理事長等の在任は原則として七十歳に達するまでとすることが定められているところ、現時点において、国家公務員採用上級(甲種)試験(これに相当する正規の試験を含む)に合格し、本省の課長・企画官相当職以上(地方支分部局における本省の課長・企画官相当職以上を含む)で退職した者(以下「課長・企画官以上の退職者」という)で、特殊法人等の常勤役員に在任している者については、七十歳以上の者はいない。課長・企画官以上の退職者で特殊法人等の非常勤役員として報酬を支給されている七十歳以上の者に係るお尋ねの事項は、別表のとおりである。ただし、当該事項のうち、「⑤送り迎えの車の有無」については、政府が把握すべき立場にないことから、お答えすることは困難であり、また、「①年齢」及び「④年間報酬支給額」については、個人のプライバシー保護の観点から答弁を差し控えた。

別表

②所属組織名	③役職名	④高齢にかかわらず採用された理由	①官庁退職年月日	⑤官庁退職時の官庁名及び最終官職
日本私立学校振興・共済事業団	非常勤理事	会計制度に精通し、行政経験を豊富で幅広い見識を備えているため。	昭和六十年七月一日	大蔵省 関税局長
放送大学学園	非常勤監事	会計制度に精通し、行政経験を豊富で幅広い見識を備えているため。	平成元年六月二十三日	大蔵省 大蔵事務次官
日本体育・学校健康センター	非常勤監事	行政経験が豊富で幅広い見識を備えているため。	昭和六十三年六月十日	文部省 初等中等教育局長
農畜産業振興事業団	非常勤理事	畜産に関する専門的知識及び長年にわたる行政経験を法人の業務運営に役立てるため。	昭和六十年六月一日	農林水産省 近畿農政局長
農業者年金基金	非常勤監事	農業者年金に関する専門的知識及び長年にわたる行政経験を法人の業務運営に役立てるため。	昭和五十六年八月三十一日	国税庁 名古屋国税不服審判所長
電源開発株式会社	非常勤監査役	財務管理並びに金融・証券など幅広い知識と経験を有しており、監査を実施していただく上で適任者として株主総会で選任されたため。	昭和五十九年六月二十七日	大蔵省 大蔵事務次官
財団法人日本船舶振興会	非常勤理事	行政経験が豊富で幅広い見識を備えているため。	昭和六十三年六月二十八日	運輸省 海上技術安全局長
日本勤労者住宅協会	非常勤理事	行政経験が豊富で幅広い見識を備えているため。	昭和五十八年七月八日	労働省 東京労働基準局長
独立行政法人消防研究所	非常勤監事	消防防災の科学技術に関する研究について専門的知識を有し、法人の業務にも精通しているため。	平成元年十一月五日	消防庁 消防研究所長
独立行政法人国立行政博物館	非常勤監事	行政経験が豊富で幅広い見識を備え、法人の業務にも精通しているため。	平成二年七月一日	文部省 文部事務次官

独立行政法人
国立健康・栄養研究所
非常勤監事
健康・栄養に関する専門的知識が豊富で幅広い見識を備えているため。

平成四年七月一日
厚生省
生活衛生局長

平成十四年十一月二十九日提出
質問 第二一五号
「国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範」の違反に関する質問主意書
提出者 長妻 昭

「国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範」の違反に関する質問主意書
違反に関する質問主意書
平成十三年一月六日に閣議決定された国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範(以下、大臣規範という)に関して以下、お尋ねする。
一 平成十三年一月六日以降、大臣規範の対象者は、総計何人か。
二 大臣規範に違反した、あるいは違反の疑いがあると考えられる対象者は過去・現在で何人おられるか。それぞれの氏名と内容をお示し願いたい。

三 大臣規範には1(3)に「国務大臣等としての在任期間中は、株式等の有価証券、不動産、ゴルフ会員権等の取引を自粛することとする」とあるが、これに抵触した対象者はおられるか。
四 竹中平蔵大臣が、大臣在任中にマンションの売却をしたと聞いているが、仮に売却が本人の意思によるものでも、売却自体が法人であれば、この規定に、抵触しないと解釈されるのか否か。

四 大臣規範1(7)には、「外国の元首や政府等から贈物を受ける場合、二万円を超えるものは、原則として退任時にその所属していた府省庁に引き渡すものとする」という規定がある。平成十四年九月の総理訪朝時、北朝鮮

からもらった贈物は二万円を超えていたか、否か。
二 生もの場合は、退任時には、二万円の価値はなくなっている可能性が高い。本規定の二万円という金額は、贈物受領時の価値でなく、退任時の価値と解釈するのか。
三 大臣規範1(7)の規定は、退任時に、引き渡せないような生もの等はもたらしてはいけないとの解釈も成り立つが、どうお考えか。
四 贈物が外交機密に当たる場合は存在するか。また、その場合はどのようなケースか。
五 贈物の公表がなされない場合、この大臣規範が遵守されているか否かは、誰がどのように判断するのか。判断する責任部署の名前と、判断手法を詳細にお示し願いたい。
右質問する。

内閣衆質一五五第二五号
平成十四年十二月六日
内閣総理大臣 小泉純一郎
衆議院議長 綿貫 民輔殿
衆議院議員長妻昭君提出「国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範」の違反に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
〔別紙〕
衆議院議員長妻昭君提出「国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範」の違反に関する質問に対する答弁書
一 について
平成十三年一月六日に閣議決定した「国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範」(以下「大臣等規範」という。)の対象者(対象者であった者を含む)

む。は、合計百七十四人である。

二及び三の1について

大臣等規範においては、服務を始め、國務大臣等(國務大臣、副大臣(内閣官房副長官及び副長官を含む。))及び大臣政務官(長官政務官を含む。))をいう。以下同じ。が遵守すべき事項が定められており、國務大臣等は、その趣旨にのっとり、適切に対処しているものと考えている。

三の2について

大臣等規範の1(3)は國務大臣等本人の取引を対象としている。なお、竹中国務大臣が大臣就任後に自らの資産であるマンションを売却した事実は無いと承知している。

四の1について

お尋ねの点は、相手国との相互儀礼上の事柄に属するものであり、公にするような性格のものではないと考えている。

四の2及び3について

大臣等規範1(7)において「退任時にその所属していた府省庁に引き渡すもの」とされている贈物には、保管により品質が劣化するようなものは含まれない。

四の4について

相手国から贈物があつたこと又は当該贈物の内容等は、これを公にすることにより、相手国との信頼関係が損なわれ、結果的に交渉上不利を被る等我が国の利益を害するおそれがある場合には、外交上の秘密とされることがあり得ると考えている。

四の5について

國務大臣等が、大臣等規範の趣旨にのっとり、適切に対処しているものと考えている。

(答弁通知書受領)

一、去る六日、内閣から、衆議院議員伴野豊君提出観光振興に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要す

平成十四年十二月十日 衆議院会議録第十七号

るため、平成十四年十二月二十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る六日、内閣から、衆議院議員川田悦子君提出ILO結社の自由委員会に対する政府の追加情報に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十四年十二月二十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る六日、内閣から、衆議院議員近藤昭一君提出朝鮮人強制連行・強制労働に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十四年十二月二十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る六日、内閣から、衆議院議員長妻昭君提出大使等に対する着任国等からの便宜供与の実態に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十四年十二月十六日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る六日、内閣から、衆議院議員長妻昭君提出国会質問と情報公開法の関係に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十四年十二月二十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る六日、内閣から、衆議院議員長妻昭君提出国立病院・国立療養所における医療ミス等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十五年一月十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

議長報告 戸籍法の一部を改正する法律案

戸籍法の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

平成十四年十二月六日

提出者

法務委員長 山本 有二

戸籍法の一部を改正する法律

戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条―第五条)

第二章 戸籍簿(第六条―第十二条の二)

第三章 戸籍の記載(第十三条―第二十四条)

第四章 届出

第一節 通則(第二十五条―第四十八条)

第二節 出生(第四十九条―第五十九条)

第三節 認知(第六十条―第六十五条)

第四節 養子縁組(第六十六条―第六十九条の二)

第五節 養子離縁(第七十条―第七十三条の二)

第六節 婚姻(第七十四条―第七十五条の二)

第七節 離婚(第七十六条―第七十七条の二)

第八節 親権及び未成年者の後見(第七十八条―第八十五条)

第九節 死亡及び失踪(第八十六条―第九十条)

第十節 四條

第十一節 生存配偶者の復氏及び姻族関係の終了(第九十五条・第九十六条)

第十二節 推定相続人の廃除(第九十七条)

第十三節 入籍(第九十八条・第九十九条)

第十四節 分籍(第一百条・第一百一条)

第十五節 国籍の得喪(第一百二条・第一百六条)

第十六節 氏名の変更(第一百七条・第一百七条の二)

第十七節 転籍及び就籍(第一百八条―第一百二条)

第五章 戸籍の訂正(第一百十三条―第一百七条)

第五節の二 電子情報処理組織による戸籍事務の取扱いに関する特例(第一百七条の二―第一百七条の四)

第六章 雑則(第一百七七条の五―第二百五条)

附則

第十一条の次に次の一条を加える。

第十二条の二 虚偽の届出等(届出、報告、申請、請求若しくは嘱託、証書若しくは航海日誌の謄本又は裁判をいう。以下この項において同じ。若しくは錯誤による届出等又は市町村長の過誤によつて記載がされ、かつ、その記載につき第二十四条第二項、第二百十三条、第二百十四条又は第二百六条の規定によつて訂正がされた戸籍について、当該戸籍に記載されている者から、当該訂正に係る事項の記載のない戸籍の再製の申出があつたときは、法務大臣は、その再製について必要な処分を指示する。ただし、再製によつて記載に錯誤又は遺漏がある戸籍となるときは、この限りでない。

市町村長が記載をするに当たつて文字の訂正、追加又は削除をした戸籍について、当該戸籍に記載されている者から、当該訂正、追加又は削除に係る事項の記載のない戸籍の再製の申出があつたときも、前項本文と同様とする。

第十二条第二項中「第九条」の下に、「第十一条」を加え、「これを」として改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の第十一条の二第二項(第十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行前に虚偽の届出等(届出、報告、申請、請求若しくは嘱託、証書若しくは航海日誌の謄本又は裁判をいう。以下同じ。若しくは錯誤による届出等又は市町村

平成十四年十二月十日 衆議院會議録第十七号

裁判所法の一部を改正する法律案及び同報告書

検察庁法の一部を改正する法律案及び同報告書

一〇

村長の過誤による記載がされた戸籍又は除かれた戸籍であつて、その記載につき第二十四条第二項、第二百三十三條、第二百三十四條又は第二百三十六条の規定によつて訂正されたものについても、適用する。ただし、当該除かれた戸籍が第二百三十八條第一項ただし書の規定による改製によつて除かれたもの又は当該改製前に除かれたものであるときは、この限りでない。

2 この法律による改正後の第二十一条の二第二項(第十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行前に市町村長が記載をするに当たつて文字の訂正、追加又は削除をした戸籍又は除かれた戸籍についても、適用する。ただし、当該除かれた戸籍が前項ただし書に規定するものであるときは、この限りでない。

理由

虚偽の届出等によつて不実の記載がされ、かつ、その記載につき訂正がされた戸籍等について、戸籍における身分関係の登録及び公証の機能をより十全なものとするとともに、不実の記載等の痕跡のない戸籍の再製を求める国民の要請にこたへるため、申出による戸籍の再製の制度を創設する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判所法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成十四年五月二十二日

提出者

平岡 秀夫 水島 広子
佐々木秀典 日野 市朗
山内 功 山花 郁夫
賛成者
安住 淳外百十五名

裁判所法の一部を改正する法律

裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二編中第十四条の四を第十四条の五とし、第十四条の三を第十四条の四とし、第十四条の二を第十四条の三とし、第十四条の次に次の一条を加える。

第十四条の二(司法精神鑑定センター) 刑事事件における被告人の心神に関する鑑定を行う鑑定人の候補者の選定並びに裁判官その他の裁判所の職員の当該鑑定に関する研究及び修養に関する事務を取り扱わせるため、最高裁判所に司法精神鑑定センターを置く。

第四十一条第二項中「在つたを」を「あつたに、乃至第六号」を「から第六号まで」に改め、「司法研修所教官」の下に、「司法精神鑑定センター教官」を加える。

第四十二条第一項第五号及び第四十四条第一項第四号中「司法研修所教官」の下に、「司法精神鑑定センター教官」を加える。

第五十六條の七を第五十六條の九とし、第五十六條の二から第五十六條の六までを二条ずつ繰り下げ、第五十六條の次に次の二条を加える。

第五十六條の二(司法精神鑑定センター教官) 最高裁判所に司法精神鑑定センター教官を置く。

司法精神鑑定センター教官は、上司の指揮を受けて、司法精神鑑定センターにおける研究及び修養の指導をつかさどる。

第五十六條の三(司法精神鑑定センター長) 最高裁判所に司法精神鑑定センター長を置き、司法精神鑑定センター教官の中から、最高裁判所が、これを補する。

司法精神鑑定センター長は、最高裁判所長官の監督を受けて、司法精神鑑定センターの事務を掌理し、司法精神鑑定センターの職員を指揮監督する。

附則第三項中「以てを」を「もつて」に改め、「司法

研修所教官」の下に、「司法精神鑑定センター教官」を加える。

附則

(施行期日) 1 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

(検察庁法の一部改正)

2 検察庁法(昭和二十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第三号中「司法研修所教官」の下に、「司法精神鑑定センター教官」を加え、「在つたを」を「あつたに」に改める。

(検察審査会法の一部改正)

3 検察審査会法(昭和二十三年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第六号中「司法研修所教官」の下に、「司法精神鑑定センター教官」を加える。

(弁護士法の一部改正)

4 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第五條第二号中「司法研修所」の下に、「司法精神鑑定センター」を加え、「在つたを」を「あつたに」に改める。

理由

刑事事件における被告人の心神に関する鑑定に資するため、最高裁判所に司法精神鑑定センターを置く必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約四億七千三百万円の見込みである。

裁判所法の一部を改正する法律案(平岡秀夫君外五名提出、第五百五十四回国会衆議院第一八号)に関する報告書
議案の目的及び要旨
本案は、刑事事件における被告人の心神に関

する鑑定に資するため、最高裁判所に司法精神鑑定センターを置くこととするものである。

なお、この法律は、平成十五年四月一日から施行することとしている。

二 議案の否決理由

本案は、刑事事件における被告人の精神鑑定に資するため、最高裁判所に司法精神鑑定センターを置くこととするものであるが、妥当でないものと認め、否決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、平年度約四億七千三百万円の見込みである。

四 国会法第五十七條の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七條の三の規定に基づき、内閣を代表して森山法務大臣より「政府としては反対である。」旨の意見が述べられた。

平成十四年十二月六日

衆議院議長 綿貫 民輔殿
法務委員長 山本 有二

検察庁法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成十四年五月二十二日

提出者

平岡 秀夫 水島 広子
佐々木秀典 日野 市朗
山内 功 山花 郁夫
賛成者
安住 淳外百十五名

検察庁法の一部を改正する法律

検察庁法(昭和二十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

検察庁に、政令で定めるところにより、検察

官その他の検察庁の職員の職務の遂行に資するために必要な機関を附置することができる。
附則
この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

理由
検察庁に、検察官その他の検察庁の職員の職務の遂行に資するために必要な機関を附置することができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

検察庁法の一部を改正する法律案(平岡秀夫君外五名提出、第百五十四回国会衆議院第一九号)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨
本案は、検察庁に、検察官その他の検察庁の職員の職務の遂行に資するために必要な機関を附置することができることとするものである。なお、この法律は、平成十五年四月一日から施行することとしている。

二 議案の否決理由
本案は、検察庁に、検察官等の職務の遂行に必要な機関を政令の定めによって附置することができるようにするものであるが、妥当でないものと認め、否決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十四年十二月六日
法務委員長 山本 有二
衆議院議長 綿貫 民輔殿

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案
平成十四年五月二十二日

提出者
水島 広子 平岡 秀夫

平成十四年十二月十日 衆議院会議録第十七号

金田 誠一 五島 正規
山井 和則 加藤 公一
賛成者
安住 淳外百十五名

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「地方精神保健福祉審議会」の下に、「判定委員会」を加え、「指定医の診察及び」を削る。

第三章 地方精神保健福祉審議会及び精神医療審査会を第三章 地方精神保健福祉審議会、判定委員会及び精神医療審査会に改める。

第十一条の次に次の四条を加える。

(判定委員会)
第十一条の二 第二十八条の二第二項、第二十九条の二の二第三項、第二十九条の三の二第四項において準用する場合を含む、第二十九条の三の二第二項及び第二十九条の四第二項の規定による判定を行わせるため、都道府県に、判定委員会を置く。

(委員)
第十一条の三 判定委員会の委員は、第十八条第一項に規定する精神保健指定医のうちから、都道府県知事が任命する。

(判定の案件の取扱い)
第十一条の四 判定委員会は、委員二人をもって構成する合議体で、判定の案件を取り扱う。

2 合議体を構成する委員は、判定委員会がこれを定める。

3 合議体による判定は、合議体を構成する委員の意見の一致したところによる。

(政令への委任)
第十一条の五 この法律で定めるもののほか、判定委員会に關し必要な事項は、政令で定める。

第十九条の四第一項中「第二十二條の四第三項」

の下に、「第二十九條の三の三を加え、同条第二項第一号中「第二十九條第一項及び」を削り、同条第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。
第十九條の八の次に次の一條を加える。
(精神科集中治療センター)

第十九條の八の二 都道府県知事は、国若しくは都道府県が設置した精神病院又は指定病院であつて厚生労働大臣の定める基準に適合するものの全部又は一部を、その設置者の同意を得て、精神障害者に対する高度の医療及び保護を提供する医療施設(以下「精神科集中治療センター」という。)として指定する。

第十九條の九第一項中「が、前条を」又は「精神科集中治療センター」が、第十九條の八若しくは前条に改め、同条第三項中「指定病院」の下に「又は精神科集中治療センター」を加える。

第三節 指定医の診察及び措置入院を「第三節 措置入院」に改める。

第二十三條の見出し中「診察を」判定に改め、同条第二項中「指定医の診察を」判定委員会の判定に改める。

第二十七條の見出し中「指定医の診察等」を「判定の請求」に改め、同条第一項中「ついで」の下に「第二十九條の五の二第一項に規定する精神保健福祉調査員による」を加え、「その指定する指定医をして診察をさせなければ」を「判定委員会に対し、その者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害者のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあるかどうかの判定を求めなければ」に改め、同条第二項中「その指定する指定医をして診察をさせる」を「判定委員会に対し、前項の判定を求め」に改め、同条第三項から第六項までを削る。

第二十八條の見出しを「判定委員会による診察等」に改め、同条第二項中「前条第一項を」第一項に改め、同条第三項とし、同条第一項中「都道府県知事は、前条第一項を」判定委員会

は、前項に、「させるに當つてを」するに當つてに、「當つて」を「當たつて」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

判定委員会が前条の規定により判定を求められたときは、当該判定の案件を取り扱う判定委員会の各委員は、当該判定を求められた者を診察しなければならない。

第二十八條に次の四項を加える。

4 都道府県知事は、第一項の規定による診察が行われる場合には、当該職員を立ち会わせなければならない。

5 判定委員会の委員及び前項の当該職員は、第一項又は前項の職務を行うに當つて必要な限度においてその者の居住する場所へ立ち入ることができる。

6 前項の規定によつてその者の居住する場所へ立ち入る場合には、判定委員会の委員及び当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があるときはこれを提示しなければならない。

7 第五項の立入りの権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十八條の二の見出しを「判定委員会の判定」に改め、同条中「第二十七條第一項又は第二項の規定により診察をした指定医」を「判定委員会は、前条第一項の規定により診察をしたとき」に、「診察をした者」を「判定を求められた者」に、「の判定を行わなければ」を「並びにそのおそれがある」と認められた場合におけるその者の症状が重く高度の医療及び保護が必要であるかどうかの判定を行い、その結果を都道府県知事に通知しなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

2 判定委員会は、前項の判定を行うに當つて必要があると認めるときは、判定を求められた者の過去の病歴、現在の病状、治療状況、過去の自身を傷つけ又は他人に害を及ぼす行為の有無及び内容、現在の生活環境等判定のために必

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

要な事項について、第二十九条の五の二第一項に規定する精神保健福祉調査員に調査を行わせることができる。

第二十九条第一項中「第二十七条の規定による診察の結果、その診察を、前条第一項の規定により通知された判定委員会の判定の結果に基づき、その判定に、且つ」を「かつ」に改め、「指定病院」の下に「精神科集中治療センターを含む。第二十九条の六第一項及び第二十九条の七において同じ。」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定による入院措置を採る場合において、都道府県知事が、前条第一項の規定により通知された判定委員会の判定の結果に基づき、当該精神障害者についてその症状が重く高度の医療及び保護が必要であると認めるときは、その者を入院させる施設は、精神科集中治療センターとする。

第二十九条第四項中「及び指定病院」の下に「精神科集中治療センターを含む。」を、「第十九条の八の下に」又は「第十九条の八の二を、」を受けている指定病院の下に「又は精神科集中治療センター」を加える。

第二十九条の二第一項中、「第二十八条を前項中、前条第一項に規定する精神病院又は指定病院を「精神科集中治療センター」に改め、同条第四項中「第二十七条第四項から第六項を」第二十八条第五項から第七項に、「第二十八条の二を」第二十八条の二第一項に、「診察を」指定医師の診察に改める。

第二十九条の二の二第三項中「当該精神障害者を診察した指定医師が必要と認めるときを」判定委員会が必要と認めるとき（前条第一項の規定による入院措置に係る移送の場合にあつては、当該精神障害者を診察した指定医師が必要と認めるとき）に改める。

第二十九条の三中「第二十九条第一項に規定す

る精神病院又は指定病院」を「精神科集中治療センター」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（精神科集中治療センターからの移送）

第二十九条の三の二 都道府県知事は、第二十九条第一項の規定により精神科集中治療センターに入院した者が、精神科集中治療センターにおける入院を継続する必要があると認められるに至つたときは、直ちに、その者を精神科集中治療センター以外の国若しくは都道府県が設置した精神病院又は指定病院へ移送しなければならない。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、その者を入院させている精神科集中治療センターの管理者の意見を聴くものとする。

2 前項の場合において都道府県知事がその者を移送するには、その者が精神科集中治療センターにおける入院を継続する必要があると認められるかどうかに関し判定委員会の判定を求めた結果、判定委員会がその必要がないと判定した場合又は判定委員会の委員の一人がその必要がないと認めた場合でなければならない。

3 判定委員会が前項の規定により判定を求められたときは、当該判定の案件を取り扱う判定委員会の各委員は、次条の規定による診察がなされている場合を除き、当該判定を求められた者を診察しなければならない。

4 第二十九条の二の二第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による移送について準用する。

第二十九条の三の三 精神科集中治療センターの管理者は、指定医師による診察の結果、第二十九条第一項の規定により入院した者が、精神科集中治療センターにおける入院を継続する必要があると認められるに至つたときは、直ちに、その旨、その者の症状その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

第二十九条の四第一項中「指定病院」の下に「精神科集中治療センターを含む。次条、第三十八条の二第一項及び第四十一条において同じ。」を加え、「聞く」を「聴く」に改め、同条第二項中「ことについて、その指定する指定医師による診察の結果又は次条の規定による診察の結果に基づく」を「かどうかに関し判定委員会の判定を求めた結果、判定委員会がその必要がないと判定した場合又は判定委員会の委員の一人がその必要がないと認めた」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第二十九条の三の二第三項の規定は、前項の規定により判定を求められた場合について準用する。

第二十九条の五の次に次の一条を加える。

（精神保健福祉調査員）

第二十九条の五の二 第二十七条第一項及び第二十八条の二第二項に規定する調査に従事させるため、都道府県に精神保健福祉調査員を置く。

2 精神保健福祉調査員は、精神保健福祉士のうちから、都道府県知事が任命する。ただし、特に必要があるときは、精神障害者の保健及び福祉に関し学識経験を有する精神保健福祉士以外の者を任命することができる。

第三十四条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「判定委員会が必要と認めるとき（前条第一項の規定による入院措置に係る移送の場合にあつては、当該精神障害者を診察した指定医師が必要と認めるとき）」とあるのは、「当該精神障害者を診察した指定医師が必要と認めるとき」と読み替えるものとする。

第三十八条の三の次に次の一条を加える。

（定期の報告の判定委員会への通知）

第三十八条の三の二 都道府県知事は、前条第一項の規定により精神医療審査会に通知する事項（第三十八条の二第一項の規定による報告に係

るものに限る。）を、判定委員会に通知しなければならない。

第三十八条の六第三項中「第二十七条第五項及び第六項を」第二十八条第六項及び第七項に改める。

第四十三条第二項中「及び第二十七条の規定を除く外」を、「第二十七条並びに第二十八条第一項及び第四項から第七項までの規定を除くほか」に改める。

第四十七条第一項中「次条第一項を」第四十八条第一項に改め、同条の次に次の一条を加える。

（連携を図るための協力体制の整備）

第四十七条の二 都道府県等は、精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、医師、精神保健福祉士、保健師、看護師、作業療法士その他精神障害者の保健及び福祉に関する業務を行う者の相互の連携を図られるよう、その協力体制の整備に努めなければならない。

第五十条の二の四第二項、第五十条の三の三第二項及び第五十一条の九第二項中「第二十七条第五項及び第六項を」第二十八条第六項及び第七項に、「同条第五項を」同条第六項に、「指定医師を」判定委員会の委員に、「同条第六項を」同条第七項に、「第四項を」第五項に改める。

第五十一条の十四第一項中「第十九条の八の下に」第二十九条の五の二を加える。

第五十三条第一項中「臨時委員の下に」、判定委員会の委員を、「精神医療審査会の委員の下に」、精神保健福祉調査員を加える。

第五十五条第一号中「第二十七条第一項又は第二項を」第二十八条第一項に、「同条第四項を」同条第五項に改め、同条第二号中「第二十七条第四項を」第二十八条第五項に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの法律による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「旧法」という。)第二十三条から第二十六条の二までの規定による申請、通報又は届出があつた者及び施行日前に旧法第二十七条第二項の規定による診察を受けた者に係る入院措置の手續については、なお従前の例による。

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)

第四条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)の項中「第十九条の八」の下に、「第十九条の八の二」を、「含む」の下に、「第二十九条の五の二」を加える。

理由

最近の精神障害者の医療及び保護並びに保健及び福祉をめぐる状況にかんがみ、措置入院制度の適正な実施を確保するため、措置入院が必要であるかどうか等に関し判定を行うための判定委員会の設置、当該判定に資するための調査等を行う精神保健福祉調査員の設置並びに精神障害者に対する高度の医療及び保護を提供する精神科集中治療センターの指定について規定するとともに、精神障害者の保健及び福祉に関する業務を行う者の相互の連携が図られるようその協力体制の整備について規定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十四年十二月十日 衆議院會議録第十七号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案(水島広子君外五名提出、第百五十四回国会衆法第二〇号)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近の精神障害者の医療及び保護並びに保健及び福祉をめぐる状況にかんがみ、措置入院制度の適正な実施を確保するため、措置入院が必要であるかどうか等に関し判定を行うための判定委員会の設置、当該判定に資するための調査等を行う精神保健福祉調査員の措置並びに精神障害者に対する高度の医療及び保護を提供する精神科集中治療センターの指定について規定するとともに、精神障害者の保健及び福祉に関する業務を行う者の相互の連携が図られるようその協力体制の整備について規定しようとするものである。

なお、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしている。

二 議案の否決理由

本案は、措置入院制度の適正な実施を確保するため、判定委員会の設置、精神保健福祉調査員の設置及び精神科集中治療センターの指定について規定するとともに、精神障害者の保健及び福祉に関する業務を行う者の相互の連携が図られるようその協力体制の整備について規定しようとするものであるが、妥当でないものと認め、否決すべきものと議決した次第である。

平成十四年十二月六日

衆議院議長 綿貫 民輔殿
法務委員長 山本 有二

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案
右
国会に提出する。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案及び同報告書

平成十四年三月十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律

目次

第一章 総則

第一節 目的及び定義(第一条・第二条)

第二節 裁判所(第三条・第十五条)

第三節 指定医療機関(第十六条・第十八条)

第四節 保護観察所(第十九条・第二十三条)

第二章 審判

第一節 通則(第二十四条・第三十二条)

第二節 入院又は通院(第三十三条・第四十条)

第三節 退院又は入院継続(第四十九条・第五十三条)

第四節 処遇の終了又は通院期間の延長(第五十四条・第五十八条)

第五節 再入院等(第五十九条・第六十三条)

第六節 抗告(第六十四条・第七十三条)

第七節 雑則(第七十四条・第八十条)

第三章 医療

第一節 医療の実施(第八十一条・第八十五条)

第二節 精神保健指定医の必置等(第八十六条・第八十八条)

第三節 指定医療機関の管理者の職務の措置(第八十九条・第九十一条)

第四節 入院者に関する措置(第九十二条・第一百条)

第五節 雑則(第一百一条・第一百三十三条)

第四章 地域社会における処遇

第一節 処遇の実施計画(第一百四十四条・第一百五十一条)

第二節 精神保健観察(第一百六条・第一百七十条)

第三節 連携等(第一百八条・第一百九条)

第四節 報告等(第一百十条・第一百十一条)

第五節 雑則(第一百二十二条・第一百三十条)

第五章 雑則(第一百四十四条・第一百六条)

第六章 罰則(第一百七十七条・第二百一条)

附則

第一章 総則

第一節 目的及び定義

(目的)

第一条 この法律は、心神喪失等の状態で重大な他害行為(他人に害を及ぼす行為をいう。以下同じ。)を行った者に対し、その適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことにより、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「保護者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第二十条第一項又は第二十一条の規定により保護者となる者をいう。

この法律において「対象行為」とは、次の各号に掲げるいづれかの行為に当たるものをいう。

一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第八十八条から第一百十条まで又は第一百十二条に規定する行為

二 刑法第七十六条から第七十九条までに規定する行為

三 刑法第九十九条、第二百一条又は第二百三条に規定する行為

四 刑法第二百四十四条に規定する行為

五 刑法第二百三十六条、第二百三十八条又は第二百四十三条、第二百三十六条又は第二百三十八条に係るものに限る。に規定する行為

この法律において「対象者」とは、次の各号のいづれかに該当する者をいう。

一 公訴を提起しない処分において、対象行為を行ったこと及び刑法第三十九条第一項に規定する理由である。

定する者(以下「心神喪失者」という。)(又は同条第二項に規定する者(以下「心神耗弱者」という。))であることが認められた者

二 対象行為について、刑法第三十九条第一項の規定により無罪の確定裁判を受けた者又は同条第二項の規定により刑を減軽する旨の確定裁判(懲役又は禁錮の刑を言い渡し執行猶予の言渡しをしない裁判であつて、執行すべき刑期があるものを除く。)を受けた者

4 この法律において「指定医療機関」とは、指定入院医療機関及び指定通院医療機関をいう。

5 この法律において「指定入院医療機関」とは、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定を受けた者の入院による医療を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院(その一部を指定した病院を含む。)をいう。

6 この法律において「指定通院医療機関」とは、第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者の入院によらない医療を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。第十六条第二項において同じ。)(又は薬局をいう。

第二節 裁判所

(管轄)

第三条 処遇事件(第三十三条第一項、第四十九条第一項若しくは第二項、第五十条第一項、第五十四条第一項若しくは第二項、第五十五条第一項又は第五十九条第一項若しくは第二項の規定による申立てに係る事件をいう。以下同じ。)(は、対象者の住所、居所若しくは所在地又は行為地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 同一の対象者に対する数個の処遇事件が土地管轄を異にする場合において、一個の処遇事件を管轄する地方裁判所は、併せて他の処遇事件についても管轄権を有する。

(移送)

第四条 裁判所は、対象者の処遇の適正を期するため必要があると認めるときは、決定をもって、その管轄に属する処遇事件を他の管轄地方裁判所に移送することができる。

2 裁判所は、処遇事件がその管轄に属しないと認めるときは、決定をもって、これを管轄地方裁判所に移送しなければならない。

(手続の併合)

第五条 同一の対象者に対する数個の処遇事件は、特に必要がないと認める場合を除き、決定をもって、併合して審判しなければならない。

(精神保健審判員)

第六条 精神保健審判員は、次項に規定する名簿に記載された者のうち、最高裁判所規則で定めるところにより地方裁判所が毎年あらかじめ選任したものの中から、処遇事件ごとに地方裁判所が任命する。

2 厚生労働大臣は、精神保健審判員として任命すべき者の選任に資するため、毎年、政令で定めるところにより、この法律に定める精神保健審判員の職務を行うのに必要な学識経験を有する医師(以下「精神保健判定医」という。)(の名簿を最高裁判所に送付しなければならない。

3 精神保健審判員には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所規則で定めるところにより旅費、日当及び宿泊料を支給する。

(欠格事由)

第七条 次の各号のいずれかに掲げる者は、精神保健審判員として任命すべき者に選任することができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 前号に該当する者を除くほか、医事に関し罪を犯し刑に処せられた者
- 三 公務員で懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 四 次条第二号の規定により精神保健審判員を

解任された者

第八条 地方裁判所は、精神保健審判員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該精神保健審判員を解任しなければならない。

- 一 前条第一号から第三号までのいずれかに該当するに至ったとき
- 二 職務上の義務違反その他精神保健審判員たるに適しない非行があると認めるとき

(職権の独立)

第九条 精神保健審判員は、独立してその職権を行う。

2 精神保健審判員は、最高裁判所規則で定めるところにより、法令に従い公平誠実にその職務を行うべきことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

(除斥)

第十条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第二十條の規定はこの法律の規定により職務を執行する裁判官及び精神保健審判員について、刑事訴訟法第二十六条第一項の規定はこの法律の規定により職務を執行する裁判所書記官について準用する。この場合において、刑事訴訟法第二十條第二号中「被告人」とあるのは「対象者(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第二條第三項に規定する対象者をいう。以下同じ。)」と、同条第三号中「被告人」とあるのは「対象者」と、同条第四号中「事件」とあるのは「処遇事件(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第三條第一項に規定する処遇事件をいう。以下同じ。)」と、同条第五号から第七号までの規定中「事件」とあるのは「処遇事件」と、同条第五号中「被告人の代理人、弁護人又は補佐人」とあるのは「対象者の付添人」と、同条第六号中「検察官又は司法警察員の職務を行った」とあるのは「審判の申立てをし、又は審判の申立てをした者としての職務

を行った」と、同条第七号中「第二百六十八條第二号の決定、略式命令、前審の裁判」とあるのは「前審の審判」と、「第二百九十八條乃至第四百條、第四百二十二條若しくは第四百十三條」とあるのは「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第六十八條第二項若しくは第七十一條第二項」と、「原判決」とあるのは「原決定」と、「裁判の基礎」とあるのは「審判の基礎」と読み替えるものとする。

第十一條 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第二十八條の規定にかかわらず、地方裁判所は、一人の裁判官及び一人の精神保健審判員の合議体で処遇事件を取り扱う。ただし、この法律で特別の定めをした事項については、この限りでない。

(合議制)

第十二條 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第二十八條の規定にかかわらず、地方裁判所は、一人の裁判官及び一人の精神保健審判員の合議体で処遇事件を取り扱う。ただし、この法律で特別の定めをした事項については、この限りでない。

2 第四條第一項若しくは第二項、第五條、第四十條第一項若しくは第二項前段、第四十一條第一項、第四十二條第二項、第五十一條第二項、第五十六條第二項又は第六十一條第二項に規定する裁判は、前項の合議体の構成員である裁判官のみでする。呼出状若しくは同行状を發し、対象者に出頭を命じ、若しくは付添人を付し、同行状の執行を囑託し、若しくはこれを執行させ、出頭命令を受けた者の護送を囑託し、又は第二十四條第五項前段の規定により対象者の所在の調査を求める処分についても、同様とする。

3 判事補は、第一項の合議体に加わることができない。

(裁判官の権限)

第十三條 前条第一項の合議体がこの法律の定めるところにより職務を行う場合における裁判所法第七十二條第一項及び第二項並びに第七十三條の規定の適用については、その合議体の構成員である裁判官は、裁判長とみなす。

2 前条第一項の合議体による裁判の評議は、裁判官が開き、かつ、整理する。

(意見を述べる義務)

第十三条 精神保健審判員は、前条第二項の評議において、その意見を述べなければならない。

(評決)

第十四条 第十一条第一項の合議体による裁判は、裁判官及び精神保健審判員の意見の一致したところによる。

(精神保健参与員)

第十五条 精神保健参与員は、次項に規定する名簿に記載された者のうち、地方裁判所が毎年あらかじめ選任したものの中から、処遇事件ごとに裁判所が指定する。

2 厚生労働大臣は、政令で定めるところにより、毎年、各地方裁判所ごとに、精神保健福祉士その他の精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術を有する者の名簿を作成し、当該地方裁判所に送付しなければならない。

3 精神保健参与員の員数は、各事件について一人以上とする。

4 第六条第三項の規定は、精神保健参与員について準用する。

第三節 指定医療機関

(指定医療機関の指定)

第十六条 指定入院医療機関の指定は、国、都道府県又は特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第三十三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。)が開設する病院であつて厚生労働省令で定める基準に適合するものの全部又は一部について、その開設者の同意を得て、厚生労働大臣が行う。

2 指定通院医療機関の指定は、厚生労働省令で定める基準に適合する病院若しくは診療所又は薬局について、その開設者の同意を得て、厚生労働大臣が行う。

(指定の辞退)

第十七条 指定医療機関は、その指定を辞退しようとするときは、辞退の日の一の前までに、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。

生労働大臣にその旨を届け出なければならない。

(指定の取消し)

第十八条 指定医療機関が、第八十二条第一項若しくは第二項又は第八十六条の規定に違反したときその他第八十一条第一項に規定する医療を行うについて不適当であると認められるに至つたときは、厚生労働大臣は、その指定を取り消すことができる。

第四節 保護観察所

(事務)

第十九条 保護観察所は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第三十八条(第五十三条、第五十八条及び第六十三条において準用する場合を含む。)に規定する生活環境の調査に関すること。
二 第二十一条に規定する生活環境の調整に関すること。
三 第六六条に規定する精神保健観察の実施に関すること。
四 第八八条に規定する関係機関相互間の連携の確保に関すること。
五 その他この法律により保護観察所の所掌に属せしめられた事務

(精神保健観察官)

第二十条 保護観察所に、精神保健観察官を置く。

2 精神保健観察官は、精神障害者の保健及び福祉その他のこの法律に基づく対象者の処遇に関する専門的知識に基づき、前条各号に掲げる事務に従事する。

3 前二項に定めるもののほか、精神保健観察官に關し必要な事項は、政令で定める。

(管轄)

第二十一条 第十九条各号に掲げる事務は、次の各号に掲げる事務の区分に従い、当該各号に定める保護観察所がつかさどる。
一 第十九条第一号に掲げる事務 当該処遇事

件を管轄する地方裁判所の所在地を管轄する保護観察所

二 第十九条第二号から第五号までに掲げる事務 当該対象者の居住地(定まつた住居を有しないときは、所在地又は最後の居住地若しくは所在地とする。)を管轄する保護観察所

(照会)

第二十二条 保護観察所の長は、第十九条各号に掲げる事務を行うため必要があると認めるときは、官公署、医療施設その他の公私の団体に照会して、必要な事項の報告を求めることができる。

(資料提供の求め)

第二十三条 保護観察所の長は、第十九条各号に掲げる事務を行うため必要があると認めるときは、その必要限度において、裁判所に対し、当該対象者の身上に関する事項を記載した書面、第三十七条第一項に規定する鑑定の経過及び結果を記載した書面その他の必要な資料の提供を求めることができる。

第二章 審判

第一節 通則

(事実の取調べ)

第二十四条 決定又は命令をするについて必要がある場合は、事実の取調べをすることができ

2 前項の事実の取調べは、合議体の構成員(精神保健審判員を除く。)にこれをさせ、又は地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを囑託することができる。

3 第一項の事実の取調べのため必要があると認めるときは、証人尋問、鑑定、検証、押収、捜索、通訳及び翻訳を行い、並びに官公署、医療施設その他の公私の団体に對し、必要な事項の報告、資料の提出その他の協力を求めることができる。ただし、差押えについては、あらかじめ所有者、所持者又は保管者に差し押さえるべき物の提出を命じた後でなければ、これをする

4 刑事訴訟法中裁判所の行う証人尋問、鑑定、検証、押収、捜索、通訳及び翻訳に関する規定は、処遇事件の性質に反しない限り、前項の規定による証人尋問、鑑定、検証、押収、捜索、通訳及び翻訳について準用する。

5 裁判所は、対象者の行方が不明になったときは、所轄の警察署長にその所在の調査を求めることができる。この場合において、警察官は、当該対象者を発見したときは、直ちに、その旨を裁判所に通知しなければならない。

(意見の陳述及び資料の提出)

第二十五条 検察官、指定入院医療機関の管理者又は保護観察所の長は、第三十三条第一項、第四十九条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項若しくは第二項又は第五十九条第一項若しくは第二項の規定による申立てをした場合は、意見を述べ、及び必要な資料を提出しなければならない。

2 対象者、保護者及び付添人は、意見を述べ、及び資料を提出することができる。

(呼出し及び同行)

第二十六条 裁判所は、対象者に対し、呼出状を発することができ

2 裁判所は、対象者が正当な理由がなく前項の呼出しに応じないときは、当該対象者に対し、同行状を発することができ

3 裁判所は、対象者が正当な理由がなく第一項の呼出しに応じないおそれがあるとき、定まつた住居を有しないとき、又は医療のため緊急を要する状態にあつて必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該対象者に対し、同行状を発することができる。

(同行状の効力)

第二十七条 前条第二項又は第三項の同行状により同行された者については、裁判所に到着した時から二十四時間以内はその身体の拘束を解かなければならない。ただし、当該時間内に、第

官 報 (号 外)

三十四条第一項前段若しくは第六十条第一項前段の命令又は第三十七条第五項前段、第四十二条第一項第一号、第六十一条第一項第一号若しくは第六十二条第二項前段の決定があつたときは、この限りでない。

(同行状の執行)

第二十八條 第二十六條第二項又は第三項の同行状は、裁判所書記官が執行する。ただし、裁判所は、必要があると認めるときは、検察官にその執行を囑託し、又は保護観察所の職員にこれを実行させることができる。

2 検察官が前項の囑託を受けたときは、その指揮により、検察事務官が同行状を執行する。

3 検察事務官は、必要があるときは、管轄区域外で同行状を執行することができる。

4 同行状を執行するには、これを当該対象者に示した上、できる限り速やかにかつ直接、指定された裁判所その他の場所に引致しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、病院、救護施設、警察署その他の精神障害者を保護するのに適当な場所に、保護することができる。

5 同行状を所持しないためこれを示すことができない場合において、急速を要するときは、前項の規定にかかわらず、当該対象者に対し同行状が発せられている旨を告げて、その執行をすることが出来る。ただし、同行状はできる限り速やかに示さなければならない。

6 同行状を執行する場合には、必要な限度において、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることが出来る。

(出頭命令)

第二十九條 裁判所は、第三十四条第一項前段若しくは第六十条第一項前段の命令又は第三十七条第五項前段、第四十二条第一項第一号、第六十一条第一項第一号若しくは第六十二条第二項前段の決定により入院している者に対し、裁判所に出席することを命ずることができる。

2 裁判所は、前項に規定する者が裁判所に出席するときは、検察官にその護送を囑託するものとする。

3 前項の護送をする場合において、護送される者が逃走し、又は自身を傷つけ、若しくは他人に害を及ぼすおそれがあると認めるときは、これを防止するため合理的に必要と判断される限度において、必要な措置を採ることができる。

4 前条第二項及び第三項の規定は、第二項の護送について準用する。

(付添人)

第三十條 対象者及び保護者は、弁護士を付添人に選任することができる。

2 裁判所は、特別の事情があるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、付添人の数を制限することができる。

3 裁判所は、対象者に付添人がない場合であつて、特に必要があると認めるときは、職権で、弁護士である付添人を付することが出来る。

4 前項の規定により裁判所が付すべき付添人は、最高裁判所規則で定めるところにより、選任するものとする。

5 前項の規定により選任された付添人は、旅費、日当、宿泊料及び報酬を請求することができる。

(審判期日)

第三十一条 審判のため必要があると認めるときは、審判期日を開くことができる。

2 審判期日における審判の指揮は、裁判官が行う。

3 審判期日における審判は、公開しない。

4 裁判所は、検察官、指定医療機関(病院又は診療所に限る。)の管理者又はその指定する医師及び保護観察所の長又はその指定する精神保健観察官に対し、審判期日に出席することを求めることができる。

5 保護者精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十一条の規定により保護者となる市町村長(特別区の長を含む。以下同じ。)については、その指定する職員を含む。)及び付添人は、審判期日に出席することができる。

6 審判期日には、対象者を呼び出し、又はその出頭を命じなければならない。

7 対象者が審判期日に出席しないときは、審判を行うことができない。ただし、対象者が心身の障害のため、若しくは正当な理由がなく審判期日に出席しない場合、又は許可を受けないで退席し、若しくは秩序維持のために退席を命ぜられた場合において、付添人が出席しているときは、この限りでない。

8 審判期日は、裁判所外においても開くことができる。

(記録等の閲覧又は謄写)

第三十二条 処遇事件の記録又は証拠物は、裁判所の許可を受けた場合を除き、閲覧又は謄写をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、検察官、指定入院

医療機関の管理者若しくはその指定する医師、保護観察所の長若しくはその指定する精神保健観察官又は付添人は、次条第二項、第四十九条第一項若しくは第二項、第五十条第一項、第五十四条第一項若しくは第二項、第五十五条第一項又は第五十九条第一項若しくは第二項の規定による申立てがあつた後当該申立てに対する決定が確定するまでの間、処遇事件の記録又は証拠物を閲覧することができる。

第二節 入院又は通院
(検察官による申立て)

第三十三條 検察官は、被疑者が対象行為を行ったこと及び心神喪失者若しくは心神耗弱者であることを認めて公訴を提起しない処分をしたとき、又は第二條第三項第二号に規定する確定裁判があつたときは、当該処分をされ、又は当該確定裁判を受けた対象者について、継続的な医療を行わなくても心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となつた精神障害のために再び対象行為を行うおそれ明らかに認められる場合を除き、地方裁判所に対し、第四十二条第一項の決定をすることを申し立てなければならない。ただし、当該対象者について刑事事件若しくは少年の保護事件の処理又は外国人の退去強制に関する法令の規定による手続が行われている場合は、当該手続が終了するまで、申立てをしないことができる。

2 前項本文の規定にかかわらず、検察官は、当該対象者が刑若しくは保護処分の執行のため刑務所、少年刑務所、拘留所若しくは少年院に収容されており引き続き収容されることとなるとき、又は新たに収容されるときは、同項の申立

てをすることができない。当該対象者が外国人であつて出国したときも、同様とする。

3 検察官は、刑法第二百四十四条に規定する行為を行った対象者については、傷害が軽い場合であつて、当該行為の内容、当該対象者による過去の他害行為の有無及び内容並びに当該対象者の現在の病状、性格及び生活環境を考慮し、その必要がないと認めるときは、第一項の申立てをしないことができる。ただし、他の対象行為をも行った者については、この限りでない。

(鑑定入院命令)

第三十四条 前条第一項の申立てを受けた地方裁判所の裁判官は、対象者について、継続的な医療を行わなくても心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となつた精神障害のために再び対象行為を行うおそれ明らかに認めるときは、当該対象者を入院させ第四十条第一項又は第四十二条の規定があるまでの間を命ずる旨を命じなければならない。この場合において、裁判官は、呼出し及び同行に関し、裁判所と同一の権限を有する。

2 前項の命令を発するには、裁判官は、当該対象者に対し、あらかじめ、供述を強いられることとはないこと及び弁護士である付添人を選任することができることを説明した上、当該対象者が第二条第三項に該当するとされる理由の要旨及び前条第一項の申立てがあつたことを告げ、陳述する機会を与えなければならない。ただし、当該対象者の心身の障害により又は正当な理由がなく裁判官の面前に出頭しないため、これらを行うことができないときは、この限りでない。

平成十四年十二月十日 衆議院会議録第十七号

ない。

3 第一項の命令による入院の期間は、当該命令が執行された日から起算して二月を超えることができない。ただし、裁判所は、必要があると認めるときは、通じて一月を超えない範囲で、決定をもつて、この期間を延長することができる。

4 裁判官は、検察官に第一項の命令の執行を囑託するものとする。

5 第二十八条第二項、第三項及び第六項並びに第二十九条第三項の規定は、前項の命令の執行について準用する。

6 第一項の命令は、判事補が一人で発することができ、

(必要の付添人)

第三十五条 裁判所は、第三十三条第一項の申立てがあつた場合において、対象者に付添人がないときは、付添人を付さなければならない。

(精神保健参与員の関与)

第三十六条 裁判所は、処遇の要否及びその内容につき、精神保健参与員の意見を聴くため、これを審判に関与させるものとする。ただし、特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

(対象者の鑑定)

第三十七条 裁判所は、対象者に関し、精神障害者であるか否か及び継続的な医療を行わなければならない心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となつた精神障害のために再び対象行為を行うおそれの有無について、精神保健判定医又はこれと同等以上の学識経験を有すると認める医師に鑑定を命じなければならない。ただし、当該おそれが

明らかにないと認める場合は、この限りでない。

2 前項の鑑定を行うに当たっては、精神障害の類型、過去の病歴、現在及び対象行為を行った当時の病状、治療状況、病状及び治療状況から予測される将来の症状、対象行為の内容、過去の他害行為の有無及び内容並びに当該対象者の性格を考慮するものとする。

3 第一項の規定により鑑定を命ぜられた医師は、当該鑑定の結果に、当該対象者の病状に基づく入院による医療の必要性に関する意見を付さなければならない。

4 裁判所は、第一項の鑑定を命じた医師に対し、当該鑑定の実施に当たつて留意すべき事項を示すことができる。

5 裁判所は、第三十四条第一項前段の命令が発せられていない対象者について第一項の鑑定を命ずる場合において、必要があると認めるときは、決定をもつて、鑑定その他医療的観察のため、当該対象者を入院させ第四十条第一項又は第四十二条の規定があるまでの間を命ずる旨を命ずることができる。第三十四条第二項から第五項までの規定は、この場合について準用する。

(保護観察所による生活環境の調査)

第三十八条 裁判所は、保護観察所の長に対し、対象者の生活環境の調査を行い、その結果を報告することを求めることができる。

(審判期日の開催)

第三十九条 裁判所は、第三十三条第一項の申立てがあつた場合は、審判期日を開かなければならない。ただし、検察官及び付添人に異議がな

いときは、この限りでない。

2 検察官は、審判期日に出席しなければならない。

3 裁判所は、審判期日において、対象者に対し、供述を強いられることはないことを説明した上、当該対象者が第二条第三項に該当するとされる理由の要旨及び第三十三条第一項の申立てがあつたことを告げ、当該対象者及び付添人から、意見を聴かなければならない。ただし、第三十一条第七項ただし書に規定する場合における対象者については、この限りでない。

(申立ての却下等)

第四十条 裁判所は、第二条第三項第一号に規定する対象者について第三十三条第一項の申立てがあつた場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当するときは、決定をもつて、申立てを却下しなければならない。

一 対象行為を行ったと認められない場合

二 心神喪失者及び心神耗弱者のいずれでもないことと認める場合

2 裁判所は、検察官が心神喪失者と認めて公訴を提起しない処分をした対象者について、心神耗弱者と認めた場合には、その旨の決定をしなければならない。この場合において、検察官は、当該決定の告知を受けた日から二週間以内に、裁判所に対し、当該申立てを取り下げるか否かを通知しなければならない。

(対象行為の存否についての審理の特則)

第四十一条 裁判所は、第二条第三項第一号に規定する対象者について第三十三条第一項の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、検察官及び付添人の意見を聴いて、前

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案及び同報告書

条第一項第一号の事由に該当するか否かについての審理及び裁判を別の合議体による裁判所で行う旨の決定をすることができる。	(入院等の決定) 第四十二條 裁判所は、第三十三條第一項の申立てがあった場合は、第三十七條第一項に規定する鑑定を基礎とし、かつ、同条第三項に規定する意見及び対象者の生活環境を考慮し、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める決定をしなければならない。	が入院による医療を受けるべき指定入院医療機関又は入院によらない医療を受けるべき指定通院医療機関(病院又は診療所に限る。次項並びに第五十四條第一項及び第二項、第五十六條、第五十九條、第六十一條並びに第一百十條において同じ。)を定め、その名称及び所在地を、当該決定を受けた者及びその保護者並びに当該決定をした地方裁判所の所在地を管轄する保護観察所の長に通知しなければならない。	者に対し、呼出状を発することができる。 4 裁判所は、対象者が正当な理由がなく前項の呼出しに応じないときは、当該対象者に対し、同行状を発することができる。
2 前項の合議体は、裁判所法第二十六條第二項に規定する裁判官の合議体とする。この場合において、当該合議体には、処遇事件の係属する裁判所の合議体の構成員である裁判官が加わることができる。	一 入院をさせて医療を行わなければならない心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害のために再び対象行為を行うおそれがあると認める場合 医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定	4 厚生労働大臣は、前項の規定により指定した指定入院医療機関又は指定通院医療機関を変更した場合、変更後の指定入院医療機関又は指定通院医療機関の名称及び所在地を、当該変更後の指定入院医療機関又は指定通院医療機関において医療を受けるべき者及びその保護者並びに当該医療を受けるべき者の当該変更前の居住地を管轄する保護観察所の長に通知しなければならない。	5 裁判所は、対象者が正当な理由がなく第三項の呼出しに応じないおそれがあるとき、定まった住居を有しないとき、又は医療のため緊急を要する状態にあつて必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該対象者に対し、同行状を発することができる。
3 第一項の合議体による裁判所は、対象者の呼出し及び同行並びに対象者に対する出頭命令に関し、処遇事件の係属する裁判所と同一の権限を有する。	二 前号の場合を除き、継続的な医療を行わなければならない心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害のために再び対象行為を行うおそれがあると認める場合 入院によらない医療を受けさせる旨の決定	4 厚生労働大臣は、前項の規定により指定した指定入院医療機関又は指定通院医療機関を変更した場合、変更後の指定入院医療機関又は指定通院医療機関の名称及び所在地を、当該変更後の指定入院医療機関又は指定通院医療機関において医療を受けるべき者及びその保護者並びに当該医療を受けるべき者の当該変更前の居住地を管轄する保護観察所の長に通知しなければならない。	6 第二十八條の規定は、前二項の同行状の執行について準用する。この場合において、同条第一項中「検査官にその執行を囑託し、又は保護観察所の職員にこれを執行させることができる」とあるのは、「検査官にその執行を囑託することができる」と読み替えるものとする。
4 処遇事件の係属する裁判所は、第一項の合議体による裁判所の審理が行われている間においても、審理を行うことができる。ただし、処遇事件を終局させる決定(次条第二項の決定を除く。)を行うことができない。	三 前二号の場合に当たらないとき この法律による医療を行わない旨の決定	(通院期間) 第四十四條 第四十二條第一項第二号の決定による入院によらない医療を行う期間は、当該決定があった日から起算して三年間とする。ただし、裁判所は、通じて二年を超えない範囲で、当該期間を延長することができる。	(決定の効力) 第四十六條 第四十條第一項の規定により申立てを却下する決定(同項第一号に該当する場合に限る。)又は第四十二條第一項の決定が確定したときは、当該決定に係る対象行為について公訴を提起し、又は当該決定に係る対象行為に関し再び第三十三條第一項の申立てをすることができない。
5 第一項の合議体による裁判所が同項の審理を行うときは、審判期日を開かなければならない。この場合において、審判期日における審判の指揮は、裁判長が行う。	2 裁判所は、申立てが不適法であると認める場合は、決定をもって、当該申立てを却下しなければならない。	第四十五條 裁判所は、厚生労働省の職員に第四十二條第一項第一号の決定を執行させるものとする。	2 第四十條第一項の規定により申立てを却下する決定(同項第二号に該当する場合に限る。)が確定したときは、当該決定に係る対象行為に関し、再び第三十三條第一項の申立てをすることができない。ただし、当該対象行為について、第二十三條第三項第二号に規定する裁判が確定するに至った場合は、この限りでない。
6 第三十九條第二項及び第三項の規定は、前項の審判期日について準用する。	4 前条第一項第二号の決定を受けた者は、厚生労働大臣が定める指定通院医療機関による入院によらない医療を受けなければならない。	2 第二十八條第六項及び第二十九條第三項の規定は、前項の決定の執行について準用する。	
7 処遇事件の係属する裁判所の合議体の構成員である精神保健審判員は、第五項の審判期日に出席することができる。	3 厚生労働大臣は、前条第一項第一号又は第二号の決定があったときは、当該決定を受けた者が入院による医療を受けるべき指定入院医療機関	3 裁判所は、第四十二條第一項第一号の決定を執行するため必要があると認めるときは、対象	
8 第一項の合議体による裁判所は、前条第一項第一号に規定する事由に該当する旨の決定又は当該事由に該当しない旨の決定をしなければならない。	2 前条第一項第二号の決定を受けた者は、厚生労働大臣が定める指定通院医療機関による入院によらない医療を受けなければならない。	3 裁判所は、第四十二條第一項第一号の決定を執行するため必要があると認めるときは、対象	
9 前項の決定は、処遇事件の係属する裁判所を拘束する。	3 厚生労働大臣は、前条第一項第一号又は第二号の決定があったときは、当該決定を受けた者が入院による医療を受けるべき指定入院医療機関	3 裁判所は、第四十二條第一項第一号の決定を執行するため必要があると認めるときは、対象	

(被害者等の傍聴)

第四十七條 裁判所(第四十一條第一項の合議体による裁判所を含む。)は、この節に規定する審判について、最高裁判所規則で定めるところにより当該対象行為の被害者等(被害者又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。)から申出があるときは、その申出をした者に対し、審判期日において審判を傍聴することを許すことができる。

2 前項の規定により審判を傍聴した者は、正当な理由がないのに当該傍聴により知り得た対象者の氏名その他当該対象者の身上に関する事項を漏らしてはならず、かつ、当該傍聴により知り得た事項をみだりに用いて、当該対象者に対する医療の実施若しくはその社会復帰を妨げ、又は関係人の名誉若しくは生活の平穩を害する行為をしてはならない。

(被害者等に対する通知)

第四十八條 裁判所は、第四十條第一項又は第四十二條の決定をした場合において、最高裁判所規則で定めるところにより当該対象行為の被害者等から申出があるときは、その申出をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。ただし、その通知をすることが対象者に対する医療の実施又はその社会復帰を妨げるおそれがあり相当でない認められるものについては、この限りでない。

- 一 対象者の氏名及び住居
- 二 決定の年月日、主文及び理由の要旨
- 2 前項の申出は、同項に規定する決定が確定し

平成十四年十二月十日 衆議院會議録第十七号

た後三年を経過したときは、することができない。

3 前条第二項の規定は、第一項の規定により通知を受けた者について準用する。

第三節 退院又は入院継続

(指定入院医療機関の管理者による申立て)

第四十九條 指定入院医療機関の管理者は、当該指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十九條の二第二項の規定によりその職務を停止されている者を除く。第百十七條第二項を除き、以下同じ。)による診察の結果、第四十二條第一項第一号又は第六十一條第一項第一号の決定により入院している者について、第三十七條第二項に規定する事項を考慮し、入院を継続して医療を行わなければならない心身喪失又は心身耗弱の状態の原因となつた精神障害のために再び対象行為を行うおそれがあると認めることができなくなつた場合は、保護観察所の長の意見を付して、直ちに、地方裁判所に対し、退院の許可の申立てをしなければならない。

2 指定入院医療機関の管理者は、当該指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医による診察の結果、第四十二條第一項第一号又は第六十一條第一項第一号の決定により入院している者について、第三十七條第二項に規定する事項を考慮し、入院を継続して医療を行わなければならない心身喪失又は心身耗弱の状態の原因となつた精神障害のために再び対象行為を行うおそれがあると認める場合は、保護観察所の長の意見を付して、第四十二條第一項第一号、第五十一條第一項第一号又は第六十一條第一項第一号の決定

(これらが複数あるときは、その最後のもの。次項において同じ。)があつた日から起算して六月が経過する日までに、地方裁判所に対し、入院継続の確認の申立てをしなければならない。ただし、その者が指定入院医療機関から無断で退去した日(第百條第一項又は第二項の規定により外出又は外泊している者が同条第一項に規定する医学的管理の下から無断で離れた場合における当該離れた日を含む。)の翌日から連れ戻される日の前日までの間及び刑事事件又は少年の保護事件に関する法令の規定によりその身体を拘束された日の翌日からその拘束を解かれる日の前日までの間並びに第百條第三項後段の規定によりその者に対する医療を行わない間は、当該期間の進行は停止するものとする。

3 指定入院医療機関は、前二項の申立てをした場合は、第四十二條第一項第一号、第五十一條第一項第一号又は第六十一條第一項第一号の決定があつた日から起算して六月が経過した後、前二項の申立てに対する決定があるまでの間、その者の入院を継続してこの法律による医療を行うことができる。

(退院の許可等の申立て)

第五十條 第四十二條第一項第一号又は第六十一條第一項第一号の決定により入院している者、その保護者又は付添人は、地方裁判所に対し、退院の許可又はこの法律による医療の終了の申立てをすることができる。

2 前項に規定する者は、第四十二條第一項第一号、第五十一條第一項第一号又は第六十一條第一項第一号の決定(これらが複数あるときは、その最後のもの)があつた日から三月が経過す

る日までは、前項の申立てをすることができない。

(退院の許可又は入院継続の確認の決定)

第五十一條 裁判所は、第四十九條第一項若しくは第二項又は前条第一項の申立てがあつた場合は、指定入院医療機関の管理者の意見(次条の規定により鑑定を命じた場合は、指定入院医療機関の管理者の意見及び当該鑑定)を基礎とし、かつ、対象者の生活環境(次条の規定により鑑定を命じた場合は、対象者の生活環境及び同条後段において準用する第三十七條第三項に規定する意見)を考慮し、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める決定をしなければならない。

一 入院を継続させて医療を行わなければならない心身喪失又は心身耗弱の状態の原因となつた精神障害のために再び対象行為を行うおそれがあると認める場合 退院の許可の申立て若しくはこの法律による医療の終了の申立てを棄却し、又は入院を継続すべきことを確認する旨の決定

二 前号の場合を除き、継続的な医療を行わなければならない心身喪失又は心身耗弱の状態の原因となつた精神障害のために再び対象行為を行うおそれがあると認める場合 退院を許可するとともに入院によらない医療を受けさせる旨の決定

三 前二号の場合に当たらないとき この法律による医療を終了する旨の決定

2 裁判所は、申立てが不適法であると認める場合は、決定をもって、当該申立てを却下しなければならない。

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案及び同報告書

3 第四十三條第二項から第四項までの規定は、第一項第二号の決定を受けた者について準用する。

4 第四十四條の規定は、第一項第二号の決定について準用する。

(対象者の鑑定)

第五十二條 裁判所は、この節に規定する審判のため必要があると認めるときは、対象者に関し、精神障害者であるか否か及び継続的な医療を行わなければ心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害のために再び対象行為を行うおそれの有無について、精神保健判定医又はこれと同等以上の学識経験を有すると認める医師に鑑定を命ずることができる。第三十七條第二項から第四項までの規定は、この場合について準用する。

(準用)

第五十三條 第三十六條及び第三十八條の規定は、この節に規定する審判について準用する。

第四節 処遇の終了又は通院期間の延長
(保護観察所の長による申立て)

第五十四條 保護観察所の長は、第四十二條第一項第二号又は第五十一條第一項第二号の決定を受けた者について、継続的な医療を行わなければ心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害のために再び対象行為を行うおそれがあると認めることができなくなった場合は、当該決定を受けた者に対して入院によらない医療を行う指定通院医療機関の管理者と協議の上、直ちに、地方裁判所に対し、この法律による医療の終了の申立てをしなければならない。この場合において、保護観察所の長は、当該指定通

院医療機関の管理者の意見を付さなければならない。

2 保護観察所の長は、第四十二條第一項第二号又は第五十一條第一項第二号の決定を受けた者について、当該決定による入院によらない医療を行う期間を延長して継続的な医療を行わなければ心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害のために再び対象行為を行うおそれがあると認めるときは、当該決定を受けた者に対して入院によらない医療を行う指定通院医療機関の管理者と協議の上、当該期間が満了する日までに、地方裁判所に対し、当該期間の延長の申立てをしなければならない。この場合において、保護観察所の長は、当該指定通院医療機関の管理者の意見を付さなければならない。

3 指定通院医療機関及び保護観察所の長は、前二項の申立てがあった場合は、当該決定により入院によらない医療を行う期間が満了した後、前二項の申立てに対する決定があるまでの間、当該決定を受けた者に対して医療及び精神保健観察を行うことができる。
(処遇の終了の申立て)

第五十五條 第四十二條第一項第二号又は第五十一條第一項第二号の決定を受けた者、その保護者又は付添人は、地方裁判所に対し、この法律による医療の終了の申立てをすることができる。

2 前項に規定する者は、第四十二條第一項第二号、第五十一條第一項第二号、次条第一項第一号又は第六十一條第一項第二号の決定(これらが複数あるときは、その最後のもの)があった日から六月が経過する日までは、前項の申立て

をすることができない。

(処遇の終了又は通院期間の延長の決定)

第五十六條 裁判所は、第五十四條第一項若しくは第二項又は前条第一項の申立てがあった場合は、指定通院医療機関の管理者の意見(次条の規定により鑑定を命じた場合は、指定通院医療機関の管理者の意見及び当該鑑定)を基礎とし、かつ、対象者の生活環境を考慮し、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める決定をしなければならない。

一 継続的な医療を行わなければ心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害のために再び対象行為を行うおそれがあると認められる場合 この法律による医療の終了の申立てを棄却し、又は第四十二條第一項第二号若しくは第五十一條第一項第二号の決定による入院によらない医療を行う期間を延長する旨の決定

二 前号の場合に当たらないとき この法律による医療を終了する旨の決定

2 裁判所は、申立てが不適法であると認める場合は、決定をもって、当該申立てを却下しなければならない。

3 裁判所は、第一項第一号に規定する期間を延長する旨の決定をするときは、延長する期間を定めなければならない。

(対象者の鑑定)

第五十七條 裁判所は、この節に規定する審判のため必要があると認めるときは、対象者に関し、精神障害者であるか否か及び継続的な医療を行わなければ心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害のために再び対象行為を

行うおそれの有無について、精神保健判定医又はこれと同等以上の学識経験を有すると認める医師に鑑定を命ずることができる。第三十七條第二項及び第四項の規定は、この場合について準用する。

(準用)

第五十八條 第三十六條及び第三十八條の規定は、この節に規定する審判について準用する。

第五節 再入院等

(保護観察所の長による申立て)

第五十九條 保護観察所の長は、第四十二條第一項第二号又は第五十一條第一項第二号の決定を受けた者について、入院をさせて医療を行わなければ心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害のために再び対象行為を行うおそれがあると認めるに至った場合は、当該決定を受けた者に対して入院によらない医療を行う指定通院医療機関の管理者と協議の上、地方裁判所に対し、入院の申立てをしなければならない。この場合において、保護観察所の長は、当該指定通院医療機関の管理者の意見を付さなければならない。

2 第四十二條第一項第二号又は第五十一條第一項第二号の決定を受けた者が、第四十三條第二項(第五十一條第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反し又は第七十七條各号に掲げる事項を守らず、そのため継続的な医療を行うことが確保できないと認める場合も、前項と同様とする。ただし、緊急を要するときは、同項の協議を行わず、又は同項の意見を付さないことができる。

3 第五十四條第三項の規定は、前二項の規定に

ものとする。

る場合において、必要があると認めるときは、

きは、当該期間を延后

当该对

は、この節に規定する審判について準用する。

(九告)

第六十四条 檢察官は第四十条第一項又は第四十

二条の決定に対し、指定入院医療機関の管理者は第五十一条第一項又は第二項の決定に対し、保護観察所の長は第五十六条第一項若しくは第二項又は第五十一条第一項から第三項までの決

の違反、重大な事実の誤認又は処分著しい不当を理由とする場合に限り、二週間以内に、抗

対象者、保護者又は付添人は、決定に影響を及ぼす法令の違反、重大な事実の誤認又は処分の著しい不当を理由とする場合に限り、第四十二條第一項、第五十一條第一項若しくは第二項、第五十六條第一項若しくは第二項又は第六

十一條第一項若しくは第三項の決定に対し、二週間以内に、抗告をすることができる。ただし、付添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、抗告をすることができない。

判は、当該裁判所の同条第八項の決定に基づく

-
-
-

対する抗告があったときは、抗告裁判所の判断を受ける。

(抗告の取下げ)

第六十五条 抗告は、抗告審の終局決定があるまで、取り下げることができる。ただし、付添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、取り下げることができない。

(抗告裁判所の調査の範囲)

第六十六条 抗告裁判所は、抗告の趣意に含まれている事項に限り、調査をするものとする。

2 抗告裁判所は、抗告の趣意に含まれていない事項であっても、抗告の理由となる事由に関しては、職権で調査をすることができる。

(必要の付添人)

第六十七条 抗告裁判所は、第四十二条の規定に対して抗告があった場合において、対象者に付添人がないときは、付添人を付さなければならぬ。ただし、当該抗告が第六十四条第一項又は第二項に規定する期間の経過後にあったものであることが明らかとなるときは、この限りでない。

(抗告審の裁判)

第六十八条 抗告の手續がその規定に違反したとき、又は抗告が理由のないときは、決定をもって、抗告を棄却しなければならない。

2 抗告が理由のあるときは、決定をもって、原決定を取り消して、事件を原裁判所に差し戻し、又は他の地方裁判所に移送しなければならない。ただし、第四十条第一項各号のいずれかに掲げる事由に該当するときは、原決定を取り消して、更に決定をすることができる。

(執行の停止)

第六十九条 抗告は、執行を停止する効力を有しない。ただし、原裁判所又は抗告裁判所は、決定をもって、執行を停止することができる。

(再抗告)

第七十条 検察官、指定入院医療機関の管理者若しくは保護観察所の長又は対象者、保護者若しくは付添人は、憲法に違反し、若しくは憲法の解釈に誤りがあること、又は最高裁判所若しくは上訴裁判所である高等裁判所の判例と相反する判断をしたことを理由とする場合に限り、抗告裁判所のした第六十八条の規定に対し、二週間以内に、最高裁判所に特に抗告をすることができる。ただし、付添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、抗告をすることができない。

(再抗告審の裁判)

第七十一条 前条第一項の抗告の手續がその規定に違反したとき、又は抗告が理由のないときは、決定をもって、抗告を棄却しなければならない。

2 前条第一項の抗告が理由のあるときは、決定をもって、原決定を取り消さなければならない。この場合には、地方裁判所の決定を取り消して、事件を地方裁判所に差し戻し、又は他の地方裁判所に移送することができる。

(裁判官の処分に対する不服申立て)

第七十二条 裁判官が第三十四条第一項前段又は第六十条第一項前段の命令をした場合において、

て、不服がある対象者、保護者又は付添人は、当該裁判官が所属する地方裁判所に当該命令の取消しを請求することができる。ただし、付添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、この請求をすることができない。

2 前項の請求は、対象者が対象行為を行わなかったこと、心神喪失者及び心神耗弱者のいずれでもないこと又は継続的な医療を行わなくても心神喪失若しくは心神耗弱の状態の原因となつた精神障害のために再び対象行為を行うおそれがないことを理由としてすることができない。

3 第一項の規定による不服申立てに関する手續については、刑事訴訟法第四百二十九条第一項に規定する裁判官の裁判の取消し又は変更の請求に係る手續の例による。

(裁判所の処分に対する異議)

第七十三条 対象者、保護者又は付添人は、第三十四条第三項ただし書、第三十七条第五項前段、第六十条第三項ただし書又は第六十二条第二項前段の決定に対し、処遇事件の係属する地方裁判所に異議の申立てをすることができる。ただし、付添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、この申立てをすることができない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第七節 雑則

(申立ての取下げ)

第七十四条 第五十条第一項、第五十五条第一項並びに第五十九条第一項及び第二項の規定による申立ては、第一審の終局決定があるまで、取

り下げることができる。

2 検察官は、第三十三条第一項の申立てをした後において、当該対象行為について公訴を提起したとき、又は当該対象者に対して当該対象行為以外の行為について有罪の裁判(懲役又は禁錮の刑を言い渡し執行猶予の言渡しをしない裁判であつて、執行すべき刑期があるものに限る。)が確定し、その裁判において言い渡された刑の執行をしようとするときは、当該申立てを取り下げなければならない。

(警察官の援助等)

第七十五条 第二十六条第二項若しくは第三項若しくは第四十五条第四項若しくは第五項(第六十一条第五項において準用する場合を含む。)の同行状、第三十四条第一項前段若しくは第六十条第一項前段の命令又は第三十七条第五項前段、第四十二条第一項第一号、第六十一条第一項第一号若しくは第六十二条第二項前段の決定を執行する場合において、必要があるときは、裁判所又は当該執行を囑託された者は、警察官の援助又は医師その他の医療関係者の協力を求めることができる。第二十九条第二項の囑託を受けた検察官も、同様とする。

2 警察官は、第二十四条第五項前段の規定により所在の調査を求められた対象者を発見した場合において、当該対象者に対して同行状が発せられているときは、同行状が執行されるまでの間、二十四時間を限り、当該対象者を警察署、病院、救護施設その他の精神障害者を保護するのに適当な場所に保護することができる。

(競合する処分の調整)
第七十六条 裁判所は、第四十二条第一項第一号

若しくは第二号、第五十一条第一号第二号又は第六十一条第一号第一号の決定を受けた者について、当該対象行為以外の行為について有罪の裁判(懲役又は禁錮の刑を言い渡し執行猶予の言渡しをしない裁判であつて、執行すべき刑期があるものに限る)が確定し、その裁判において言い渡された刑の執行が開始された場合であつて相当と認めるときその他のこの法律による医療を行う必要がないと認めるに至ったときは、指定入院医療機関の管理者又は保護観察所の長の申立てにより、この法律による医療を終了する旨の決定をすることが出来る。 2 裁判所は、対象者について、二以上の第四十二条第一号第一号若しくは第二号、第五十一条第一号第二号又は第六十一条第一号第一号の決定があつた場合において、相当と認めるときは、指定入院医療機関の管理者又は保護観察所の長の申立てにより、決定をもって、これらの決定のうちのいずれかを取消することが出来る。 (証人等の費用) 第七十七条 証人、鑑定人、翻訳人及び通訳人に支給する旅費、日当、宿泊料その他の費用の額については、刑事訴訟費用に関する法令の規定を準用する。 2 参考人は、旅費、日当及び宿泊料を請求することが出来る。 3 参考人に支給する費用は、これを証人に支給する費用とみなして、第一項の規定を適用する。 4 第三十条第五項の規定により付添人に支給すべき旅費、日当、宿泊料及び報酬の額について	は、刑事訴訟法第三十八条第二項の規定により弁護人に支給すべき旅費、日当、宿泊料及び報酬の例による。 (費用の徴収) 第七十八条 裁判所は、対象者又は保護者から、証人、鑑定人、翻訳人、通訳人、参考人及び第三十条第四項の規定により選任された付添人に支給した旅費、日当、宿泊料その他の費用の全部又は一部を徴収することが出来る。 2 前項の費用の徴収については、非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第二百八条の規定を準用する。 (精神保健判定医以外の医師に鑑定を命じた場合の通知) 第七十九条 地方裁判所は、第三十七条第一項、第五十二条、第五十七条又は第六十二条第一項に規定する鑑定を精神保健判定医以外の医師に命じたときは、その旨を厚生労働大臣に通知するものとする。 (最高裁判所規則) 第八十条 この章に定めるもののほか、審判について必要な事項は、最高裁判所規則で定める。 第三章 医療 第一節 医療の実施 (医療の実施) 第八十一条 厚生労働大臣は、第四十二条第一号若しくは第二号、第五十一条第一号第二号又は第六十一条第一号第一号の決定を受けた者に対し、必要な医療を行わなければならない。 2 前項に規定する医療の範囲は、次のとおりとする。	一 診察 二 薬剤又は治療材料の支給 三 医学的処置及びその他の治療 四 居室における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 五 病院への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 六 移送 3 第一項に規定する医療は、指定医療機関に委託して行うものとする。 (指定医療機関の義務) 第八十二条 指定医療機関は、厚生労働大臣の定めるところにより、前条第一項に規定する医療を担当しなければならない。 2 指定医療機関は、前条第一項に規定する医療を行うについて、厚生労働大臣の行う指導に従わなければならない。 (診療方針及び診療報酬) 第八十三条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。 2 前項に規定する診療方針及び診療報酬の例によることができないとき、又はこれによることを適当としなかつたとき、診療方針及び診療報酬は、厚生労働大臣の定めるところによる。 (診療報酬の審査及び支払) 第八十四条 厚生労働大臣は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、かつ、指定医療機関が前条の規定により請求することが出来る診療報酬の額を決定することが出来る。 2 指定医療機関は、厚生労働大臣が行う前項の	規定による診療報酬の額の決定に従わなければならない。 3 厚生労働大臣は、第一項の規定による診療報酬の額の決定に当たっては、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百九号)第十四条第一項に規定する審査委員会、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第八十七条に規定する国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴かなければならない。 4 国は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他厚生労働省令で定める者に委託することが出来る。 5 第一項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てをすることが出来ない。 (報告の請求及び検査) 第八十五条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定による審査のため必要があるときは、指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員に、指定医療機関についてその管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることが出来る。 2 指定医療機関の管理者が、正当な理由がなく前項の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、厚生労働大臣は、当該指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることが出来る。
--	--	--	---

平成十四年十二月十日 衆議院会議録第十七号

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案及び同報告書

第二節 精神保健指定医の必置等

(精神保健指定医の必置)

第八十六条 指定医療機関(病院又は診療所に限る。次条において同じ。)の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定医療機関に常時勤務する精神保健指定医を置かなければならない。

(精神保健指定医の職務)

第八十七条 指定医療機関に勤務する精神保健指定医は、第四十九条第一項又は第二項の規定により入院を継続して医療を行う必要があるかどうかの判定、第九十二条第三項に規定する行動の制限を行う必要があるかどうかの判定、第一百条第一項第一号の規定により外出させて経過を見る。ことが適当かどうかの判定、同条第二項第一号の規定により外泊させて経過を見る。ことが適当かどうかの判定、第一百条第一項第一号の規定により継続的な医療を行う必要があるかどうかの判定、同項第二号の規定により入院をさせて医療を行う必要があるかどうかの判定及び同条第二項の規定により入院によらない医療を行う期間を延長して継続的な医療を行う必要があるかどうかの判定の職務を行う。

2 精神保健指定医は、前項に規定する職務のほか、公務員として、第九十六条第四項の規定による診察並びに第九十七条第一項の規定による立入検査、質問及び診察を行う。

(診療録の記載義務)

第八十八条 精神保健指定医は、前条第一項に規定する職務を行ったときは、遅滞なく、当該精神保健指定医の氏名その他厚生労働省令で定める事項を診療録に記載しなければならない。

第三節 指定医療機関の管理者の講ずる措置

(指定医療機関への入院等)

第八十九条 指定入院医療機関の管理者は、病床(病院の一部について第十六条第一項の指定を受けている指定入院医療機関にあつては、その指定に係る病床)に既に第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定を受けた者が入院しているため余裕がない場合のほかは、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定を受けた者を入院させなければならない。

2 指定通院医療機関の管理者は、正当な事由がなければ、第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者に対する入院によらない医療の提供を拒んではならない。

(資料提供の求め)

第九十条 指定医療機関の管理者は、適切な医療を行うため必要があると認めるときは、その必要限度において、裁判所に対し、第三十七条第一項に規定する鑑定の経過及び結果を記載した書面その他の必要な資料の提供を求めることができる。

2 指定医療機関の管理者は、適切な医療を行うため必要があると認めるときは、その必要限度において、他の医療施設に対し、対象者の診療又は調剤に関する情報その他の必要な資料の提供を求めることができる。

(相談、援助等)

第九十一条 指定医療機関の管理者は、第四十二条第一項第一号若しくは第二号、第五十一条第一項第二号又は第六十一条第一項第一号の決定

により当該指定医療機関において医療を受ける者の社会復帰の促進を図るため、その者の相談に応じ、その者に必要な援助を行い、並びにその保護者及び精神障害者の医療、保健又は福祉に関する機関との連絡調整を行うように努めなければならない。この場合において、指定医療機関の管理者は、保護観察所の長と連携を図らなければならない。

第四節 入院者に関する措置

(行動制限等)

第九十二条 指定入院医療機関の管理者は、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により入院している者につき、その医療又は保護に欠くことのできない限度において、その行動について必要な制限を行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、指定入院医療機関の管理者は、信書の発受の制限、弁護士及び行政機関の職員との面会の制限その他の行動の制限であつて、厚生労働大臣があらかじめ社会保障審議会の意見を聴いて定める行動の制限については、これを行うことができない。

3 第一項の規定による行動の制限のうち、厚生労働大臣があらかじめ社会保障審議会の意見を聴いて定める患者の隔離その他の行動の制限は、当該指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医が必要と認める場合でなければ行うことができない。

第九十三条 前条に定めるもののほか、厚生労働大臣は、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により指定入院医療機関に入院している者の処遇について必要な基準を

定めることができる。

2 前項の基準が定められたときは、指定入院医療機関の管理者は、その基準を遵守しなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

(精神保健指定医の指定入院医療機関の管理者への報告)

第九十四条 精神保健指定医は、その勤務する指定入院医療機関に第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により入院している者の処遇が第九十二条の規定に違反していると思料するときは、前条第一項の基準に適合していないと認めるときその他当該入院している者の処遇が著しく適当でないとき、当該指定入院医療機関の管理者にその旨を報告することにより、当該管理者において当該入院している者の処遇の改善のために必要な措置が採られるよう努めなければならない。

(処遇改善の請求)

第九十五条 第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により指定入院医療機関に入院している者又はその保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、指定入院医療機関の管理者に対して当該入院している者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命ずることを求めることができる。

(処遇改善の請求による審査)

第九十六条 厚生労働大臣は、前条の規定による請求を受けたときは、当該請求の内容を社会保

障害者に通知し、当該請求に係る入院中の者について、その処遇が適当であるかどうかに関し審査を求めなければならない。

2 社会保障審査会は、前項の規定により審査を求められたときは、当該審査に係る入院中の者について、その処遇が適当であるかどうかに関し審査を行い、その結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

3 社会保障審査会は、前項の審査をするに当たっては、当該審査に係る入院中の者が入院している指定入院医療機関の管理者の意見を聴かなければならない。ただし、社会保障審査会がこれらの者の意見を聴く必要がないと特に認めたときは、この限りでない。

4 社会保障審査会は、前項に定めるもののほか、第二項の審査をするに当たって必要があると認めるときは、当該審査に係る入院中の者の同意を得て、社会保障審査会が指名する精神保健指定医に診察させ、又はその者が入院している指定入院医療機関の管理者その他関係者に対して報告を求め、診療録その他の帳簿書類の提出を命じ、若しくは出頭を命じて審問することができる。

5 厚生労働大臣は、第二項の規定により通知された社会保障審査会の審査の結果に基づき、必要があると認めるときは、当該指定入院医療機関の管理者に対し、その者の処遇の改善のための措置を採ることを命じなければならない。

6 厚生労働大臣は、前条の規定による請求をした者に対し、当該請求に係る社会保障審査会の審査の結果及びこれに基づき採った措置を通知

しなければならない。

(報告徴収等)

第九十七条 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、指定入院医療機関の管理者に対し、第四十二条第一項第一号若しくは第六十一条第一項第一号の決定により当該指定入院医療機関に入院している者の症状若しくは処遇に関し、報告を求め、若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその指定する精神保健指定医に、指定入院医療機関に立ち入り、これらの事項に関し、診療録その他の帳簿書類を検査させ、若しくは第四十二条第一項第一号若しくは第六十一条第一項第一号の決定により当該指定入院医療機関に入院している者その他の関係者に質問させ、又はその指定する精神保健指定医に、指定入院医療機関に立ち入り、第四十二条第一項第一号若しくは第六十一条第一項第一号の決定により当該指定入院医療機関に入院している者を診察させることができる。

2 前項の規定により立入検査、質問又は診察を行う精神保健指定医及び当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項に規定する立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善命令)

第九十八条 厚生労働大臣は、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により指定入院医療機関に入院している者の処遇が第九十二条の規定に違反していると認めると

き、第九十三条第一項の基準に適合していないと認めるときその他第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により指定入院医療機関に入院している者の処遇が著しく適当でないとき、当該指定入院医療機関の管理者に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、処遇を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその処遇の改善のために必要な措置を採ることを命ずることができる。

(無断退去者に対する措置)

第九十九条 第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により指定入院医療機関に入院している者が無断で退去した場合、第百条第一項又は第二項の規定により外出又は外泊している者が同条第一項に規定する医学的管理の下から無断で離れた場合を含む。には、当該指定入院医療機関の職員は、これを連れ戻すことができる。

2 前項の場合において、当該指定入院医療機関の職員による連戻しが困難であるときは、当該指定入院医療機関の管理者は、警察官に対し、連戻しについて必要な援助を求めることができる。

3 第一項の場合において、当該無断で退去し、又は離れた者の行方が不明になったときは、当該指定入院医療機関の管理者は、所轄の警察署長に対し、次の事項を通知してその所在の調査を求めなければならない。

一 退去者の住所、氏名、性別及び生年月日
二 退去の年月日及び時刻
三 症状の概要

四 退去者を発見するために参考となるべき人相、服装その他の事項

五 入院年月日

六 退去者が行った対象行為の内容

七 保護者又はこれに準ずる者の住所及び氏名

4 警察官は、前項の所在の調査を求められた者を発見したときは、直ちに、その旨を当該指定入院医療機関の管理者に通知しなければならない。この場合において、警察官は、当該指定入院医療機関の管理者がその者を引き取るまでの間、二十四時間を限り、その者を、警察署、病院、救護施設その他の精神障害者を保護するのに適当な場所に、保護することができる。

5 指定入院医療機関の職員は、第一項に規定する者が無断で退去した時(第百条第一項又は第二項の規定により外出又は外泊している者が同条第一項に規定する医学的管理の下から無断で離れた場合においては、当該無断で離れた時)から四十八時間を経過した後は、裁判官のあらかじめ発する連戻状によらなければ、第一項に規定する連戻しに着手することができない。

6 前項の連戻状は、指定入院医療機関の管理者の請求により、当該指定入院医療機関の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官が発する。

7 第二十八条第四項から第六項まで及び第三十条第四項第六項の規定は、第五項の連戻状について準用する。この場合において、第二十八条第四項中「指定された裁判所その他の場所」とあるのは、「指定入院医療機関」と読み替えるものとする。

8 前三項に規定するもののほか、連戻状について必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

(外出等)

第百条 指定入院医療機関の管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により当該指定入院医療機関に入院している者を、当該指定入院医療機関に勤務する医師又は看護師による付添いその他の方法による医学的管理の下に、当該指定入院医療機関の敷地外に外出させることができる。

一 指定入院医療機関の管理者が、当該指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医による診察の結果、その者の症状に照らし当該指定入院医療機関の敷地外に外出させて経過を見ることが適当であると認める場合

二 その者が精神障害の医療以外の医療を受けるために他の医療施設に通院する必要がある場合

三 前二号に掲げる場合のほか、政令で定める場合において、指定入院医療機関の管理者が必要と認めるとき。

2 指定入院医療機関の管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により当該指定入院医療機関に入院している者を、前項に規定する医学的管理の下に、一週間を超えない期間を限り、当該指定入院医療機関の敷地外に外泊させることができる。

一 指定入院医療機関の管理者が、当該指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医による診察の結果、その者の症状に照らし当該指定入院医療機関の敷地外に外泊させて経過を見ることが適当であると認める場合

二 前号に掲げる場合のほか、政令で定める場合において、指定入院医療機関の管理者が必要と認めるとき。

3 指定入院医療機関の管理者は、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により当該指定入院医療機関に入院している者が精神障害の医療以外の医療を受けるために他の医療施設に入院する必要がある場合には、その者を他の医療施設に入院させることができる。この場合において、厚生労働大臣は、第八十一条第一項の規定にかかわらず、当該入院に係る医療が開始された日の翌日から当該入院に係る医療が終了した日の前日までの間に限り、その者に対する同項に規定する医療を行わないことができる。

4 前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(生活環境の調整)

第百一条 保護観察所の長は、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定があったときは、当該決定を受けた者の社会復帰の促進を図るため、当該決定を受けた者及びその家族等の相談に応じ、当該決定を受けた者が、指定入院医療機関の管理者による第九十一条の規定に基づく援助並びに都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)による精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十七条、第四十九条その他の精神障害者の保健又は福祉に関する法令の規定に基づく援助を受けることができるようあつせん等の方法により、退院後の生活環境の調整を行わなければならない。

2 保護観察所の長は、前項の援助が円滑かつ効果的に行われるよう、当該指定入院医療機関の管理者並びに当該決定を受けた者の居住地を管轄する都道府県知事及び市町村長に対し、必要な協力を求めることができる。

第五節 雑則

(国の負担)

第百二条 国は、指定入院医療機関の設置者に対し、政令で定めるところにより、指定入院医療機関の設置及び運営に要する費用を負担する。(権限の委任)

第百三条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

第四章 地域社会における処遇

第一節 処遇の実施計画

(処遇の実施計画)

第百四条 保護観察所の長は、第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定があったときは、当該決定を受けた者に対して入院によらない医療を行う指定通院医療機関の管理者並びに当該決定を受けた者の居住地を管轄する都道府県知事及び市町村長と協議の上、その処遇に関する実施計画を定めなければならない。

2 前項の実施計画には、政令で定めるところにより、指定通院医療機関の管理者による医療、精神保健観察官が実施する精神保健観察並びに指定通院医療機関の管理者による第九十一条の

規定に基づく援助、都道府県及び市町村による精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十七条、第四十九条その他の精神障害者の保健又は福祉に関する法令の規定に基づく援助その他当該決定を受けた者に対してなされる援助について、その内容及び方法を記載するものとする。

3 保護観察所の長は、当該決定を受けた者の処遇の状況等に応じ、当該決定を受けた者に対して入院によらない医療を行う指定通院医療機関の管理者並びに当該決定を受けた者の居住地を管轄する都道府県知事及び市町村長と協議の上、第一項の実施計画について必要な見直しを行わなければならない。

(処遇の実施)

第百五条 前条第一項に掲げる決定があつた場合における医療、精神保健観察及び援助は、同項に規定する実施計画に基づいて行われなければならない。

第二節 精神保健観察

(精神保健観察)

第百六条 第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者は、当該決定による入院によらない医療を行う期間中、精神保健観察に付する。

2 精神保健観察は、次に掲げる方法によって実施する。

一 精神保健観察に付されている者と適当な接触を保ち、指定通院医療機関の管理者並びに都道府県知事及び市町村長から報告を求めるなどして、当該決定を受けた者が必要な医療

を受けているか否か及びその生活の状況を見守ること。

二 継続的な医療を受けさせるために必要な指導その他の措置を講ずること。

(守るべき事項)

第百七条 精神保健観察に付された者は、速やかに、その居住地を管轄する保護観察所の長に当該居住地を届け出るほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 一定の住居に居住すること。
- 二 住居を移転し、又は長期の旅行をするときは、あらかじめ、保護観察所の長に届け出ること。

三 保護観察所の長から出頭又は面接を求められたときは、これに応ずること。

第三節 連携等

(関係機関相互間の連携の確保)

第百八条 保護観察所の長は、医療、精神保健観察、第九十一条の規定に基づく援助及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十七条、第四十九条その他の精神障害者の保健又は福祉に関する法令の規定に基づく援助が、第四十条の規定により定められた実施計画に基づいて適正かつ円滑に実施されるよう、あらかじめ指定通院医療機関の管理者並びに都道府県知事及び市町村長との間において必要な情報交換を行うなどして協力体制を整備するとともに、処遇の実施状況を常に把握し、当該実施計画に関する関係機関相互間の緊密な連携の確保に努めなければならない。

2 保護観察所の長は、実施計画に基づく適正かつ円滑な処遇を確保するため必要があると認め

るときは、指定通院医療機関の管理者並びに都道府県知事及び市町村長に対し、必要な協力を求めることができる。

(民間団体等との連携協力)

第百九条 保護観察所の長は、個人又は民間の団体が第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者の処遇の円滑な実施のため自発的に行う活動を促進するとともに、これらの個人又は民間の団体との連携協力の下、当該決定を受けた者の円滑な社会復帰に対する地域住民等の理解と協力を得るよう努めなければならない。

第四節 報告等

(保護観察所の長に対する通知等)

第百十条 指定通院医療機関の管理者は、当該指定通院医療機関に勤務する精神保健指定医による診察の結果、第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者について、第三十七条第二項に規定する事項を考慮し、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、直ちに、保護観察所の長に対し、その旨を通知しなければならない。

- 一 継続的な医療を行わなければ心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害のために再び対象行為を行うおそれがあると認めることができなくなったとき。
- 二 入院をさせて医療を行わなければ心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害のために再び対象行為を行うおそれがあると認めるに至ったとき。

2 指定通院医療機関の管理者は、当該指定通院医療機関に勤務する精神保健指定医による診察

の結果、第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者について、第三十七条第二項に規定する事項を考慮し、当該決定による入院によらない医療を行う期間を延長して継続的な医療を行わなければ心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害のために再び対象行為を行うおそれがあると認める場合は、保護観察所の長に対し、その旨を通知しなければならない。

第百十一条 指定通院医療機関の管理者並びに都道府県知事及び市町村長は、第四十二条第一項

第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者について、第四十三条第二項(第五十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反する事実又は第百七条各号に掲げる事項を守らない事実があると認めるときは、速やかに、保護観察所の長に通報しなければならない。

第五節 雑則

(保護観察所の長による緊急の保護)

第百十二条 保護観察所の長は、第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者が、親族又は公共の衛生福祉その他の施設から必要な保護を受けることができないため、現に、その生活の維持に著しい支障を生じている場合には、当該決定を受けた者に対し、金品を給与し、又は貸与する等の緊急の保護を行うことができる。

2 保護観察所の長は、前項の規定により支払った費用を、期限を指定して、当該決定を受けた者又はその扶養義務者から徴収しなければならない。ただし、当該決定を受けた者及びその扶

養義務者が、その費用を負担することができないと認めるときは、この限りでない。

(人材の確保等)

第百十三条 国は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し専門的知識に基づくより適切な処遇を行うことができるようにするため、保護観察所等関係機関の職員に専門的知識を有する人材を確保し、その資質を向上させるように努めなければならない。

第五章 雑則

(刑事事件に関する手続等との関係)

第百十四条 この法律の規定は、対象者について、刑事事件若しくは少年の保護事件の処理に関する法令の規定による手続を行い、又は刑若しくは保護処分執行のため刑務所、少年刑務所、拘留所若しくは少年院に収容することを妨げない。

2 第四十三条第一項(第六十一条第四項において準用する場合を含む。)及び第二項(第五十一条第三項において準用する場合を含む。)並びに第八十一条第一項の規定は、同項に規定する者が、刑事事件又は少年の保護事件に関する法令の規定によりその身体を拘束されている間は、適用しない。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律との関係)

第百十五条 この法律の規定は、第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定により入院によらない医療を受けている者について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により入院が行われることを妨げない。

法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第一百七十七条 次の各号のいずれかに掲げる者が、この法律の規定に基づく職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 精神保健審判員若しくは精神保健参与員又はこれらの職にあつた者

二 指定医療機関の管理者若しくは社会保険審議会の委員又はこれらの職にあつた者

三 第三十七条第一項、第五十二条、第五十七条又は第六十二条第一項の規定により鑑定を命ぜられた医師

2 精神保健指定医又は精神保健指定医であつた者が、第八十七条に規定する職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたとき、前項と同様とする。

3 指定医療機関の職員又はその職にあつた者が、この法律の規定に基づく指定医療機関の管理者の職務の執行を補助するに際して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたとき、第一項と同様とする。

第一百八条 精神保健審判員若しくは精神保健参与員又はこれらの職にあつた者が、正当な理由がなく評議の経過又は裁判官、精神保健審判員若しくは精神保健参与員の意見を漏らしたときは、三十万円以下の罰金に処する。

第一百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一 第九十六条第四項の規定による報告若しくは

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案及び同報告書

は提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による診察を妨げ、又は同項の規定による出頭をせず、若しくは同項の規定による審問に対して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

二 第九十七条第一項の規定による報告若しくは提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による検査若しくは診察を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第二百二十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

第二百一十一条 第八十八条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第六条、第七条及び第十五条の規定は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過規定)

第二条 この法律は、この法律の施行前に対象行為を行った者であつて、この法律の施行後になされた公訴を提起しない処分において当該対象行為を行ったこと及び心神喪失者若しくは心神耗弱者であることが認められた者又はこの法律

の施行後に刑法第三十九条第一項の規定による無罪の裁判若しくは同条第二項の規定による刑を減輕する旨の裁判が確定した者について、も、適用する。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正)

第三条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十五条を次のように改める。

(検察官の通報)

第二十五条 検察官は、精神障害者又はその疑いのある被疑者又は被告人について、不起訴処分をしたとき、又は裁判(懲役、禁錮又は拘留の刑を言い渡し執行猶予の言渡しをしないう裁判を除く)が確定したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通報しなければならない。ただし、当該不起訴処分をされ、又は裁判を受けた者について、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十四年法律第 号)第三十三条第一項の申立てをしたときは、この限りでない。

2 検察官は、前項本文に規定する場合のほか、精神障害者若しくはその疑いのある被疑者若しくは被告人又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(同法第二十三条第三項に規定する対象者をいう。第二十六条の三及び第四十四条第一項において同じ。)について、特に必要があると認めるときは、速やかに、都道府県知事に通報しなければならない。

第二十六条の二 次の次的一条を加える。

(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に係る通報)

第二十六条の三 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第二十六条第六項に規定する指定通院医療機関の管理者及び保護観察所の長は、同法の対象者であつて同条第五項に規定する指定入院医療機関に入院していないものがその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めるときは、直ちに、その旨を、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に通報しなければならない。

第三十二条第六項中「できる者」の下に「及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の規定によつて医療を受ける者」を加える。

第四十四条を次のように改める。

(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に係る手続等との関係)

第四十四条 この章の規定は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の対象者について、同法又は同法に基づく命令の規定による手続又は処分をすることを妨げるものではない。

2 この章第二節から前節までの規定は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第三十四条第一項前段若しくは第六十条第一項前段の命令若しくは第三十七条第五項前段若しくは第六十二条第二項前段の決定により入院している者又は同法第四十二条第一項第一号若しくは第六十一条第一項第一号の決定により指定入院

医療機関に入院している者については、適用しない。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

第四条 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第四十条第五項」を、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第四十条第五項又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十四年法律第百八十四号第三項)」に、「又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十条第六項」を、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十条第六項又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第百八十四号第四項」に改める。

(法務省設置法の一部改正)

第五条 法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第十八号の次に次の一号を加える。

十八の二 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十四年法律第百八十四号第三項)の規定による精神保健観察その他の同法の対象者に対する地域社会における処遇並びに生活環境の調査及び調整に関すること(厚生労働省の所掌に属するものを除く。)

第二十四条第一項中「犯罪者予防更生法第十八条各号」の下に「及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第十九条各号」を加える。

な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第十九条各号」を加える。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第六条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項第四号中(昭和二十五年法律第百二十三号)の下に、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十四年法律第百八十四号第三項)」を加える。

理 由

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対して継続的かつ適切な医療を行うこと等により、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進するため、適切な処遇を決定するための裁判所の審判手続等を定めるとともに、その医療を行うための指定医療機関及び医療を確保するために必要な精神保健観察制度等を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案(内閣提出、第百五十四回国会閣法第七九号)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、その適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、継続的かつ適切な医療の実施を確保するとともに、そのために必要な観察及び指導を行うことによって、

その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 処遇の要否及び内容を決定する審判手続

(一) 検察官による申立て

一定の重大な他害行為を行い、心神喪失を理由として不起訴処分とされた者等について、検察官は、地方裁判所に対して当該対象者の処遇の要否等を決定することを申し立てるものとする。

(二) 地方裁判所の審判及び処遇の決定

申立てを受けた地方裁判所は、裁判官と医師とで構成する合議体で処遇事件を取り扱い、精神保健参与員の意見も聴いて審判を行うものとし、審判においては、対象者に弁護士である付添人を付した上、精神科医による鑑定結果等を考慮し、処遇の要否及び内容を決定するものとする。

2 指定入院医療機関における医療等

指定入院医療機関は、入院をさせる旨の決定を受けた者の医療を実施するものとし、当該医療機関の管理者は、必要に応じ退院の許可又は入院継続の確認の申立てを裁判所にしなければならぬものとし、併せて、対象者側からも退院の許可の申立てができるものとする。

また、保護観察所の長は、入院中の対象者の社会復帰の促進を図るため、退院後の生活環境の調整を行うものとする。

3 地域社会における処遇

退院の許可を受けた者等は、指定通院医療

機関において入院によらない医療を受けるとともに、保護観察所に置かれる精神保健観察官による精神保健観察に付されるものとする。

また、保護観察所の長は、関係機関と協議の上、対象者の処遇に関する実施計画を定め、関係機関相互の連携の確保に努めるほか、一定の場合には、対象者の入院等の申立てを裁判所にするものとする。

4 施行期日

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、精神保健審判員及び精神保健参与員の任命等に必要となる行為に関する規定は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 議案の修正議決理由

本案は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対して継続的かつ適切な医療を行うこと等により、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進するため、適切な処遇を決定するための手続等を定めようとするもので、その措置は妥当なものと認め、入院の決定等の基準を、「対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、入院させてこの法律による医療を受けさせる必要」等に改める等の必要があるため、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。右報告する。

平成十四年十二月十日 衆議院會議録第十七号

平成十四年十二月六日

法務委員長 山本 有一

衆議院議長 綿貫 民輔殿

(別紙)

(小字及び一は修正)

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律

目次

第一章 総則

第一節 目的及び定義(第一条・第二条)

第二節 裁判所(第三条・第十五条)

第三節 指定医療機関(第十六条・第十八条)

第四節 保護観察所(第十九条・第二十三条)

第二章 審判

第一節 通則(第二十四条・第三十二条)

第二節 入院又は通院(第三十三条・第四十条)

第三節 退院又は入院継続(第四十九条・第五十三条)

第四節 処遇の終了又は通院期間の延長(第五十四条・第五十八条)

第五節 再入院等(第五十九条・第六十三条)

第六節 抗告(第六十四条・第七十三条)

第七節 雑則(第七十四条・第八十条)

第三章 医療

第一節 医療の実施(第八十一条・第八十五条)

第二節 精神保健指定医の必置等(第八十六条・第八十八条)

第三節 指定医療機関の管理者の講ずる措置(第八十九条・第九十一条)

第四節 入院者に関する措置(第九十二条・第一百一条)

第五節 雑則(第一百一条・第二百三条)

第四章 地域社会における処遇

第一節 処遇の実施計画(第四百四条・第五百五条)

第二節 精神保健観察(第六六条・第六七条)

第三節 連携等(第六八条・第六九条)

第四節 報告等(第七十条・第七十一条)

第五節 雑則(第七十二条・第七十三条)

第六章 罰則(第七十四条・第七十六条)

第六節 罰則(第七十七条・第七十一条)

第一章 総則

第一節 目的及び定義

(目的)

第一条 この法律は、心神喪失等の状態で重大な他害行為(他人に害を及ぼす行為をいう。以下同じ。)を行った者に対し、その適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進することを目的とする。

2 この法律による処遇に携わる者は、前項に規定する目的を踏まえ、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者が円滑に社会復帰をすることができるよう努めなければならない。

(定義)

第二条 この法律において「保護者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第二十条第一項又は第二十一条の規定により保護者となる者をいう。

2 この法律において「対象行為」とは、次の各号に掲げるいずれかの行為に当たるものをいう。

一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第八八条から第九十条まで又は第九十二条に規定する行為

二 刑法第七十六條から第七十九條までに規定する行為

三 刑法第九十九條、第二百一十條又は第二百三十一條に規定する行為

四 刑法第二百四十一條に規定する行為

五 刑法第二百三十八條、第二百三十八條又は第二百三十九條(第二百三十八條又は第二百三十九條に係るものに限る。)に規定する行為

3 この法律において「対象者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 公訴を提起しない処分において、対象行為を行ったこと及び刑法第三十九条第一項に規定する者(以下「心神喪失者」という。)又は同条第二項に規定する者(以下「心神耗弱者」という。)であることが認められた者

二 対象行為について、刑法第三十九条第一項の規定により無罪の確定裁判を受けた者又は同条第二項の規定により刑を減輕する旨の確定裁判(懲役又は禁錮の刑を言い渡し執行猶予の言渡しをしない裁判であつて、執行すべき刑期があるものを除く。)を受けた者

4 この法律において「指定医療機関」とは、指定入院医療機関及び指定通院医療機関をいう。

5 この法律において「指定入院医療機関」とは、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定を受けた者の入院による医療を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院(その一部を指定した病院を含む。)をいう。

6 この法律において「指定通院医療機関」とは、第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者の入院によらない医療を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。第十六条第二項において同じ。)又は薬局をいう。

第二節 裁判所

第三条 処遇事件(第三十三条第一項、第四十九条第一項若しくは第二項、第五十条第一項、第五十四条第一項若しくは第二項、第五十五条第一項又は第五十九条第一項若しくは第二項の規定による申立てに係る事件をいう。以下同じ。)は、対象者の住所、居所若しくは現在地又は行為地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 同一の対象者に対する数個の処遇事件が土地管轄を異にする場合において、一個の処遇事件を管轄する地方裁判所は、併せて他の処遇事件についても管轄権を有する。

(移送)

第四条 裁判所は、対象者の処遇の適正を期するため必要があると認めるときは、決定をもって、その管轄に属する処遇事件を他の管轄地方裁判所に移送することができる。

2 裁判所は、処遇事件がその管轄に属しないと認めるときは、決定をもって、これを管轄地方裁判所に移送しなければならない。

(手続の併合)

第五条 同一の対象者に対する数個の処遇事件は、特に必要がないと認める場合を除き、決定

をもって、併合して審判しなければならない。

(精神保健審判員)

第八條 精神保健審判員は、次項に規定する名簿に記載された者のうち、最高裁判所規則で定めるところにより地方裁判所が毎年あらかじめ選任したものの中から、処遇事件ごとに地方裁判所が任命する。

2 厚生労働大臣は、精神保健審判員として任命すべき者の選任に資するため、毎年、政令で定めるところにより、この法律に定める精神保健審判員の職務を行うのに必要な学識経験を有する医師(以下「精神保健判定医」という。)の名簿を最高裁判所に送付しなければならない。

3 精神保健審判員には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所規則で定めるところにより旅費、日当及び宿泊料を支給する。

(欠格事由)

第七條 次の各号のいずれかに掲げる者は、精神保健審判員として任命すべき者に選任することができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 前号に該当する者を除くほか、医事に関し罪を犯し刑に処せられた者
- 三 公務員で懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 四 次条第二号の規定により精神保健審判員を解任された者

(解任)

第八條 地方裁判所は、精神保健審判員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該精神保健審判員を解任しなければならない。

平成十四年十二月十日 衆議院会議録第十七号

一 前条第一号から第三号までのいずれかに該当するに至ったとき。

二 職務上の義務違反その他精神保健審判員たるに適しない非行があると認めるとき。

(職権の独立)

第九條 精神保健審判員は、独立してその職権を行う。

2 精神保健審判員は、最高裁判所規則で定めるところにより、法令に従い公平誠実にその職務を行うべきことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

(除斥)

第十條 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第二十条の規定はこの法律の規定により職務を執行する裁判官及び精神保健審判員について、刑事訴訟法第二十六條第一項の規定はこの法律の規定により職務を執行する裁判所書記官について準用する。この場合において、刑事訴訟法第二十条第二号中「被告人」とあるのは「対象者(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律)第二条第三項に規定する対象者をいう。以下同じ。」「と、同条第三号中「被告人」とあるのは「対象者」と、同条第四号中「事件」とあるのは「処遇事件(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律)第三条第一項に規定する処遇事件をいう。以下同じ。」「と、同条第五号から第七号までの規定中「事件」とあるのは「処遇事件」と、同条第五号中「被告人」とあるのは「対象者の代理人、弁護人又は補佐人」とあるのは「対象者の付添人」と、同条第六号中「検察官又は司法警察員の職務を行った」とあるのは「審判の申立てをし、又は審判の申立てをした者としての職務を行った」と、同条第七号中「第二百六十八條第二号の決定、略式命令、前審の裁判」とあるのは「前審の審判」と、「第二百九十八條乃至第四百零二條、第四百二十二條若しくは第四百三十三條」とあるのは「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第六十八條第二項若しくは第七十一條第二項」と、「原判決」とあるのは「原決定」と、「裁判の基礎」とあるのは「審判の基礎」と読み替えるものとする。

(合議制)

第十一條 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第二十六條の規定にかかわらず、地方裁判所は、一人の裁判官及び一人の精神保健審判員の合議体で処遇事件を取り扱う。ただし、この法律で特別の定めをした事項については、この限りでない。

2 第四條第一項若しくは第二項、第五條、第四十條第一項若しくは第二項前段、第四十一條第一項、第四十二條第二項、第五十一條第二項、第五十六條第二項又は第六十一條第二項に規定する裁判は、前項の合議体の構成員である裁判官のみでする。呼出状若しくは同行状を発し、対象者に出頭を命じ、若しくは付添人を付し、同行状の執行を囑託し、若しくはこれを執行させ、出頭命令を受けた者の護送を囑託し、又は第二十四條第五項前段の規定により対象者の所在の調査を求める処分についても、同様とする。

3 判事補は、第一項の合議体に加わることができない。

(裁判官の権限)

第十二條 前条第一項の合議体がこの法律の定めるところにより職務を行う場合における裁判所法第七十二條第一項及び第二項並びに第七十三條の規定の適用については、その合議体の構成員である裁判官は、裁判長とみなす。

2 前条第一項の合議体による裁判の評議は、裁判官が開き、かつ、整理する。

(意見を述べる義務)

第十三條 裁判官は、前条第二項の評議において、法律に関する学識経験に基づき、その意見を述べなければならない。

2 精神保健審判員は、前条第二項の評議において、○その意見を述べなければならない。

(評決)

第十四條 第十一條第一項の合議体による裁判は、裁判官及び精神保健審判員の意見の一致したところによる。

(精神保健参与員)

第十五條 精神保健参与員は、次項に規定する名簿に記載された者のうち、地方裁判所が毎年あらかじめ選任したものの中から、処遇事件ごとに裁判所が指定する。

2 厚生労働大臣は、政令で定めるところにより、毎年、各地方裁判所ごとに、精神保健福祉士その他の精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術を有する者の名簿を作成し、当該地方裁判所に送付しなければならない。

3 精神保健参与員の員数は、各事件について一人以上とする。

4 第六條第三項の規定は、精神保健参与員につ

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案及び同報告書

いて準用する。

第三節 指定医療機関

(指定医療機関の指定)

第十六条 指定入院医療機関の指定は、国、都道府県又は特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。)が開設する病院であつて厚生労働省令で定める基準に適合するものの全部又は一部について、その開設者の同意を得て、厚生労働大臣が行う。

2 指定通院医療機関の指定は、厚生労働省令で定める基準に適合する病院若しくは診療所又は薬局について、その開設者の同意を得て、厚生労働大臣が行う。

(指定の辞退)

第十七条 指定医療機関は、その指定を辞退しようとするときは、辞退の日の一年前までに、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。

(指定の取消)

第十八条 指定医療機関が、第八十二条第一項若しくは第二項又は第八十六条の規定に違反したときその他第八十一条第一項に規定する医療を行うについて不適当であると認められるに至つたときは、厚生労働大臣は、その指定を取り消すことができる。

第四節 保護観察所

(事務)

第十九条 保護観察所は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 第三十八条(第五十三条、第五十八条及び第六十三条において準用する場合を含む。)に

規定する生活環境の調査に関すること。

二 第一百一条に規定する生活環境の調整に関すること。

三 第六十六条に規定する精神保健観察の実施に関すること。

四 第八十八条に規定する関係機関相互間の連携の確保に関すること。

五 その他この法律により保護観察所の所掌に属せしめられた事務

(精神保健観察官)

第二十條 保護観察所に、社会復帰調整官精神保健観察官を置く。

2 社会復帰調整官精神保健観察官は、精神障害者の保健及び福祉その他のこの法律に基づく対象者の処遇に関する専門的知識に基づき、前条各号に掲げる事務に従事する。

3 社会復帰調整官は、精神保健福祉士その他の精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識を有する者として政令で定め、必要な事項は、政令で定める。

(管轄)

第二十一条 第十九条各号に掲げる事務は、次の各号に掲げる事務の区分に従い、当該各号に定める保護観察所がつかさどる。

一 第十九条第一号に掲げる事務 当該処遇事件を管轄する地方裁判所の所在地を管轄する保護観察所

二 第十九条第二号から第五号までに掲げる事務 当該対象者の居住地(定まった住居を有しないときは、所在地又は最後の居住地若しくは所在地とする。)を管轄する保護観察所

(照会)

第二十二条 保護観察所の長は、第十九条各号に

掲げる事務を行うため必要があると認めるときは、官公署、医療施設その他の公私の団体に照会して、必要な事項の報告を求めることができる。

(資料提供の求め)

第二十三条 保護観察所の長は、第十九条各号に掲げる事務を行うため必要があると認めるときは、その必要限度において、裁判所に対し、当該対象者の身上に関する事項を記載した書面、第三十七条第一項に規定する鑑定の経過及び結果を記載した書面その他の必要な資料の提供を求めることができる。

第二章 審判

第一節 通則

(事実の取調べ)

第二十四条 決定又は命令をするについて必要がある場合は、事実の取調べをすることができ

る。

2 前項の事実の取調べは、合議体の構成員(精神保健審判員を除く。)にこれをさせ、又は地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを囑託することができる。

3 第一項の事実の取調べのため必要があると認めるときは、証人尋問、鑑定、検証、押収、搜索、通訳及び翻訳を行い、並びに官公署、医療施設その他の公私の団体に対し、必要な事項の報告、資料の提出その他の協力を求めることができる。ただし、差押えについては、あらかじめ所有者、所持者又は保管者に差し押さえるべき物の提出を命じた後でなければ、これを行うことができない。

4 刑事訴訟法中裁判所の行う証人尋問、鑑定、

検証、押収、搜索、通訳及び翻訳に関する規定は、処遇事件の性質に反しない限り、前項の規定による証人尋問、鑑定、検証、押収、搜索、通訳及び翻訳について準用する。

5 裁判所は、対象者の行方が不明になったときは、所轄の警察署長にその所在の調査を求めることができる。この場合において、警察官は、当該対象者を発見したときは、直ちに、その旨を裁判所に通知しなければならない。

(意見の陳述及び資料の提出)

第二十五条 検察官、指定入院医療機関の管理者又は保護観察所の長は、第三十三条第一項、第四十九条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項若しくは第二項又は第五十九条第一項若しくは第二項の規定による申立てをした場合は、意見を述べ、及び必要な資料を提出しなければならない。

2 対象者、保護者及び付添人は、意見を述べ、及び資料を提出することができる。

(呼出し及び同行)

第二十六条 裁判所は、対象者に対し、呼出状を発することができる。

2 裁判所は、対象者が正当な理由がなく前項の呼出しに応じないときは、当該対象者に対し、同行状を発することができる。

3 裁判所は、対象者が正当な理由がなく第一項の呼出しに応じないとき、又は医療のため緊急を要する状態にあつて必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該対象者に対し、同行状を発することができる。

(同行状の効力)

第二十七条 前条第二項又は第三項の同行状によ

り同行された者については、裁判所に到着した時から二十四時間以内にその身体の拘束を解かなければならない。ただし、当該時間内に、第三十四条第一項前段若しくは第六十条第一項前段の命令又は第三十七条第五項前段、第四十二条第一項第一号、第六十一条第一項第一号若しくは第六十二条第二項前段の決定があったときは、この限りでない。

（同行状の執行）
第二十八條 第二十六條第二項又は第三項の同行状は、裁判所書記官が執行する。ただし、裁判所は、必要があると認めるときは、検察官にその執行を囑託し、又は保護観察所の職員にこれを執行させることができる。

2 検察官が前項の囑託を受けたときは、その指揮により、検察事務官が同行状を執行する。
3 検察事務官は、必要があるときは、管轄区域外で同行状を執行することができる。

3 前項の護送をする場合において、護送される者が逃走し、又は自身を傷つけ、若しくは他人に害を及ぼすおそれがあると認めるときは、これを防止するため合理的に必要と判断される限度において、必要な措置を採ることができる。
4 前条第二項及び第三項の規定は、第二項の護送について準用する。

4 同行状を執行するには、これを当該対象者に示した上、できる限り速やかにかつ直接、指定された裁判所その他の場所に引致しなければならぬ。ただし、やむを得ない事由があるときは、病院、救護施設、警察署その他の精神障害者を保護するのに適当な場所に、保護することができる。

（付添人）
第三十條 対象者及び保護者は、弁護士を付添人に選任することができる。
2 裁判所は、特別の事情があるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、付添人の数を制限することができる。

5 同行状を所持しないためこれを示すことができない場合において、急速を要するときは、前項の規定にかかわらず、当該対象者に対し同行状が発せられている旨を告げて、その執行をすることができ。ただし、同行状はできる限り速やかに示さなければならない。

3 裁判所は、対象者に付添人がない場合であつて、特に必要があると認めるときは、職権で、弁護士である付添人を付することができ。
4 前項の規定により裁判所が付すべき付添人は、最高裁判所規則で定めるところにより、選任するものとする。

6 同行状を執行する場合には、必要な限度において、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることができる。

（出頭命令）
第二十九條 裁判所は、第三十四条第一項前段若しくは第六十条第一項前段の命令又は第三十七条第五項前段、第四十二条第一項第一号、第六十一条第一項第一号若しくは第六十二条第二項前段の決定により入院している者に対し、裁判所に出席することを命ずることができる。

（記録等の閲覧又は謄写）
第三十二條 処遇事件の記録又は証拠物は、裁判所の許可を受けた場合を除き、閲覧又は謄写をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、検察官、指定入院医療機関の管理者若しくはその指定する医師、保護観察所の長若しくはその指定する精神保健観察官又は付添人は、次条第一項、第四十九条第一項若しくは第二項、第五十条第一項、第五十四条第一項若しくは第二項、第五十五条第一項又は第五十九条第一項若しくは第二項の規定による申立てがあつた後当該申立てに対する決定が確定するまでの間、処遇事件の記録又は証拠物を閲覧することができる。

費、日当、宿泊料及び報酬を請求することができる。
（審判期日）
第三十一條 審判のため必要があると認めるときは、審判期日を置くことができる。
2 審判期日における審判の指揮は、裁判官が行う。
3 審判期日における審判は、公開しない。
4 審判期日における審判においては、精神障害者の状態に応じ、必要な配慮をしなければならない。
5 裁判所は、検察官、指定医療機関（病院又は診療所に限る。）の管理者又はその指定する医師及び保護観察所の長又はその指定する精神保健観察官に対し、審判期日に出席することを求めることができる。
6 保護者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十一条の規定により保護者となる市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）については、その指定する職員を含む。）及び付添人は、審判期日に出席することができる。
7 審判期日には、対象者を呼び出し、又はその出頭を命じなければならない。
8 対象者が審判期日に出席しないときは、審判を行うことができない。ただし、対象者が心身の障害のため、若しくは正当な理由がなく審判期日に出席しない場合、又は許可を受けずに退席し、若しくは秩序維持のために退席を命ぜられた場合において、付添人が出席しているときは、この限りでない。
9 審判期日は、裁判所外においても開くことができる。

（記録等の閲覧又は謄写）
第三十二條 処遇事件の記録又は証拠物は、裁判所の許可を受けた場合を除き、閲覧又は謄写をすることができない。
2 前項の規定にかかわらず、検察官、指定入院医療機関の管理者若しくはその指定する医師、保護観察所の長若しくはその指定する精神保健観察官又は付添人は、次条第一項、第四十九条第一項若しくは第二項、第五十条第一項、第五十四条第一項若しくは第二項、第五十五条第一項又は第五十九条第一項若しくは第二項の規定による申立てがあつた後当該申立てに対する決定が確定するまでの間、処遇事件の記録又は証拠物を閲覧することができる。
第二節 入院又は通院
（検察官による申立て）
第三十三條 検察官は、被疑者が対象行為を行ったこと及び心神喪失者若しくは心神耗弱者であることを認めて公訴を提起しない処分をしたとき、又は第二條第三項第二号に規定する確定裁判があつたときは、当該処分をされ、又は当該確定裁判を受けた対象者について、継続的に行つた際の精神障害を改善し、これに伴つて同様の行為を行な医療を行わなくても心神喪失又は心神耗弱のうごなく、社会に復帰することを促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要行為を行つたことが明らかでないとき、当該対象者を除き、地方裁判所に対し、第四十二条第一項の決定をすることを申し立てなければならない。ただし、当該対象者について刑事事件若しくは少年の保護事件の処理又は外国人の退去強制に関する法令の規定による手続が行われてい

る場合は、当該手続が終了するまで、申立てをしないことができる。

2 前項本文の規定にかかわらず、検察官は、当該対象者が刑若しくは保護処分執行のため刑務所、少年刑務所、拘留所若しくは少年院に収容されており引き続き収容されることとなるとき、又は新たに収容されるときは、同項の申立てをすることができない。当該対象者が外国人であつて出国したときも、同様とする。

3 検察官は、刑法第二百四十四条に規定する行為を行った対象者については、傷害が軽い場合であつて、当該行為の内容、当該対象者による過去の他害行為の有無及び内容並びに当該対象者の現在の病状、性格及び生活環境を考慮し、その必要がないと認めるときは、第一項の申立てをしないことができる。ただし、他の対象行為をも行った者については、この限りでない。

(鑑定入院命令)

第三十四条 前条第一項の申立てを受けた地方裁判所の裁判官は、対象者について、対象行為を行った際の精神障害を改善しこれに伴つて同様の行為を行な医療を行わなくても心神喪失又は心神耗弱のうことなく、社会に復帰することを促進するためにこの法律に状態の原因となつた精神障害のために再び対象行為を行つたおそれが明らかでない限り継続的

を除き、鑑定その他医療的観察のため、当該対象者を入院させ第四十条第一項又は第四十二条の決定があるまでの間在院させる旨を命じなければならない。この場合において、裁判官は、呼出し及び同行に関し、裁判所と同一の権限を有する。

2 前項の命令を発するには、裁判官は、当該対象者に対し、あらかじめ、供述を強いられるこ

とはないこと及び弁護士である付添人を選任することができることを説明した上、当該対象者が第二十三条第三項に該当するとされる理由の要旨及び前条第一項の申立てがあつたことを告げ、陳述する機会を与えなければならない。ただし、当該対象者の心身の障害により又は正当な理由がなく裁判官の面前に出頭しないため、これらを行うことができないときは、この限りでない。

3 第一項の命令による入院の期間は、当該命令が執行された日から起算して二月を超えないことできない。ただし、裁判所は、必要があると認めるときは、通じて一月を超えない範囲で、決定をもって、この期間を延長することができる。

4 裁判官は、検察官に第一項の命令の執行を囑託するものとする。

5 第二十八条第二項、第三項及び第六項並びに第二十九条第三項の規定は、前項の命令の執行について準用する。

6 第一項の命令は、判事補が一人で発することができる。

(必要的付添人)

第三十五条 裁判所は、第三十三条第一項の申立てがあつた場合において、対象者に付添人がないときは、付添人を付さなければならない。

(精神保健参与員の関与)

第三十六条 裁判所は、処遇の要否及びその内容につき、精神保健参与員の意見を聴くため、これを審判に關与させるものとする。ただし、特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

(対象者の鑑定)

第三十七条 裁判所は、対象者に関し、精神障害者であるか否か及び継続的な医療を行わなければならない、これに伴つて同様の行為を行つたこと、社会に復帰し心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となつたことを促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要があるか否か、精神障害のために再び対象行為を行つたおそれの有無について、精神保健判定医又はこれと同等以上の学識経験を有すると認める医師に鑑定を命じなければならない。ただし、当該おそれが明らかでない限りと認める場合は、この限りでない。

2 前項の鑑定を行うに当たっては、精神障害の類型、過去の病歴、現在及び対象行為を行った当時の病状、治療状況、病状及び治療状況から予測される将来の症状、対象行為の内容、過去の他害行為の有無及び内容並びに当該対象者の性格を考慮するものとする。

3 第一項の規定により鑑定を命ぜられた医師は、当該鑑定の結果に、当該対象者の病状に基づき、この法律による医療の必要性に関する意見を付さなければならない。

4 裁判所は、第一項の鑑定を命じた医師に対し、当該鑑定の実施に当たつて留意すべき事項を示すことができる。

5 裁判所は、第三十四条第一項前段の命令が発せられていない対象者について第一項の鑑定を命ずる場合において、必要があると認めるときは、決定をもって、鑑定その他医療的観察のため、当該対象者を入院させ第四十条第一項又は第四十二条の決定があるまでの間在院させる旨を命ずることができる。第三十四条第二項から

第五項までの規定は、この場合について準用する。

(保護観察所による生活環境の調査)
第三十八条 裁判所は、保護観察所の長に対し、対象者の生活環境の調査を行い、その結果を報告することを求めることができる。

(審判期日の開催)

第三十九条 裁判所は、第三十三条第一項の申立てがあつた場合は、審判期日を開かなければならない。ただし、検察官及び付添人に異議がないときは、この限りでない。

2 検察官は、審判期日に出席しなければならない。

3 裁判所は、審判期日において、対象者に対し、供述を強いられることはないことを説明した上、当該対象者が第二十三条第三項に該当するとされる理由の要旨及び第三十三条第一項の申立てがあつたことを告げ、当該対象者及び付添人から、意見を聴かなければならない。ただし、第三十一条第七項ただし書に規定する場合における対象者については、この限りでない。

(申立ての却下等)

第四十条 裁判所は、第二十三条第三項第一号に規定する対象者について第三十三条第一項の申立てがあつた場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当するときは、決定をもって、申立てを却下しなければならない。

一 対象行為を行ったと認められない場合
二 心神喪失者及び心神耗弱者のいずれでもないと認める場合

2 裁判所は、検察官が心神喪失者と認めて公訴を提起しない処分をした対象者について、心神

耗弱者と認められた場合には、その旨の決定をしなければならぬ。この場合において、検察官は、当該決定の告知を受けた日から二週間以内に、裁判所に対し、当該申立てを取り下げるか否かを通知しなければならない。

(対象行為の存在についての審理の特則)

第四十一条 裁判所は、第二第三項第一号に規定する対象者について第三十三条第一項の申立てがあった場合において、必要があると認めるときは、検察官及び付添人の意見を聴いて、前条第一項第一号の事由に該当するか否かについての審理及び裁判を別の合議体による裁判所で行う旨の決定をすることができる。

2 前項の合議体は、裁判所法第二十八條第二項に規定する裁判官の合議体とする。この場合において、当該合議体には、処遇事件の係属する裁判所の合議体の構成員である裁判官が加わることができる。

3 第一項の合議体による裁判所は、対象者の呼出し及び同行並びに対象者に対する出頭命令に関し、処遇事件の係属する裁判所と同一の権限を有する。

4 処遇事件の係属する裁判所は、第一項の合議体による裁判所の審理が行われている間においても、審理を行うことができる。ただし、処遇事件を終局させる決定(次条第二項の決定を除く。)を行うことができない。

5 第一項の合議体による裁判所が同項の審理を行うときは、審判期日を開かなければならない。この場合において、審判期日における審判の指揮は、裁判長が行う。

6 第三十九條第二項及び第三項の規定は、前項

の審判期日について準用する。

7 処遇事件の係属する裁判所の合議体の構成員である精神保健審判員は、第五項の審判期日に出席することができる。

8 第一項の合議体による裁判所は、前条第一項第一号に規定する事由に該当する旨の決定又は当該事由に該当しない旨の決定をしなければならない。

9 前項の決定は、処遇事件の係属する裁判所を拘束する。

(入院等の決定)

第四十二条 裁判所は、第三十三條第一項の申立てがあった場合は、第三十七條第一項に規定する鑑定を基礎とし、かつ、同条第三項に規定する意見及び対象者の生活環境を考慮し、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める決定をしなければならない。

一 対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って入院をさせて医療を行わなければならない心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となつた精神障害のため、入院をさせてこの法律による医療を受けさせるために再び対象行為を行つたおそれがあると認める場合 医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定

二 前号の場合を除き、継続的な医療を行わなければならない心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となつた精神障害の改善を促すため、この法律による医療を受けさせる必要

おそれがあると認める場合 入院によらない医療を受けさせる旨の決定

三 前二号の場合に当たらないとき この法律

による医療を行わない旨の決定

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案及び同報告書

平成十四年十二月十日 衆議院会議録第十七号

2 裁判所は、申立てが不適法であると認める場合は、決定をもって、当該申立てを却下しなければならない。

(入院等)

第四十三条 前条第一項第一号の決定を受けた者は、厚生労働大臣が定める指定入院医療機関において、入院による医療を受けなければならない。

2 前条第一項第二号の決定を受けた者は、厚生労働大臣が定める指定通院医療機関による入院によらない医療を受けなければならない。

3 厚生労働大臣は、前条第一項第一号又は第二号の決定があったときは、当該決定を受けた者が入院による医療を受けるべき指定入院医療機関又は入院によらない医療を受けるべき指定通院医療機関(病院又は診療所に限る。次項並びに第五十四條第一項及び第二項、第五十六条、第五十九条、第六十一条並びに第一百条において同じ。)を定め、その名称及び所在地を、当該決定を受けた者及びその保護者並びに当該決定をした地方裁判所の所在地を管轄する保護観察所の長に通知しなければならない。

4 厚生労働大臣は、前項の規定により定められた指定入院医療機関又は指定通院医療機関を変更した場合、変更後の指定入院医療機関又は指定通院医療機関の名称及び所在地を、当該変更後の指定入院医療機関又は指定通院医療機関において医療を受けるべき者及びその保護者並びに当該医療を受けるべき者の当該変更前の居住地を管轄する保護観察所の長に通知しなければならない。

(通院期間)

第四十四条 第四十二條第一項第二号の決定によ

る入院によらない医療を行う期間は、当該決定があった日から起算して三年間とする。ただし、裁判所は、通じて二年を超えない範囲で、当該期間を延長することができる。

(決定の執行)

第四十五条 裁判所は、厚生労働省の職員に第四十二條第一項第一号の決定を執行させるものとする。

2 第二十八條第六項及び第二十九條第三項の規定は、前項の決定の執行について準用する。

3 裁判所は、第四十二條第一項第一号の決定を執行するため必要があると認めるときは、対象者に対し、呼出状を発することができ

4 裁判所は、対象者が正当な理由がなく前項の呼出しに応じないときは、当該対象者に対し、同行状を発することができ

5 裁判所は、対象者が正当な理由がなく第三項の呼出しに応じないおそれがあるとき、定まった住居を有しないとき、又は医療のため緊急を要する状態にあって必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該対象者に対し、同行状を発することができる。

6 第二十八條の規定は、前二項の同行状の執行について準用する。この場合において、同条第一項中「検察官にその執行を囑託し、又は保護観察所の職員にこれを執行させることができる」とあるのは、「検察官にその執行を囑託することができる」と読み替えるものとする。

(決定の効力)

第四十六条 第四十條第一項の規定により申立てを却下する決定(同項第一号に該当する場合に限る。)又は第四十二條第一項の決定が確定した

第四十八条 裁判所は、第四十条第一項又は第四

第四十九條 指定入院医療機関の管理者は、当該指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十九条の二第二項の規定によりその職務を停止されている者を除く。第百十七条第二項を除き、以下同じ。）による診察の結果、第四十二條第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により入院している者について、第三十七條第二項に規定する事項を考慮し、（対象行為を行った入院を継続し、実際の精神障害者を改善し、これに伴って同様の行為を行うこととなし、）医療を行わなければならない心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となつた精神障害のために再び対象の法律による医療を必要とする者であると認めることができなくなつた場合は、保護観察所の長の意見を付し

3 指定入院医療機関は、前二項の申立てをした場合は、第四十二条第一項第一号、第五十一条

同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進す
喪失又は心神耗弱の状態の原因となつた精神

号に掲げる区分に従い、当該各号に定める決定をしなければならない。

対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って継続的な医療を行わなければ心身喪失又は他の精神障害の状態の原因となった精神障害のたまたま同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進す
心身耗弱の状態の原因となった精神障害のため、この法律による医療を受けさせる必要

る場合、この法律による医療の終了の申立てを棄却し、又は第四十二条第一項第二号若しくは第五十一条第二項第二号の決定による入院によらない医療を行う期間を延長する旨の

二 前号の場合に当たらないとき この法律に
よる医療を終了する旨の決定

裁判所は、申立てが不適法であると認める場合は、決定をもって、当該申立てを却下しなけ

ればならない。

裁判所は、第一項第一号に規定する期間を延長する旨の決定をするときは、延長する期間を

定めなければならない。

(対象者の鑑定)

五十七條 裁判所は、この節に見出する審判の

ため必要があると認めるときは、対象者に関する対象行為を行った

し 精神障害者であるか否か及び継続的な医療

く、社会に復帰することを促進するためにこの法律による医療を行わなければ心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となつた精神障害のために再び対象行為を受ける必要があるか否か

行つたおそれの有無について、精神保健判定医又はこれと同等以上の学識経験を有すると認める医師に鑑定を命ずることができる。第三十七条第二項及び第四項の規定は、この場合について適用する。

1117

官 報 (号 外)

(準用)

第五十八條 第三十六條及び第三十八條の規定は、この節に規定する審判について準用する。

第五節 再入院等

(保護観察所の長による申立て)

第五十九條 保護観察所の長は、第四十二條第一

項第二号又は第五十一條第一項第二号の決定を

受けた者について、対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行ふことなく、社会に復帰する 入院をさせて医療を行なうことを促進するために再び対象行為を行ふお

それがあるとき、認めるとする場合は、当該決定

を受けた者に対して入院によらない医療を行う

指定通院医療機関の管理者と協議の上、地方裁

判所に対し、入院の申立てをしなければならない

い。この場合において、保護観察所の長は、当

該指定通院医療機関の管理者の意見を付さなけ

ればならない。

2 第四十二條第一項第二号又は第五十一條第一

項第二号の決定を受けた者が、第四十三條第二

項(第五十一條第三項において準用する場合を

含む)の規定に違反し又は第七百七条各号に掲

げる事項を守らず、そのため継続的な医療を行

うことが確保できないと認める場合も、前項と同

様とする。ただし、緊急を要するときは、同項

の協議を行わず、又は同項の意見を付さないこ

とができる。

3 第五十四條第三項の規定は、前二項の規定に

よる申立てがあった場合について準用する。

(鑑定入院命令)

第六十條 前条第一項又は第二項の規定による申

立てを受けた地方裁判所の裁判官は、必要があ

ると認めるときは、鑑定その他医療的観察のた

め、当該対象者を入院させ次条第一項又は第二

項の決定があるまでの間在院させる旨を命ずる

ことができる。この場合において、裁判官は、

呼出し及び同行に関し、裁判所と同一の権限を

有する。

2 前項の命令を発するには、裁判官は、当該対

象者に対し、あらかじめ、供述を強いられるこ

とはないこと及び弁護士である付添人を選任す

ることができるとを説明した上、前条第一項

又は第二項の規定による申立ての理由の要旨を

告げ、陳述する機会を与えなければならない。

ただし、当該対象者の心身の障害により又は正

当な理由がなく裁判官の面前に出頭しないた

め、これらを行ふことができないときは、この

限りでない。

3 第一項の命令による入院の期間は、当該命令

が執行された日から起算して一月を超えること

ができない。ただし、裁判所は、必要があると

認めるときは、通じて一月を超えない範囲で、

決定をもって、この期間を延長することができ

る。

4 第二十八條第六項、第二十九條第三項及び第

三十四條第四項の規定は、第一項の命令の執行

について準用する。この場合において、第三十

四條第四項中「検査官」とあるのは「保護観察所

の職員」と、「執行を嘱託するものとする」とあ

るのは「執行をさせるものとする」と読み替える

ものとする。

5 第三十四條第六項の規定は、第一項の命令に

ついて準用する。

(入院等の決定)

第六十一條 裁判所は、第五十九條第一項又は第

二項の規定による申立てがあった場合は、指定

通院医療機関の管理者の意見(次条第一項の規

定により鑑定を命じた場合は、指定通院医療機

関の管理者の意見及び当該鑑定)を基礎とし、

かつ、対象者の生活環境(次条第一項の規定に

より鑑定を命じた場合は、対象者の生活環境及

び同条第一項後段において準用する第三十七條

第三項に規定する意見)を考慮し、次の各号に

掲げる区分に従い、当該各号に定める決定をし

なければならない。

一 対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴

って入院をさせて医療を行わなければならない心神喪失

又は心神耗弱の状態の原因となつた精神障害

のため、入院をさせてこの法律による医療を受けさせる必

要があるとき、この法律により再び対象行為を行ふおそれがある

とき、この法律により再び対象行為を行ふおそれがある

とき、この法律により再び対象行為を行ふおそれがある

とき、この法律により再び対象行為を行ふおそれがある

とき、この法律により再び対象行為を行ふおそれがある

とき、この法律により再び対象行為を行ふおそれがある

とき、この法律により再び対象行為を行ふおそれがある

とき、この法律により再び対象行為を行ふおそれがある

とき、この法律により再び対象行為を行ふおそれがある

とき、この法律により再び対象行為を行ふおそれがある

とき、この法律により再び対象行為を行ふおそれがある

とき、この法律により再び対象行為を行ふおそれがある

とき、この法律により再び対象行為を行ふおそれがある

とき、この法律により再び対象行為を行ふおそれがある

とき、この法律により再び対象行為を行ふおそれがある

とき、この法律により再び対象行為を行ふおそれがある

とき、この法律により再び対象行為を行ふおそれがある

とき、この法律により再び対象行為を行ふおそれがある

とき、この法律により再び対象行為を行ふおそれがある

とき、この法律により再び対象行為を行ふおそれがある

2 裁判所は、第六十条第一項前段の命令が発せられていない対象者について前項の鑑定を命ずる場合において、必要があると認めるときは、決定をもって、鑑定その他医療的観察のため、当該対象者を入院させ前条第一項又は第二項の決定があるまでの間在院させる旨を命ずることができる。第六十条第二項から第四項までの規定は、この場合について準用する。

(準用)

第六十三条 第三十六条及び第三十八条の規定は、この節に規定する審判について準用する。

第六節 抗告

(抗告)

第六十四条 検察官は第四十条第一項又は第四十二条の決定に対し、指定入院医療機関の管理者は第五十一条第一項又は第二項の決定に対し、保護観察所の長は第五十六条第一項若しくは第二項又は第六十一条第一項から第三項までの決定に対し、それぞれ、決定に影響を及ぼす法令の違反、重大な事実の誤認又は処分の著しい不当を理由とする場合に限り、二週間以内に、抗告をすることができる。

2 対象者、保護者又は付添人は、決定に影響を及ぼす法令の違反、重大な事実の誤認又は処分の著しい不当を理由とする場合に限り、第四十二条第一項、第五十一条第一項若しくは第二項、第五十六条第一項若しくは第二項又は第六十一条第一項若しくは第三項の決定に対し、二週間以内に、抗告をすることができる。ただし、付添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、抗告をすることができない。

3 第四十一条第一項の合議体による裁判所の裁

判は、当該裁判所の同条第八項の決定に基づく第四十条第一項又は第四十二条第一項の決定に対する抗告があったときは、抗告裁判所の判断を受ける。

(抗告の取下げ)

第六十五条 抗告は、抗告審の終局決定があるまで、取り下げることができる。ただし、付添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、取り下げることができない。

(抗告裁判所の調査の範囲)

第六十六条 抗告裁判所は、抗告の趣意に含まれている事項に限り、調査をするものとする。

2 抗告裁判所は、抗告の趣意に含まれていない事項であっても、抗告の理由となる事由に関しては、職権で調査をすることができる。

(必要の付添人)

第六十七条 抗告裁判所は、第四十二条の決定に対して抗告があった場合において、対象者に付添人がないときは、付添人を付さなければならぬ。ただし、当該抗告が第六十四条第一項又は第二項に規定する期間の経過後にあったものであることが明らかなきときは、この限りでない。

(抗告審の裁判)

第六十八条 抗告の手続がその規定に違反したとき、又は抗告が理由のないときは、決定をもって、抗告を棄却しなければならない。

2 抗告が理由のあるときは、決定をもって、原決定を取り消して、事件を原裁判所に差し戻し、又は他の地方裁判所に移送しなければならぬ。ただし、第四十条第一項各号のいずれかに掲げる事由に該当するときは、原決定を取り

消して、更に決定をすることができる。

(執行の停止)

第六十九条 抗告は、執行を停止する効力を有しない。ただし、原裁判所又は抗告裁判所は、決定をもって、執行を停止することができる。

(再抗告)

第七十条 検察官、指定入院医療機関の管理者若しくは保護観察所の長又は対象者、保護者若しくは付添人は、憲法に違反し、若しくは憲法の解釈に誤りがあること、又は最高裁判所若しくは上訴裁判所である高等裁判所の判例と相反する判断をしたことを理由とする場合に限り、抗告裁判所をした第六十八条の決定に対し、二週間以内に、最高裁判所に特に抗告をすることができる。ただし、付添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、抗告をすることができない。

2 第六十五条から第六十七条まで及び前条の規定は、前項の抗告に関する手続について準用する。

(再抗告審の裁判)

第七十一条 前条第一項の抗告の手続がその規定に違反したとき、又は抗告が理由のないときは、決定をもって、抗告を棄却しなければならない。

2 前条第一項の抗告が理由のあるときは、決定をもって、原決定を取り消さなければならない。この場合には、地方裁判所の決定を取り消して、事件を地方裁判所に差し戻し、又は他の地方裁判所に移送することができる。

(裁判官の処分に対する不服申立て)

第七十二条 裁判官が第三十四条第一項前段又は

第六十条第一項前段の命令をした場合において、不服がある対象者、保護者又は付添人は、当該裁判官が所属する地方裁判所に当該命令の取消しを請求することができる。ただし、付添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、この請求をすることができない。

2 前項の請求は、対象者が対象行為を行わなかったこと、心神喪失者及び心神耗弱者のいずれでもないこと又は継続的な医療を行わなくて善し、これに伴って同様の行為を行ふことなく、社会に適当な心神喪失若しくは心神耗弱の状態の原因となることを促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要となった精神障害のために再び対象行為を行うおそれがないことを理由としてすることができない。

3 第一項の規定による不服申立てに関する手続については、刑事訴訟法第四百二十九条第一項に規定する裁判官の裁判の取消し又は変更の請求に係る手続の例による。

(裁判所の処分に対する異議)

第七十三条 対象者、保護者又は付添人は、第三十四条第三項ただし書、第三十七条第五項前段、第六十条第三項ただし書又は第六十二条第二項前段の決定に対し、処遇事件の係属する地方裁判所に異議の申立てをすることができる。ただし、付添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、この申立てをすることができない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第七節 雑則

(申立ての取下げ)

第七十四条 第五十条第一項、第五十五条第一項

並びに第五十九条第一項及び第二項の規定による申立ては、第一審の終局決定があるまで、取り下げることができる。

2 検察官は、第三十三条第一項の申立てをした後において、当該対象行為について公訴を提起したとき、又は当該対象者に対して当該対象行為以外の行為について有罪の裁判(懲役又は禁錮の刑を言い渡し執行猶予の言渡しをしない裁判)であつて、執行すべき刑期があるものに限る。)が確定し、その裁判において言い渡された刑の執行をしようとするときは、当該申立てを取り下げなければならない。

(警察官の援助等)

第七十五条 第二十六条第二項若しくは第三項若しくは第四十五条第四項若しくは第五項(第六十一条第五項において準用する場合を含む。)の同行状、第三十四条第一項前段若しくは第六十条第一項前段の命令又は第三十七条第五項前段、第四十二条第一項第一号、第六十一条第一項第一号若しくは第六十二条第二項前段の決定を執行する場合において、必要があるときは、裁判所又は当該執行を囑託された者は、警察官の援助又は医師その他の医療関係者の協力を求めることができる。第二十九条第二項の囑託を受けた検察官も、同様とする。

2 警察官は、第二十四条第五項前段の規定により所在の調査を求められた対象者を発見した場合において、当該対象者に対して同行状が発せられているときは、同行状が執行されるまでの間、二十四時間を限り、当該対象者を警察署、病院、救護施設その他の精神障害者を保護するのに適当な場所に保護することができる。

(競合する処分の調整)

第七十六条 裁判所は、第四十二条第一項第一号若しくは第二号、第五十一条第一項第二号又は第六十一条第一項第一号の決定を受けた者について、当該対象行為以外の行為について有罪の裁判(懲役又は禁錮の刑を言い渡し執行猶予の言渡しをしない裁判)であつて、執行すべき刑期があるものに限る。)が確定し、その裁判において言い渡された刑の執行が開始された場合であつて相当と認めるときその他のこの法律による医療を行う必要がないと認めるに至ったときは、指定入院医療機関の管理者又は保護観察所の長の申立てにより、この法律による医療を終了する旨の決定をすることができる。

2 裁判所は、対象者について、二以上の第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一号の決定があつた場合において、相当と認めるときは、指定入院医療機関の管理者又は保護観察所の長の申立てにより、決定をもって、これらの決定のうちのいずれかを取り消すことができる。

(証人等の費用)

第七十七条 証人、鑑定人、翻訳人及び通訳人に支給する旅費、日当、宿泊料その他の費用の額については、刑事訴訟費用に関する法令の規定を準用する。

2 参考人は、旅費、日当及び宿泊料を請求することができる。

3 参考人に支給する費用は、これを証人に支給する費用とみなして、第一項の規定を適用する。

4 第三十条第五項の規定により付添人に支給すべき旅費、日当、宿泊料及び報酬の額については、刑事訴訟法第三十八条第二項の規定により弁護人に支給すべき旅費、日当、宿泊料及び報酬の例による。

(費用の徴収)

第七十八条 裁判所は、対象者又は保護者から、証人、鑑定人、翻訳人、通訳人、参考人及び第三十条第四項の規定により選任された付添人に支給した旅費、日当、宿泊料その他の費用の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の費用の徴収については、非訟事件手続法明治三十一年法律第十四号)第二百八条の規定を準用する。

(精神保健判定医以外の医師に鑑定を命じた場合の通知)

第七十九条 地方裁判所は、第三十七条第一項、第五十二条、第五十七条又は第六十二条第一項に規定する鑑定を精神保健判定医以外の医師に命じたときは、その旨を厚生労働大臣に通知するものとする。

(最高裁判所規則)

第八十条 この章に定めるもののほか、審判について必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第三章 医療

第一節 医療の実施

(医療の実施)

第八十一条 厚生労働大臣は、第四十二条第一項第一号若しくは第二号、第五十一条第一項第二号又は第六十一条第一項第一号の決定を受けた者に対し、○その精神障害の特性に及び、四角な社会復帰を促進するために

い。

2 前項に規定する医療の範囲は、次のとおりとする。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 医学的処置及びその他の治療
- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 六 移送

3 第一項に規定する医療は、指定医療機関に委託して行うものとする。

(指定医療機関の義務)

第八十二条 指定医療機関は、厚生労働大臣の定めるところにより、前条第一項に規定する医療を担当しなければならない。

2 指定医療機関は、前条第一項に規定する医療を行うについて、厚生労働大臣の行う指導に従わなければならない。

(診療方針及び診療報酬)

第八十三条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

2 前項に規定する診療方針及び診療報酬の例によることができないとき、又はこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生労働大臣の定めるところによる。

(診療報酬の審査及び支払)

第八十四条 厚生労働大臣は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、かつ、指定医療機関が前条の規定により請求する

ことができる診療報酬の額を決定することができる。

2 指定医療機関は、厚生労働大臣が行う前項の規定による診療報酬の額の決定に従わなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定による診療報酬の額の決定に当たっては、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百九十九号)第十四条第一項に規定する審査委員会、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十一号)第八十七条に規定する国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴かなければならない。

4 国は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他厚生労働省令で定める者に委託することができる。

5 第一項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てをすることができない。

(報告の請求及び検査)

第八十五条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定による審査のため必要があるときは、指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員に、指定医療機関についてその管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 指定医療機関の管理者が、正当な理由がなく前項の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、厚生労働大臣は、当該指定医療機関に対し

する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。

第二節 精神保健指定医の必置等

(精神保健指定医の必置)

第八十六条 指定医療機関(病院又は診療所に限る。次条において同じ。)の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定医療機関に常時勤務する精神保健指定医を置かなければならない。

(精神保健指定医の職務)

第八十七条 指定医療機関に勤務する精神保健指定医は、第四十九条第一項又は第二項の規定により入院を継続して医療を行う必要があるかどうかの判定、第九十二条第三項に規定する行動の制限を行う必要があるかどうかの判定、第一百条第一項第一号の規定により外出させて経過を見ること、同条第二項第一号の規定により外泊させて経過を見ること、同条第三項第一号の規定、第一百零一条第一項第一号の規定により継続的な医療を行う必要があるかどうかの判定、同項第二号の規定により入院をさせて○この法律による。○医療を行う必要があるかどうかの判定及び同条第二項の規定により入院によらない医療を行う期間を延長して継続的な医療を行う必要があるかどうかの判定の職務を行う。

2 精神保健指定医は、前項に規定する職務のほか、公務員として、第九十六条第四項の規定による診察並びに第九十七条第一項の規定による立入検査、質問及び診察を行う。

(診療録の記載義務)

第八十八条 精神保健指定医は、前条第一項に規定する職務を行ったときは、遅滞なく、当該精神保健指定医の氏名その他厚生労働省令で定める事項を診療録に記載しなければならない。

(指定医療機関への入院等)

第八十九条 指定入院医療機関の管理者は、病床(病院の一部について第十六条第一項の指定を受けている指定入院医療機関にあっては、その指定に係る病床)に既に第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定を受けた者が入院しているため余裕がない場合のほかは、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定を受けた者を入院させなければならない。

定する職務を行ったときは、遅滞なく、当該精神保健指定医の氏名その他厚生労働省令で定める事項を診療録に記載しなければならない。

第三節 指定医療機関の管理者の職責

(指定医療機関への入院等)

第八十九条 指定入院医療機関の管理者は、病床(病院の一部について第十六条第一項の指定を受けている指定入院医療機関にあっては、その指定に係る病床)に既に第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定を受けた者が入院しているため余裕がない場合のほかは、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定を受けた者を入院させなければならない。

(資料提供の求め)

第九十条 指定医療機関の管理者は、適切な医療を行うため必要があると認めるときは、その必要限度において、裁判所に対し、第三十七条第一項に規定する鑑定の経過及び結果を記載した書面その他の必要な資料の提供を求めることができる。

2 指定医療機関の管理者は、適切な医療を行うため必要があると認めるときは、その必要限度において、裁判所に対し、第三十七条第一項に規定する鑑定の経過及び結果を記載した書面その他の必要な資料の提供を求めることができる。

(相談、援助等)

第九十一条 指定医療機関の管理者は、第四十二条第一項第一号若しくは第二号、第五十一条第一項第二号又は第六十一条第一項第一号の決定により当該指定医療機関において医療を受ける者の社会復帰の促進を図るため、その者の相談に応じ、その者に必要な援助を行い、並びにその保護者及び精神障害者の医療、保健又は福祉に関する機関との連絡調整を行うように努めなければならない。この場合において、指定医療機関の管理者は、保護観察所の長と連携を図らなければならない。

(行動制限等)

第九十二条 指定入院医療機関の管理者は、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により入院している者につき、その医療又は保護に欠くことのできない限度において、その行動について必要な制限を行うことができる。

第九十三条 前条に定めるもののほか、厚生労働大臣は、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により指定入院医療機関に入院している者の処遇について必要な基準を定めることができる。

2 前項の基準が定められたときは、指定入院医療機関の管理者は、その基準を遵守しなければならない。

3 厚生労働大臣は、第二項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

(精神保健指定医の指定入院医療機関の管理者への報告)

第九十四条 精神保健指定医は、その勤務する指定入院医療機関に第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により入院している者の処遇が第九十二条の規定に違反していると思料するとき、前条第一項の基準に適合していないと認めるときその他当該入院している者の処遇が著しく適当でないとき、は、当該指定入院医療機関の管理者にその旨を報告することにより、当該管理者において当該入院している者の処遇の改善のために必要な措置が採られるよう努めなければならない。

(処遇改善の請求)

第九十五条 第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第二号の決定により指定入院医療機関に入院している者又はその保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、指定入院医療機関の管理者に対して当該入院している者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命ずることを求めることができる。

(処遇改善の請求による審査)

第九十六条 厚生労働大臣は、前条の規定による請求を受けたときは、当該請求の内容を社会保障審議会に通知し、当該請求に係る入院中の者について、その処遇が適当であるかどうかに関し審査を求めなければならない。

2 社会保障審議会は、前項の規定により審査を求められたときは、当該審査に係る入院中の者について、その処遇が適当であるかどうかに関し審査を行い、その結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

3 社会保障審議会は、前項の審査をするに当たっては、当該審査に係る入院中の者が入院している指定入院医療機関の管理者の意見を聴かなければならない。ただし、社会保障審議会がこれらの者の意見を聴く必要がないと特に認めたときは、この限りでない。

4 社会保障審議会は、前項に定めるもののほか、第二項の審査をするに当たって必要があると認めるときは、当該審査に係る入院中の者の同意を得て、社会保障審議会が指名する精神保健指定医に診察させ、又はその者が入院している指定入院医療機関の管理者その他関係者に対して報告を求め、診療録その他の帳簿書類の提出を命じ、若しくは出頭を命じて審問することができる。

5 厚生労働大臣は、第二項の規定により通知された社会保障審議会の審査の結果に基づき、必要があると認めるときは、当該指定入院医療機関の管理者に対し、その者の処遇の改善のための措置を採ることを命じなければならない。

6 厚生労働大臣は、前条の規定による請求をした者に対し、当該請求に係る社会保障審議会の審査の結果及びこれに基づき採った措置を通知しなければならない。

(報告徴収等)

第九十七条 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、指定入院医療機関の管理者に対し、第四十二条第一項第一号若しくは第六十一条第一項第一号の決定により当該指定入院医療機関に入院している者の症状若しくは処遇に関し、報告を求め、若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその指定する精神保健指定医に、指定入院医療機関に立ち入り、これらの事項に関し、診療録その他の帳簿書類を検査させ、若しくは第四十二条第一項第一号若しくは第六十一条第一項第一号の決定により当該指定入院医療機関に入院している者その他の関係者に質問させ、又はその指定する精神保健指定医に、指定入院医療機関に立ち入り、第四十二条第一項第一号若しくは第六十一条第一項第一号の決定により当該指定入院医療機関に入院している者を診察させることができる。

2 前項の規定により立入検査、質問又は診察を行う精神保健指定医及び当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項に規定する立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善命令)

第九十八条 厚生労働大臣は、第四十二条第一項

第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により指定入院医療機関に入院している者の処遇が第九十二条の規定に違反していると認めるとき、第九十三条第一項の基準に適合していないと認めるときその他第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により指定入院医療機関に入院している者の処遇が著しく適当でないとき、は、当該指定入院医療機関の管理者に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、処遇を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその処遇の改善のために必要な措置を採ることを命ずることができる。

(無断退去者に対する措置)

第九十九条 第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により指定入院医療機関に入院している者が無断で退去した場合(第九十条第一項又は第二項の規定により外出又は外泊している者が同条第一項に規定する医学的管理の下から無断で離れた場合を含む。)には、当該指定入院医療機関の職員は、これを連れ戻すことができる。

2 前項の場合において、当該指定入院医療機関の職員による連れ戻しが困難であるときは、当該指定入院医療機関の管理者は、警察官に対し、連戻しについて必要な援助を求めることができる。

3 第一項の場合において、当該無断で退去し、又は離れた者の行方が不明になったときは、当該指定入院医療機関の管理者は、所轄の警察署長に対し、次の事項を通知してその所在の調査を求めなければならない。

一 退去者の住所、氏名、性別及び生年月日 二 退去の年月日及び時刻 三 症状の概要 四 退去者を発見するために参考となるべき人相、服装その他の事項 五 入院年月日 六 退去者が行った対象行為の内容 七 保護者又はこれに準ずる者の住所及び氏名 八 警察官は、前項の所在の調査を求められた者を発見したときは、直ちに、その旨を当該指定入院医療機関の管理者に通知しなければならぬ。この場合において、警察官は、当該指定入院医療機関の管理者がその者を引き取るまでの間、二十四時間を限り、その者を、警察署、病院、救護施設その他の精神障害者を保護するのに適当な場所に、保護することができる。 九 指定入院医療機関の職員は、第一項に規定する者が無断で退去した時(第百条第一項又は第二項の規定により外出又は外泊している者が同条第一項に規定する医学的管理の下から無断で離れた場合においては、当該無断で離れた時)から四十八時間を経過した後は、裁判官のあらかじめ発する連戻状によらなければ、第一項に規定する連戻しに着手することができない。 十 前項の連戻状は、指定入院医療機関の管理者の請求により、当該指定入院医療機関の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官が発する。 十一 第二十八条第四項から第六項まで及び第三十条第四項の規定は、第五項の連戻状について準用する。この場合において、第二十八条第四項中「指定された裁判所その他の場所」とあるのは、「指定入院医療機関」と読み替えるものとする。	八 前三項に規定するもののほか、連戻状について必要な事項は、最高裁判所規則で定める。(外出等) 第九条 指定入院医療機関の管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により当該指定入院医療機関に入院している者を、当該指定入院医療機関に勤務する医師又は看護師による付添いその他の方法による医学的管理の下に、当該指定入院医療機関の敷地外に外出させることができる。 一 指定入院医療機関の管理者が、当該指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医による診察の結果、その者の症状に照らし当該指定入院医療機関の敷地外に外出させて経過を見ることが適当であると認める場合 二 その者が精神障害の医療以外の医療を受けるために他の医療施設に通院する必要がある場合 三 前二号に掲げる場合のほか、政令で定める場合において、指定入院医療機関の管理者が必要と認めるとき。 四 指定入院医療機関の管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により当該指定入院医療機関に入院している者を、前項に規定する医学的管理の下に、一週間を超えない期間を限り、当該指定入院医療機関の敷地外に外泊させることができる。 一 指定入院医療機関の管理者が、当該指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医による	診察の結果、その者の症状に照らし当該指定入院医療機関の敷地外に外泊させて経過を見ることが適当であると認める場合 二 前号に掲げる場合のほか、政令で定める場合において、指定入院医療機関の管理者が必要と認めるとき。 三 指定入院医療機関の管理者は、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により当該指定入院医療機関に入院している者が精神障害の医療以外の医療を受けるために他の医療施設に入院する必要がある場合には、その者を他の医療施設に入院させることができる。この場合において、厚生労働大臣は、第八十一条第一項の規定にかかわらず、当該入院に係る医療が開始された日の翌日から当該入院に係る医療が終了した日の前日までの間に限り、その者に対する同項に規定する医療を行わないことができる。 四 前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。 (生活環境の調整) 第一百一条 保護観察所の長は、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定があったときは、当該決定を受けた者の社会復帰の促進を図るため、当該決定を受けた者及びその家族等の相談に応じ、当該決定を受けた者が、指定入院医療機関の管理者による第九十一条の規定に基づく援助並びに都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)による精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十七条、第四十九条その他の精神障害者の保健又は福祉に関する法令の規定に基づく援助を受けること	ができるようあつせんする等の方法により、退院後の生活環境の調整を行わなければならない。 二 保護観察所の長は、前項の援助が円滑かつ効果的に行われるよう、当該指定入院医療機関の管理者並びに当該決定を受けた者の居住地を管轄する都道府県知事及び市町村長に対し、必要な協力を求めることができる。 第五節 雑則 (国の負担) 第二百一条 国は、指定入院医療機関の設置者に対し、政令で定めるところにより、指定入院医療機関の設置及び運営に要する費用を負担する。(権限の委任) 第二百二条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。 二 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。 第四章 地域社会における処遇 第一節 処遇の実施計画 (処遇の実施計画) 第二百四条 保護観察所の長は、第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定があったときは、当該決定を受けた者に対して入院によらない医療を行う指定通院医療機関の管理者並びに当該決定を受けた者の居住地を管轄する都道府県知事及び市町村長と協議の上、その処遇に関する実施計画を定めなければならない。 二 前項の実施計画には、政令で定めるところに
---	--	---	--

平成十四年十二月十日 衆議院会議録第十七号

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案及び同報告書

より、指定通院医療機関の管理者による医療、
社会復帰調整官
 精神保健観察官が実施する精神保健観察並びに
 指定通院医療機関の管理者による第九十一条の
 規定に基づく援助、都道府県及び市町村による
 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四
 十七条、第四十九条その他の精神障害者の保健
 又は福祉に関する法令の規定に基づく援助その
 他当該決定を受けた者に対してなされる援助に
 ついて、その内容及び方法を記載するものとす
 る。

3 保護観察所の長は、当該決定を受けた者の処
 遇の状況等に応じ、当該決定を受けた者に対し
 て入院によらない医療を行う指定通院医療機関
 の管理者並びに当該決定を受けた者の居住地を
 管轄する都道府県知事及び市町村長と協議の
 上、第一項の実施計画について必要な見直しを
 行わなければならない。

(処遇の実施)

第百五条 前条第一項に掲げる決定があつた場合
 における医療、精神保健観察及び援助は、同項
 に規定する実施計画に基づいて行われなければ
 ならない。

第二節 精神保健観察

(精神保健観察)

第百六条 第四十二条第一項第二号又は第五十一
 条第一項第二号の決定を受けた者は、当該決定
 による入院によらない医療を行う期間中、精神
 保健観察に付する。

2 精神保健観察は、次に掲げる方法によって実
 施する。

一 精神保健観察に付されている者と適当な接
 触を保ち、指定通院医療機関の管理者並びに

都道府県知事及び市町村長から報告を求める
 などして、当該決定を受けた者が必要な医療
 を受けているか否か及びその生活の状況を見
 守ること。

二 継続的な医療を受けさせるために必要な指
 導その他の措置を講ずること。

(守るべき事項)

第百七条 精神保健観察に付された者は、速やか
 に、その居住地を管轄する保護観察所の長に当
 該居住地を届け出るほか、次に掲げる事項を守
 らなければならない。

一 一定の住居に居住すること。

二 住居を移転し、又は長期の旅行をするとき
 は、あらかじめ、保護観察所の長に届け出る
 こと。

三 保護観察所の長から出頭又は面接を求めら
 れたときは、これに応ずること。

第三節 連携等

(関係機関相互間の連携の確保)

第百八条 保護観察所の長は、医療、精神保健観
 察、第九十一条の規定に基づく援助及び精神保
 健及び精神障害者福祉に関する法律第四十七
 条、第四十九条その他の精神障害者の保健又は
 福祉に関する法令の規定に基づく援助が、第百
 四条の規定により定められた実施計画に基づい
 て適正かつ円滑に実施されるよう、あらかじめ
 指定通院医療機関の管理者並びに都道府県知事
 及び市町村長との間において必要な情報交換を
 行うなどして協力体制を整備するとともに、処
 遇の実施状況を常に把握し、当該実施計画に関
 する関係機関相互間の緊密な連携の確保に努め
 なければならない。

2 保護観察所の長は、実施計画に基づく適正か
 つ円滑な処遇を確保するため必要があると認め
 るときは、指定通院医療機関の管理者並びに都
 道府県知事及び市町村長に対し、必要な協力を
 求めることができる。

(民間団体等との連携協力)

第百九条 保護観察所の長は、個人又は民間の団
 体が第四十二条第一項第二号又は第五十一条第
 一項第二号の決定を受けた者の処遇の円滑な実
 施のため自発的に行う活動を促進するとともに
 に、これらの個人又は民間の団体との連携協力
 の下、当該決定を受けた者の円滑な社会復帰に
 対する地域住民等の理解と協力を得よう努め
 なければならない。

第四節 報告等

(保護観察所の長に対する通知等)

第百十条 指定通院医療機関の管理者は、当該指
 定通院医療機関に勤務する精神保健指定医によ
 る診察の結果、第四十二条第一項第二号又は第
 五十一条第一項第二号の決定を受けた者につい
 て、第三十七条第二項に規定する事項を考慮
 し、次の各号のいずれかに該当すると認める場
 合は、直ちに、保護観察所の長に対し、その旨
 を通知しなければならない。

一 継続的な医療を行わなければならない。

二 継続的な医療を行わなければならない。

三 継続的な医療を行わなければならない。

四 継続的な医療を行わなければならない。

五 継続的な医療を行わなければならない。

六 継続的な医療を行わなければならない。

七 継続的な医療を行わなければならない。

八 継続的な医療を行わなければならない。

るため、入院をさせてこの法律による医療を行う必要
 のために再び対象行為を行うおそれがあると
 認めるに至つたとき。

2 指定通院医療機関の管理者は、当該指定通院
 医療機関に勤務する精神保健指定医による診
 察の結果、第四十二条第一項第二号又は第五十
 一条第一項第二号の決定を受けた者について、
 第三十七条第二項に規定する事項を考慮し、
 ○対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同
 ○当該決定による入院によらない医療を行う期間
 の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するために
 この法律による医療を行う必要
 間を延長して継続的な医療を行わなければならない
 喪失又は心神耗弱の状態の原因となつた精神障
 害のために再び対象行為を行うおそれがあると
 認める場合は、保護観察所の長に対し、その旨
 を通知しなければならない。

第百十一条 指定通院医療機関の管理者並びに都
 道府県知事及び市町村長は、第四十二条第一項
 第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受
 けた者について、第四十三条第二項(第五十一
 条第三項において準用する場合を含む。)の規定
 に違反する事実又は第百七条各号に掲げる事項
 を守らない事実があると認めるときは、速やか
 に、保護観察所の長に通報しなければならない。
 い。

第五節 雑則

(保護観察所の長による緊急の保護)

第百十二条 保護観察所の長は、第四十二条第一
 項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を
 受けた者が、親族又は公共の衛生福祉その他の
 施設から必要な保護を受けることができないた
 め、現に、その生活の維持に著しい支障を生じ
 ている場合には、当該決定を受けた者に対し、

金品を給与し、又は貸与する等の緊急の保護を行うことができる。

2 保護観察所の長は、前項の規定により支払った費用を、期限を指定して、当該決定を受けた者又はその扶養義務者から徴収しなければならない。ただし、当該決定を受けた者及びその扶養義務者が、その費用を負担することができないと認めるときは、この限りでない。

(人材の確保等)

第百十三条 国は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し専門的知識に基づくより適切な処遇を行うことができるようにするため、保護観察所等関係機関の職員に専門的知識を有する人材を確保し、その資質を向上させるように努めなければならない。

第五章 雑則

(刑事事件に関する手続等との関係)

第百十四条 この法律の規定は、対象者について、刑事事件若しくは少年の保護事件の処理に関する法令の規定による手続を行い、又は刑若しくは保護処分等の執行のため刑務所、少年刑務所、拘留所若しくは少年院に収容することを妨げない。

2 第四十三条第一項(第六十一条第四項において準用する場合を含む。)及び第二項(第五十一条第三項において準用する場合を含む。)並びに第八十一条第一項の規定は、同項に規定する者が、刑事事件又は少年の保護事件に関する法令の規定によりその身体を拘束されている間は、適用しない。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律との関係)

第百十五条 この法律の規定は、第四十二条第一

項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定により入院によらない医療を受けている者について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により入院が行われることを妨げない。

第百十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第百十七条 次の各号のいずれかに掲げる者が、この法律の規定に基づく職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 精神保健審判員若しくは精神保健参与員又はこれらの職にあつた者

二 指定医療機関の管理者若しくは社会保障審議会の委員又はこれらの職にあつた者

三 第三十七条第一項、第五十二条、第五十七条又は第六十二条第一項の規定により鑑定を命ぜられた医師

2 精神保健指定医又は精神保健指定医であつた者が、第八十七条に規定する職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときも、前項と同様とする。

3 指定医療機関の職員又はその職にあつた者が、この法律の規定に基づく指定医療機関の管理者の職務の執行を補助するに際して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときも、第一項と同様とする。

第百十八条 精神保健審判員若しくは精神保健参与員又はこれらの職にあつた者が、正当な理由がなく評議の経過又は裁判官、精神保健審判員

若しくは精神保健参与員の意見を漏らしたときは、三十万円以下の罰金に処する。

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第九十六条第四項の規定による報告若しくは提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による診察を妨げ、又は同項の規定による出頭をせず、若しくは同項の規定による審問に対して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

二 第九十七条第一項の規定による報告若しくは提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による検査若しくは診察を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第百二十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

第百二十一条 第八十八条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第六条、第七条及び第十五条の規定は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過規定)

第二条 この法律は、この法律の施行前に対象行為を行った者であつて、この法律の施行後になされた公訴を提起しない処分において当該対象行為を行ったこと及び心神喪失者若しくは心神耗弱者であることが認められた者又はこの法律の施行後に刑法第三十九条第一項の規定による無罪の裁判若しくは同条第二項の規定による刑を減輕する旨の裁判が確定した者について適用する。

(精神医療等の水準の向上)

第三条 政府は、この法律の目的を達成するため、指定医療機関における医療が、最新の司法精神医学の知見を踏まえた専門的なものとなるよう、その水準の向上に努めるものとする。

2 政府は、この法律による医療の対象とならない精神障害者に関しても、この法律による専門的な医療の水準を勘案し、個々の精神障害者の特性に応じ必要かつ適切な医療が行われるよう、精神病床の人員配置基準を見直し病床の機能分化等を図るとともに、急性期や重度の障害に対応した病床を整備することにより、精神医療全般の水準の向上を図るものとする。

3 政府は、この法律による医療の必要性の有無にかかわらず、精神障害者の地域生活の支援のため、精神障害者社会復帰施設の充実等精神保健福祉全般の水準の向上を図るものとする。

(検討等)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について国会に報告するとともに、その状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その検討の結果に基づいて法制の整備その他の必要の措置を講ずるものとする。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正)

第三条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法

律の一部を次のように改正する。

第二十五条を次のように改める。

(検査官の通報)

第二十五条 検査官は、精神障害者又はその疑いのある被疑者又は被告人について、不起訴処分をしたとき、又は裁判(懲役、禁錮又は拘留の刑を言い渡し執行猶予の言渡しをしない裁判を除く。)が確定したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通報しなければならない。ただし、当該不起訴処分をされ、又は裁判を受けた者について、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十四年法律第 号)第三十三条第一項の申立てをしたときは、この限りでない。

2 検査官は、前項本文に規定する場合のほか、精神障害者若しくはその疑いのある被疑者若しくは被告人又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(同法第二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百)第三十三条第一項の申立てをしたときは、この限りでない。

2 この章第二節から前節までの規定は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第三十四条第一項前段若しくは第六十条第一項前段の命令若しくは第三十七条第五項前段若しくは第六十二条第二項前段の決定により入院している者又は同法第四十二条第一項第一号若しくは第六十一条第一項第一号の決定により指定入院医療機関に入院している者については、適用しない。

第二十六条の三 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百)第三十三条第一項の申立てをしたときは、この限りでない。

第二十六条の三 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百)第三十三条第一項の申立てをしたときは、この限りでない。

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案及び同報告書 平成十二年度決算に関する 四六

医療機関に入院していないものがその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めるときは、直ちに、その旨を、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に通報しなければならない。

第三十二条第六項中「できる者」の下に「及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の規定によつて医療を受ける者」を加える。

第四十四条を次のように改める。

(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に係る手続等との関係)

第四十四条 この章の規定は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の対象者について、同法又は同法に基づく命令の規定による手続又は処分をすることを妨げるものではない。

2 この章第二節から前節までの規定は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第三十四条第一項前段若しくは第六十条第一項前段の命令若しくは第三十七条第五項前段若しくは第六十二条第二項前段の決定により入院している者又は同法第四十二条第一項第一号若しくは第六十一条第一項第一号の決定により指定入院医療機関に入院している者については、適用しない。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

第四十条 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「又は感染症の予防及び感

染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第四十条第五項を、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第四十条第五項又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十四年法律第 号)第八十四条第三項に、「又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十条第六項を、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十条第六項又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十四条第四項に改める。

第七条 社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律(平成十四年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第十六条中「附則第四条を、附則第六条に改める。

(法務省設置法の一部改正)

第五十条 法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第四十条第十八号の次に次の一号を加える。

な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第十九条各号」を加える。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第六条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第四号中「昭和二十五年法律第百二十三号」の下に、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十四年法律第 号)」を加える。

平成十二年度一般会計歳入歳出決算、平成十二年度特別会計歳入歳出決算、平成十二年度国税収納金整理資金受払計算書及び平成十二年度政府関係機関決算書に関する報告書

一 決算の内容

1 一般会計

平成十二年度一般会計歳入歳出決算は、歳入決算額九十三兆三千六百十億二千七百十五万四千五百円余、歳出決算額八十九兆三千二百四十九億九千九百九十一万四千五百円余、差引き四兆三百九十九億七千七百二十四万四千五百円余の剰余を生じたが、この剰余金は、財政法第四十一条の規定により、一般会計の平成十三年度の歳入に繰入れ済みである。

なお、平成十二年度における財政法第六条の純剰余金は、二千三百八十一億七千九百八十六万四千五百円余であるが、平成十二年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律の規定により、財政法第六条第一項の規定は

適用されないこととなっている。

以上の決算額を予算額と比較すると、

歳入においては、予算額八十九兆七千七百二億二千六百九十万円、当初予算額八十四兆九千八百七十億五千三百二十五万円、予算補正追加額五兆五千七百七十一億九千七百一十四万円、予算補正修正減少額三千七百四十億二千三百三十八万円に比し、三兆五千九百八億二千五百四十四万円の増加となっている。

歳出においては、予算額八十九兆七千七百二億二千六百九十万円、当初予算額八十四兆九千八百七十億五千三百二十五万円、予算補正追加額五兆五千七百七十一億九千七百一十四万円、予算補正修正減少額一兆三千三百三十三億七千五百五十八万円に前年度繰越額三兆八千九百九十九億七千七百円を加えた歳出予算額九十三兆五千七百一十一億四千三百六十七万円に比し、支出済歳出額は八十九兆三千二百四十億四千九百九十一万円であり、その差額は四兆三千五百十億九千三百七十六万円である。このうち、翌年度繰越額は三兆五千五百五十億千八百三十六万円、明許繰越三兆四千三百五十七億五千九百九十九万円、事故繰越千九百九十三億二千三百七十七万円、不用額は六千九百六十億七千五百三十九万円である。

債務負担額(保証債務及び損失補償債務の負担額を除く)は、平成十二年度末現在三百九十一兆五千八百一億六千五百四十二万円、前年度末に比し、三十四兆六千五百一億八千四百四十八万円増加している。この債務のうち、公債は、三百七十九兆二千二百三十八

億七千七百万円、前年度末に比し、三十三兆六千八百七十二億六千八百三十四万円増加しており、財政法第十五条第一項の規定に基づき国庫債務負担行為は、三兆八千五百三十億五千七百八十万円、前年度末に比し、二千二百三十三億三千七百七十四万円減少し、財政法第十五条第二項の規定に基づき国が債務を負担することが出来る金額は千億円であるが、契約等による債務負担額は少ない。

保証債務及び損失補償債務負担額は、平成十二年度末現在五十八兆九千五百八十六億九千五百二十二万円、前年度末に比し、四兆四千九百六十二億四千五百六十九万円増加している。

2 特別会計

平成十二年度の特別会計の数は三十八であり、その歳入歳出の決算額の合計額は、歳入三百四十一兆四千六百六十三億七千八百九十八万円、歳出三百五十五兆七千七百五十九億四千三百九十一万円である。また、翌年度繰越額の合計額は一兆五千七百三十四億二千五百七十七万円、不用額の合計額は一兆九千十億二千二百五十二万円である。

債務負担額は、平成十二年度末現在百五十五兆五千二百九十二億四千七百九十五万円、前年度末に比し、十兆四千九百七十七億三千三百四十六万円増加している。この債務のうち、借入金金は百四兆二千三百六十五億六千九百七十八万円、短期証券は四十四兆八千三百九十五億一千万円である。

3 国税収納金整理資金

平成十二年度の国税収納金整理資金の受入

れ及び支払いは、資金への収納済額五十九兆八千三百三十一億四千六百六十四万円、資金からの一般会計等の歳入への組入額等五十九兆七百十三億四千四百七十六万円であり、差引き七千四百八十八億八十八万円が平成十二年度末の残余資金となる。これは主として特定地方税に係る還付金の支払決定未済のものである。

4 政府関係機関

平成十二年度の政府関係機関の数は九であり、その収入支出の決算額の合計は、収入七兆九百九十四億三千二百八十万円、支出六兆九千八百七十七億三千九百八十三万円である。

二 議決の内容

平成十二年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書につき、左のごとく議決すべきものと議決した。

本院は、平成十二年度決算について、予算執行の実績とその効果、会計検査院の検査報告などに重点を置いて審議を行ってきたが、さらに改善を要するものが認められるのは遺憾である。

1 予算の執行状況などからみて、所期の目的が十分達成されるよう、なお一層の努力を要する事項などが見受けられる。

次の事項がその主なものであるが、政府は、これらについて特に留意して適切な措置を執り、その結果を次の常会に本院に報告すべきである。

(1) 公共事業は国民の貴重な税金によって執

行されているにもかかわらず、入札等において、政治家等の関与や談合、業務妨害等がたびたび指摘されている。

政府は、このような不祥事が起こらぬよう、公共事業の入札や随意契約等の執行に当たっては、自由競争、公開、公正の原則により、透明性、公共性等の適正化措置を図るとともに、不正行為排除の徹底を強力に推進すべきである。

(2) 住民基本台帳ネットワークシステムの稼働については、附帯決議(平成十一年六月十一日 衆議院地方行政委員会)の指摘にあるように安易な拡大利用を図らず、個人情報保護のための法制度を確立するために必要な措置及びセキュリティ対策を十分に講じ、地方公共団体との緊密な連携のもとに適切な運用に努めるべきである。

なお、個人情報の保護に関しては、防衛庁における情報開示請求者リスト作成事件のような不適切な事態が発覚したことからも、こうした事態の再発を防止する施策を確立し、真に個人情報の保護を図るべきである。

(3) 今後の道路建設に当たっては、その役割及び必要性についてより一層の検討を行い、費用対効果に配慮し、効率的にこれを行うことが必要である。なお、有料道路については利用者の負担軽減に努めるべきである。

また、京都議定書の発効により環境保全の重要性が求められていることから、積極的な鉄道利用を推進することが課題であ

平成十四年十二月十日 衆議院會議録第十七号

り、均衡ある交通網の整備のために地方鉄道の経営悪化問題に早急に取り組むべきである。

(4) 一部の公益法人については、設立本来の公益性、中立性がしるにされ、国民に疑念を抱かせるような形で過度な政治活動を行っているものと指摘されている。政府は、公益法人の設立の趣旨にかんがみ、設立目的に沿った適正な業務運営が行われるよう適切に指導監督を行うべきである。

(5) 食物は人命の基であるが、食品安全行政に対する国民の不安・不信感は増大している。政府は、食の安全を確保するための総合的かつ長期的な施策の確立のため、行政機構の改革や関係法令の整備を速やかに行い、新たな「食品安全保障システム」の構築を図るべきである。

(6) 政府は、国産材の品質向上や安定供給を図るとともに一層の構造改革を進め、外材に対抗し得る国産材の供給体制を構築するとともに、木材輸出についても、その環境整備を図るべきである。

2 会計検査院が検査報告で指摘した不当事項については、本院もこれを不当と認める。

政府は、これらの指摘事項について、それぞれ是正の措置を講ずるとともに、綱紀を肅正して、今後再びこのような不当事項が発生することのないよう万全を期すべきである。

3 決算のうち、前記以外の事項については異議がない。

政府は、今後予算の作成及び執行に当たって

平成十二年度決算に関する報告書 平成十二年度国有財産増減及び現在額総計算書に関する報告書

は、本院の決算審議の経過と結果を十分考慮して、行政改革を強力に推進し、財政運営の健全化、行政の活性化・効率化を図るとともに、政策評価等の実施を通じて効果的かつ効率的な行政を推進し、もって国民の信託にこたえるべきである。

右報告する。

平成十四年十二月六日

決算行政監視委員長 山口 俊一

衆議院議長 綿貫 民輔殿

平成十二年度国有財産増減及び現在額総計算書に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、国有財産法第三十四条第一項の規定に基づき国会に報告されたものである。

平成十二年度中の国有財産の増減額は、総増加額百十二兆九千七百七十八億八千九百八十三万四千九百九十九円九角二分であり、総減少額百一兆七千七百九十九億九千九百九十九円九角二分であり、差引き純増額は一兆二千五百七十九億七千五百五十五万四千三百六十四円四角七分九厘に相当する。これを平成十一年度末現在額百五兆八千三百六十四億四千七百九十一万四千四百四十四円八角四分七厘に相当する。

平成十二年度末現在額は百七兆九百四十四億四千七百九十一万四千四百四十四円八角四分七厘に相当する。

平成十二年度末現在額の内訳を分類別、区分別にみると、分類別では行政財産五十三兆七千三百三十七億五千二百三十八万四千四百四十四円、普通財産五十三兆三千八百六十六億六千八百八十八万四千四百四十四円、分別別では政府出資等四十四兆二千四百五十一億五千四百四十四円、土地三兆三千二百四十七億八千二百七十七万四千四百四十四円、建物九兆九百九十六億八千二百七十七万四千四百四十四円に相当する。

平成十二年度国有財産

百八十九万四千四百四十四円、工作物八兆二千七百三十八億五千七百三十三万四千四百四十四円、立木竹六兆五千八百五十五億八千二百三十二万四千四百四十四円に相当する。

なお、区分別の増減の主なもの、増が政府出資等四十五兆七千五百三十二億五千二百四十六万四千四百四十四円、土地四兆七千九百四十億九千六百三十二万四千四百四十四円、建物一兆三千九百二十八億九千九百九十九万四千四百四十四円、減が政府出資等四十三兆七千四百二十四億五千二百三十三万四千四百四十四円、土地三兆六千六百八十五億三千八百七十一万四千四百四十四円、建物十三兆百一十一億四千九百九十一万四千四百四十四円に相当する。

二 本件の議決理由

本件は、これを是認すべきものと認め、その旨議決した次第である。

平成十四年十二月六日

決算行政監視委員長 山口 俊一

衆議院議長 綿貫 民輔殿

平成十二年度国有財産無償貸付状況総計算書に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、国有財産法第三十七条第一項の規定に基づき国会に報告されたものである。

平成十二年度中の無償貸付財産の増減額は、総増加額一兆五千五百五十二億六千二百六十八万四千四百四十四円、総減少額一兆六千八百八十一億三千二百八十八万四千四百四十四円、差引き純減少額は千二百八十八億七千二百四十七万四千四百四十四円に相当する。

これを平成十一年度末現在額一兆四千四百八十五億九千五百六十七万四千四百四十四円から減算すると、平

成十二年度末現在額は一兆四百五十七億二千五百四十七万四千四百四十四円である。

平成十二年度末現在額の内訳の内訳は、公園の用に供するもの一兆九千二百億三千二百七十四円、墓地の用に供するもの九千六百八十八億四千四百二十五万四千四百四十四円に相当する。

なお、増減の主なものは、公園の用に供するもので、増が一兆四千六百七十四億五千六百四十七万四千四百四十四円、減が一兆五千七百四十九億六千五百三十三万四千四百四十四円に相当する。

二 本件の議決理由

本件は、これを是認すべきものと認め、その旨議決した次第である。

平成十四年十二月六日

決算行政監視委員長 山口 俊一

衆議院議長 綿貫 民輔殿